

第二部

法

令

編

昭和十三年三月二二六日

〔二一一一〕 法律第二八号

商店法

第一条 本法ハ市及主務大臣ノ指定スル町村（町村ニ準ズベキモノヲ含ム）ニ於テ物品販売業又ハ理容業ヲ営ム店舗ニ之ヲ適用ス

前項ノ物品販売業及理容業ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 店主ハ本法ニ定ムル閉店時刻以後顧客ニ対シ前条ノ営業ヲ為スコトヲ得ズ但シ閉店時刻前ヨリ引続キ店舗ニ在ル顧客ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

店主ハ閉店時刻以後ト雖モ負傷、疾病、災害其ノ他緊急ノ事由ヲ提示セル顧客ニ対シ其ノ必要ニ応ズル物品ヲ販売スルコトヲ得

第三条 閉店時刻ハ午後十時トス

行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限り前項ノ時刻ヲ午後十時迄繰延ブルコトヲ得

第四条 業務ノ繁忙ナル時期ニ付行政官庁必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限り一年ヲ通ジ六十日以内前二条ノ規定ヲ適用セズ又ハ前条ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

前項ノ外行政官庁臨時必要アリト認ムルトキハ前二条ノ規定ヲ適用セズ又ハ前条ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

第五条 店主ハ使用人ニ毎月少クトモ一回ノ休日ヲ与フベシ

第六条 左ニ掲タル店舗ニシテ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第二条及第三条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

一 興行場、観覧場、遊技場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

二 展覽会場、共進会場、博覽会場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

三 停車場又ハ船舶発着所ニ於ケル店舗

四 其ノ他主務大臣ノ指定スル場所ニ於ケル店舗
前項第二号ノ店舗ニシテ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ十六才未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシ前条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七条 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ前項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六才未満ノ者又ハ女子ノ就業時間が六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ之ニ与フベシ

業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ店主ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケ一年ヲ通ジ六十日以内第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ店主ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケ第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

第八条 前条第一項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六才未満ノ者及女子ニ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ与フベシ

業務ノ繁忙ナル時期其ノ他臨時必要アル場合ニ於テ店主行政官庁ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ休日ヲ一回ト為スコトヲ得

第九条 行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ店舗又ハ其ノ附属建設物ニ於ケル使用人ノ危害ノ防止又ハ衛生ニ関シ必要ナル事項ヲ店主ニ命ズルコトヲ得

第十条 天災事変ノ為又ハ事変ノ虞アル為必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ期間又ハ地域ヲ限り本法ノ全部又ハ一部ヲ適用セザルコトヲ得

第十一条 行政官庁監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ店舗又ハ其ノ附属建設物ニ臨検セシムルコトヲ得但シ使用人以外ノ者ノ居室ハ此ノ限ニ在ラズ

当該官吏前項ノ規定ニ依リ臨検スル場合ハ其ノ証票ヲ携帶スペシ
第十二条 店主ハ店舗ノ管理ニ付一切ノ権限ヲ有スル店舗管理人ヲ
選任スルコトヲ得
店主本法施行地内ニ居住セザルトキハ店舗管理人ヲ選任スルコト
ヲ要ス
店舗管理人ノ選任ハ行政官庁ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力
ヲ生ゼズ但シ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨ
リ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十三条 前条ノ店舗管理人ハ本法及本法ニ基キテ発スル命令ノ適
用ニ付テハ店主ニ代ルモノトス
店主営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治
産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ店舗管理人ナキトキハ其ノ
法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ
同ジ

第十四条 店主又ハ前条ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者第二条第一項、

第五条、第七条第一項第二項又ハ第八条第一項ノ規定ニ違反シタ
ルトキハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十五条 正當ノ理由ナクシテ当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌
避シ又ハ其ノ尋問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル
者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十六条 店主又ハ第十三条ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者ハ其ノ代理

人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ
本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮
ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ处罚ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七条 本法及本法ニ基キテ発スル命令ハ營利ヲ目的トセザル物
品販売又ハ理容ノ事業ヲ為ス店舗ニ之ヲ準用ス但シ国、道府県、

市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ付テハ店舗管理人ニ関スル規定
及罰則ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八条 本法ハ汽車、汽船其ノ他ノ交通機関内ニ於ケル店舗及露

店ニ之ヲ適用セズ

行政官庁ハ物品販賣業ヲ営ム露店ニ付終業スペキ時刻ヲ定ムルコ
トヲ得

リ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十九条 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十三年四月一日

〔二一一一二〕 法律第五十五号

国家総動員法

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戰時（戰争ニ準ズベキ事変ノ
場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為國ノ全力ヲ最
モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ言フ

第二条 本法ニ於テ総動員物資トハ左ニ掲タルモノヲ言フ

一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
二 國家総動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
三 國家総動員上必要ナル医薬品、医療機械器具其ノ他ノ衛生用
物資及家畜衛生用物資

四 國家総動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送
用物資

五 國家総動員上必要ナル通信用物資

六 國家総動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資

七 國家総動員上必要ナル燃料及電力

八 前各号ニ掲タルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原
料、材料、機械器具、装置其ノ他ノ物資

九 前各号ニ掲タルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家総動
員上必要ナル物資

第三条 本法ニ於テ総動員業務トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 総動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ関ス
ル業務

二 国家総動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ関スル業務

三 国家総動員上必要ナル金融ニ関スル業務

四 国家総動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ関スル業務

五 国家総動員上必要ナル教育訓練ニ関スル業務

六 国家総動員上必要ナル試験研究ニ関スル業務

七 国家総動員上必要ナル情報又ハ啓発宣伝ニ関スル業務

八 国家総動員上必要ナル警備ニ関スル業務

九 前各号ニ掲タルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家総動
員上必要ナル業務

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム
所ニ依リ帝国臣民ヲ徵用シテ総動員業務ニ從事セシムルコトヲ得
但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム
所ニ依リ帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ國又ハ地方公共
團体ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働条件
ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第七条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム

ル所ニ依リ労働争議ノ予防若ハ解決ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又
ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ労務ノ中止其ノ他ノ労働争議ニ関スル
行為ノ制限若ハ禁止ヲ為スコトヲ得

第八条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ総動員物資ノ生産、修理、配給、譲渡其ノ他ノ処分、
使用、消費、所持及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第九条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ為シ、輸出若ハ輸入ヲ
命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ
減免スルコトヲ得

第十一条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ総動員物資ヲ使用又ハ収用スルコトヲ得

第十二条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ会社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的変更、社債ノ
募集若ハ第二回以後ノ株金ノ払込ニ付制限若ハ禁止ヲ為シ、会社
ノ利益金ノ処分、償却其ノ他経理ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ
銀行、信託会社、保険会社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ対シ資
金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十三条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ総動員業
務タル事業ヲ営ム会社ノ當該事業ニ属スル設備ノ費用ニ充ツル為
ノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百条又ハ第二百十条ノ
規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第十四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ総動員業務タル事業ニ属スル工場、事業場、船舶其
ノ他ノ施設又ハ之ニ転用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管
理、使用又ハ収用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲タルモノヲ使用又ハ収用スル場合ニ於テ勅令ノ定

ムル所ニ依リ其ノ従業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ実

施スル特許発明若ハ登録実用新案ヲ実施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ総動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、

使用又ハ収用スルコトヲ得

第十四条 政府ハ戰時ニ際シ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ鉱業権、砂鉱権及水ノ使用ニ関スル權利ヲ使用又ハ

収用スルコトヲ得

第十五条 前二条ノ規定ニ依リ収用シタルモノ不用ニ帰シタル場合

ニ於テ収用シタル時ヨリ十年内ニ払下タルトキハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ旧所有者若ハ旧権利者又ハ其ノ一般承継人ハ優先ニ之ヲ買

受クルコトヲ得

第十六条 政府ハ戰時ニ際シ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、拡張若ハ改良ヲ制限若ハ

禁止シ又ハ総動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、拡張若ハ改

良ヲ命ズルコトヲ得

第十七条 政府ハ戰時ニ際シ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ総動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於

ケル当該事業ニ關スル統制協定ノ設定、変更若ハ廃止ニ付認可ヲ

受ケシメ、統制協定ノ設定、変更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ

加盟店者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ対シ其ノ統制協定

ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八条 政府ハ戰時ニ際シ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ総動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ対シ

当該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ組合ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ為サザルト

キハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ

コトヲ得

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該

組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タラシ

ムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ

設定、変更若ハ廃止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ変

更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ

命ズルコトヲ得

第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 政府ハ戰時ニ際シ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ価格、運送費、保管料、保險料、賃貸料又ハ加工費

ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十条 政府ハ戰時ニ際シ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ為

スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニ

シテ國家総動員上支障アルモノノ発売及領布ヲ禁止シ之ヲ差押フ

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一条 政府ハ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ帝国臣民及帝国臣民ヲ雇用若ハ使用スル者ヲシテ帝国臣民ノ

職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝国臣民ノ職業能力ニ關

シ検査スルコトヲ得

第二十二条 政府ハ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ学校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇用主ニ対シ國家総動員上必要ナル技能者ノ養成ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十三条 政府ハ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員物資ノ生産、販売又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ当該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定数量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四条 政府ハ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員業務タル事業ノ事業主又ハ戦時ニ際シ総動員業務ヲ実施セシムベキ者ヲシテ戦時ニ際シ実施セシムベキ総動員業務ニ関スル計画ヲ設定セシメ又ハ当該計画ニ基キ必要ナル演練ヲ為サンマルコトヲ得

第二十五条 政府ハ國家総動員上必要アルトキハ総動員物資ノ生産ヲ命ズルコトヲ得

第二十六条 政府ハ國家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ一定ノ利益ヲ保証シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ対シ総動員物資ノ生産若ハ修理ヲ為サンメ又ハ國家総動員上必要ナル設備ヲ為サシムルコトヲ得

第二十七条 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八条、第十条、第十三一条若ハ第十四条ノ規定ニ依ル処分、第九条ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一条ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有価証券ノ応募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六条ノ規定ニ依ル設備ノ新設、拡張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八条 政府ハ第二十二条、第二十三条又ハ第二十五条ノ規定ニ依リ命令ヲ為ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ハ収用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九条 前二条ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五条ノ規定ニ依ル払下ノ価額ハ総動員補償委員会ノ議ヲ経テ政府之ヲ定ム

第三十条 政府ハ第二十六条又ハ第二十八条ノ規定ニ依リ利益ノ保証又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ為必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第三十一条 政府ハ國家総動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ当該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二条 第九条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ為シ又ハ為サントシタル者ハ三年以下ノ徴役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ為シ又ハ為サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ没収スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第七条ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者
二 第八条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
三 第九条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ為サザル者
四 第十条ノ規定ニ依ル総動員物資ノ使用又ハ収用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

五 第十三条ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用若ハ収用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

六 第十九条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十一条ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六条ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十七条若ハ第十八条第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシ

テ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、変更若ハ廢止シ又ハ第十七条若ハ第十八条第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第二十三条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ為サザル者

五 第二十六条ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ為サザル者

第三十五条 前三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第四条ノ規定ニ依ル徵用ニ応ゼズ又ハ同条ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

二 第六条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第二十二条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二十四条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計画ノ設定又ハ演練ヲ為サザル者

三 第二十五条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ為サザル者

第三十八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十八条第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ為サザル者

二 第三十条ノ規定ニ依ル命令又ハ处分ニ違反シタル者

三 第三十一条ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

第三十九条 第二十条第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ発行人及編集人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ発行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁固又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

新聞紙ニ在リテハ編集人以外ニ於テ實際編集ヲ担当シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十条 第二十条第二項ノ規定ニ依ル差押処分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁固又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第四十一条 前二条ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二条 第三十一条ノ規定ニ依ル当該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第四十三条 第二十二条ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ料料ニ処ス

第四十四条 総動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ関シ知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第四十五条 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ一千円以下ノ罰金ニ処ス

第四十六条 第十八条第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組

合ノ役員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタ

ルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ

行為ヲ為サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没收ス若シ其ノ全部又ハ

一部ヲ没收スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第四十七条 前条第一項ニ掲タル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約

束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

ルコトヲ得

第四十八条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他

ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二条乃至第三十四条、

第三十六条第二号、第三十七条、第三十八条又ハ第四十三条前段

ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人

ニ対シ各本条ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九条 前条ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有

スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地

外ニ於テ為シタル行為ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル

人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ為シタ

ル行為ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ

適用ス

第五十条 本法施行ニ關スル重要事項（軍機ニ關スルモノヲ除ク）

ニ付政府ノ諮詢ニ應ズル為國家總動員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八号ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ為シタル命令又ハ処分ハ之ヲ本

法中ノ相當規定ニ基キテ為シタルモノト看做ス

軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ処罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

〔一一一―三〕 昭和十三年四月一日
法律第五十九号

社会事業法

第一条 本法ハ左ニ掲タル社會事業ニ之ヲ適用ス但シ勅令ヲ以テ指

定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 養老院、救護所其ノ他生活扶助ヲ為ス事業

二 育兒院、託児所其ノ他兒童保護ヲ為ス事業

三 施療所、產院其ノ他施藥、救療又ハ助產保護ヲ為ス事業

四 授產場、宿泊所其ノ他經濟保護ヲ為ス事業

五 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業

六 前各号ニ掲タル事業ニ關スル指導、連絡又ハ助成ヲ為ス事業

第二条 社會事業ヲ經營スル者其ノ事業ヲ開始シタルトキ又ハ之ヲ

廃止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨事業經營地ノ

地方長官ニ届出ヅベシ

第三条 地方長官ハ社會事業ヲ經營スル者ニ對シ保護ヲ要スル者ノ

收容ヲ委託スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル委託アリタル場合ニ於テ社會事業ヲ經營スル者

ハ正当ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四条 地方長官ハ社會事業ノ施設ニ收容セラレタル者ノ処遇上必

要アリト認ムルトキハ社会事業ヲ經營スル者ニ対シ其ノ施設ニ属スル建物又ハ設備ノ改良ヲ命ズルコトヲ得

社会事業ヲ經營スル者前項ノ規定ニ依ル处分ニ從ハザルトキハ地方長官ハ當該建物又ハ設備ノ使用ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル处分ハ予メ戒告スルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 社会事業ヲ經營シ又ハ經營セントスル者其ノ事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル為寄附金ヲ募集セントスルトキハ事業經營地ノ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ事業經營地ガ二以上ノ道府県ノ区域ニ涉ルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前二項ノ規定ニ依ル許可ニハ条件ヲ附スコトヲ得

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者（当該事業ノ承継者ヲ含ム）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ収支ヲ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官庁ニ報告スベシ

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者（当該事業ノ承継者ヲ含ム）ハ其ノ寄附金又ハ之ニ依リ得タル財産ノ处分ニ付寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官庁ノ許可ヲ受クベシ

第六条 地方長官ハ監督上必要アリト認ムルトキハ社会事業ヲ經營スル者ニ対シ其ノ事業ニ関スル報告ヲ為サシメ、書類帳簿ノ提出ヲ命ジ、実地ニ就キ業務若ハ会計ノ状況ヲ調査シ又ハ事業ノ經營ニ関シ指示ヲ為スコトヲ得

第七条 社会事業ヲ經營スル者本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又

ハ之ニ基キテ為ス处分ニ違反シタルトキ又ハ其ノ事業ノ經營ニ関シ著シク不当ノ行為アリタルトキハ主務大臣ハ中央社会事業委員会ノ意見ヲ聞き其ノ者ニ対シ本法ノ適用ヲ受クル社会事業ヲ經營

スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第八条 中央社会事業委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 道府県ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方社会事業ニ関スル重要事項ヲ調査審議セシムル為地方社会事業委員会ヲ設置スルコトヲ得

第十一条 社会事業ヲ經營スル者第二条ノ規定ニ依ル事業開始ノ届出ヲ為シタルトキハ道府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ其ノ社会事業ノ用ニ供スル土地又ハ建物ニ対シテ租税其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条 社会事業ヲ經營スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ前条ノ規定ニ依ル補助ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

一 事業ノ全部又ハ一部ヲ廃止シタルトキ
二 補助ノ条件ニ違反シタルトキ

三 本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス处分ニ違反シタルトキ

第十三条 主務大臣地方ノ情況ニ依リ特別ノ必要アリト認ムルトキハ中央社会事業委員会ノ意見ヲ聞き道府県又ハ勅令ヲ以テ指定スル市ニ対シ社会事業ノ經營ヲ命ズルコトヲ得

第十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス
一 第五条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ寄附金ヲ募集シタル者

二 第五条第三項ノ規定ニ依ル許可ノ条件ニ違反シテ寄附金ヲ募

集シタル者

三 第五条第五項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ寄附金又ハ之ニ

依リ得タル財産ヲ処分シタル者

四 第七条ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シテ社会事業ヲ經營シタル者

第十五条 第五条第四項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス

第十六条 社会事業ヲ經營シ又ハ經營セントスル者ハ其ノ代理人、

戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十七条 本法ノ罰則ハ社会事業ヲ經營シ又ハ經營セントスル者ガ

法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年六月二十九日公布勅令第四四四号ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行編注）

本法施行ノ際現ニ社会事業ヲ經營スル者ハ本法施行ノ日ヨリ三月以内ニ第二条ノ規定ニ依ル届出ヲ為スベシ

第五条ノ規定ハ社会事業ヲ經營シ又ハ經營セントスル者ニシテ本法施行ノ際現ニ寄附金募集ニ付行政官庁ノ許可ヲ受ケ募集中ノモノニ対シテハ之ヲ適用セズ

第一条 厚生大臣ノ指定スル大学、専門学校、実業学校其ノ他之ニ準ズベキ各種学校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル学科ヲ修メ其ノ学校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者（以下卒業者ト称ス）ノ国家総動員法第六条ノ規定ニ基ク使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 卒業者ヲ雇用契約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校ノ程度及学科別ニ各年ノ卒業者ノ使用員数ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三条 厚生大臣前条ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事実アリト認ムルトキハ認可シタル員数ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第四条 厚生大臣必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二条ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スル者ニ付卒業者ノ使用ニ関シ国家総動員法第三十二条ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官必要ト認ムルトキハ卒業者ノ使用ニ関シ國家総動員法第三十二条ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ第二条ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スル者ノ工場、事業場又ハ事務所ニ臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

第五条 本令ハ市町村其ノ他之ニ准ズベキモノニ於テ卒業者ヲ吏員トシテ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

第六条 本令ハ国又ハ道府県ニ於ケル卒業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第七条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台灣ニ

〔二一一一四〕 勅令第五百九十九号

学校卒業者使用制限令

昭和十三年八月二十四日

在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リ

テハ南洋庁長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、

台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南

洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トシ道府県トアルハ朝鮮ニ在リテ

ハ道、台灣ニ在リテハ州又ハ府、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地

方費トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

式第三号ノ証票ヲ携帯スベシ
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(様式 略)

昭和十三年八月二十六日

〔二一一一五〕 厚生省令第二十三号

〔二一一一六〕 厚生省告示第百十九号

学校卒業者使用制限令ノ学校指定

大 学

一 大学ノ工学部及理工学部

二 旅順工科大学

専門学校

一 工業ニ関スル専門学校

二 朝鮮及台灣ノ工業ニ関スル専門学校

三 南滿州工業専門学校

実業学校

一 工業学校(大正十年文部省令第五号二種以上ノ実業学校ノ学

科ヲ置ク学校ニ關スル規程第一条ノ規定ニ依リ設ケタル実業学

校ニシテ工業学校ノ学科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及台灣ノ

工業学校(大正十一年朝鮮總督府令第九号実業学校規程第四条

ノ規定ニ依リ設ケタル実業学校ニシテ工業学校ノ学科ヲ置クモ

ノヲ含ム)ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ

(一) 尋常小学校卒業程度ヲ入学資格トスルモノニシテ修業年限

ヲ五年以上トスルモノ

第五条 令第四条第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢スル場合ニハ様

臣ニ報告スベシ

ヲ二年（夜間授業ノモノニ在リテハ四年）以上トスルモノ

(三) 前二号ト同等以上ノモノ

(四) 工業学校規程第十一條ノ二又ハ台灣公立工業學校規則第四

条ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

二 大連工業學校

三 撫順工業學校

各種學校

一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入学資

格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

(夜間授業ノモノヲ除ク)

- 九 燃料化學科（北海道帝國大學工學部第三部類乙ヲ含ム）
一及五乃至七ノ學科中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク
專門學校（專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入学資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム）
一 機械工學科（精密機械科及鉱山機械科ヲ含ム）
二 造船工學科
三 航空工學科
四 電氣工學科
五 応用化學科（電氣化學科ヲ含ム）
六 採礦冶金科（採礦學科、鉱山工學科、鉱山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム）
七 燃料學科

昭和十三年八月二十六日

〔一一一七〕 厚生省告示第百二十号

學校卒業者使用制限令ノ學科指定

一 機械工學科（北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム）

二 船舶工學科（造船學科ヲ含ム）

三 航空學科

四 造兵學科

五 電氣工學科（北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム）

六 応用化學科（工業化學科及化學工學科及電氣化學科ヲ含ム）

七 採礦冶金學科（鉱山及冶金學科、採礦學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第一部類甲ヲ含

ム）

八 火藥學科

五 応用化學科（工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他応用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）

六 採鉱冶金科（採鉱科及冶金科其ノ他之ニ準スペキ学科ヲ含ム）

〔二一一一八〕 勅令第五号 昭和十四年一月七日

国民職業能力申告令

第一条 国家総動員法第二十一条ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ関スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ関スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 職業能力ニ関スル事項ノ申告（以下申告ト称ス）ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未満ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各号ノ一二該當スルモノ（以下要申告者ト称ス）ニ付之ヲ為サシムルモノトス

一本令施行地内ニ於テ引続キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業

ニ從事スル者

二 引続キ一年以上前号ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ経過セザル者

三 厚生大臣ノ指定スル大学、専門学校、実業学校其ノ他之ニ準ズベキ各種学校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル学科ヲ修メ其ノ学校ヲ卒業シタル者

四 厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五 厚生大臣ノ指定スル検定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三条 要申告者及前条第一号ノ職業ニ從事スル要申告者ヲ使用スル者（以下使用者ト称ス）ハ要申告者ノ職業能力ニ関スル事項ノ申告義務者（以下申告義務者ト称ス）トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 帝国臣民要申告者（第十一条ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク）タルニ至リタルトキ又ハ第十一条ノ規定ニ該當スル要申告者同条ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ当該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ要申告者ガ第二条第一号ノ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ申告スベシ申告ヲ為シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、台灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

一 氏 名

二 出生ノ年月日

三 本 籍

四 居住ノ場所

五 兵役關係

六 学 歴

七 職業ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ職業名

八 第二条第一号ノ職業ニ從事スル者（就業ノ場所ノ一定セザル者ヲ除ク）ニ在リテハ就業ノ場所（ニ以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タル就業ノ場所）

九 第二条第一号ノ職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ経歴及技能程度

十 第二条第四号ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ

関スル事項

- 十一 第二条第五号ニ該当スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、
検定又ハ免許ニ関スル事項
- 十二 給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額
- 十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ数
- 十四 精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ労務ニ堪ヘ難キ者ニ在リテハ其
ノ状況
- 十五 総動員業務従事ニ関スル希望
- 十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 申告義務者前項ノ申告ヲ為シタル後ニ於テ同項第一号、第三号、
第五号乃至第八号、第十号又ハ第十一号ニ掲タル事項ニ、尚第二
条第一号ノ職業ニ從事セザル要申告者ニ在リテハ前項第四号ニ掲
タル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ當該事実ノ生ジタル月ノ翌月末
日迄ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ
- 第五条 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前条ノ規定ニ依ル申
告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ関シ前条第一項各号ニ掲タル事
項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得
- 第六条 要申告者左ノ各号ノニ該当スルニ至リタルトキハ申告義
務者ハ三十日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ為シタル職業紹介所長ニ申
告スベシ
- 一 要申告者タラザルニ至リタルトキ（第四条第一項後段ノ場合
ヲ含マズ）
- 二 第十一条ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキ
- 第七条 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タ
ル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ為スベシ
- 第八条 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該官

吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ関シ検査ヲ為サ
シムルコトヲ得

第九条 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ
申告又ハ検査ニ関シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基ク報告ヲ
微スルコトヲ得

地方長官又ハ職業紹介所長ハ本令ノ申告又ハ検査ニ関シ必要アリ
ト認ムルトキハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ当該官吏ヲ
シテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類
其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏
ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第十条 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ嘱託シ
テ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二条ノ規定ニ準ズ検査ニ関スル
職權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一条 本令ハ第六条第二号ノ規定ニ依ル申告ニ関スル規定ヲ除
クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（帰休下士官兵ヲ除ク）及
戦時若ハ事変ニ際シ又ハ兵役法第五十五条第二項ノ規定（志願ニ
依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該当スル勅令ノ規定ヲ
含ム）ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍学生生
徒（海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム）、陸海軍軍属、國
家総動員法第四条ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、医療関係者職業能力
申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ為スベキ者、獸醫師法ニ依リ農林大臣
ノ免許ヲ受ケタル獸醫師（朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケ
タル獸醫師、台灣ニ在リテハ台灣總督ノ免許証ヲ受ケタル獸医、
樺太ニ在リテハ樺太府長官ノ仮免狀ヲ受ケタル獸医、南洋群島ニ
在リテハ南洋府長官ノ指定スル者ヲ含ム）並ニ船員法ノ船員及朝
鮮船員令ノ船員ニ関スル申告及職業能力ノ検査ニハ之ヲ適用セズ

第十二条 要申告者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノノ申告ニ関シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前条ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク）

二 外国旅行中ノ者

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十三条 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業

スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十四条 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官厅ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ関スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第十五条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、

台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、台灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖府ニ在リテハ支庁長）、樺太ニ在リテハ樺太府支庁長、南洋群島ニ在リテハ南洋府支庁長トシ職業紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島、台灣ニ在リテハ市郡（澎湖府ニ在リテハ府）、樺太及南洋群島ニ在リテハ支庁トス

第十六条 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太

及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ関スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到来スルモノハ同日迄ニ之ヲ為スヲ妨ゲズ

昭和十四年一月十八日

〔一一一九〕 厚生省令第一号

国民職業能力申告令施行規則

第一条 国民職業能力申告令（以下令ト称ス）第二条第一号ノ職業ニ從事スル要申告者（以下要申告者ト称ス）ヲ臨時に使用スル者ニシテ左ニ掲タルモノハ令第三条但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ第一号ニ該当スル者要申告者ヲ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ使用スルニ至リタルトキ又ハ第二号若ハ第三号ニ該当スル者要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引続キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者
- 二 使用期間ノ定ナク要申告者ヲ労務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者

三 要申告者ヲ日日雇入レ使用スル者

第二条 要申告者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付為スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当セザルニ至リタル月ノ翌月末日迄ニ之ヲ為スヲ妨ゲズ

- 一 令第十二条第一号及第二号ニ該当スル者
- 二 朝鮮、台灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者

三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ為スコト能ハザルノ状

況ニ在ル者

第三条 令第四条第一項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一号ニ依リ
(技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ従ヒ)之ヲ為スベシ職業能
力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ職
業紹介所長之ヲ交付ス

令第四条第二項及令第六条ノ規定ニ依ル申告ハ第七条ノ職業能力

申告手帳ニ依リ之ヲ為スペシ

第四条 令第三条ノ使用者其ノ使用スル要申告者(以下被用者ト称
ス)ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ罷メタル月ノ翌月末日迄ニ其ノ
旨前ニ申告ヲ為シタル職業紹介所長ニ報告スペシ

第五条 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ
場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ
在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ関係ニ在リタル者死亡ノ
月ノ翌月末日迄ニ其ノ旨前ニ申告ヲ為シタル職業紹介所長ニ報告
スペシ

第六条 第三条第三項ノ規定ハ前二条ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之
ヲ準用ス

第七条 職業紹介所長令第四条第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業
能力ニ関スル事項ノ登録ヲ為シタルトキハ別表様式第二号ノ職業
能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スペシ

第八条 職業能力申告手帳ヲ交付セラレタル者其ノ職業能力申告手
帳ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ニ
所長ニ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第九条 令第八条ノ検査ハ被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業
ヲ為サンメ又ハ健康診断ヲ為シテ之ヲ行フモノトス

地方長官又ハ職業紹介所長前項ノ検査ノ為必要アリト認ムルトキ
ハ被検査者ニ対シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得
第十一条 地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ職業能
力ニ関スル申告又ハ検査ニ付報告ヲ徵スルコトヲ得

第十二条 当該官吏令第九条第二項ノ規定ニ依リ臨検スル場合ニハ
別表様式第三号ノ証票ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(別表様式 略)
(別表) 技能程度申告標準

機械検査工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ図面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

*二 検査品ノ不良ヲ知リ適當ナ処置ノ決定ガ出来ルコト

三 検査スル機械全体ノ機能ガワカツテキルコト

四 各部分品ニ必要ナ物理的性質ト化学的性質ヲ知ツテキル
コト

五 検査用具ノ考案ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

*二 検査用機械器具ノ取扱ガ完全ニ出来ルコト

三 検査品ノ用途ガ略ワカツテキルコト

四 特殊金属材料ノ種類ノ見分ガ出来ルコト

五 普通機械ノ金属材料ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

(備考) 特定ノ検査用具ノ取扱ダケシカ出来ナイ者又ハ選別検

查ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

レンズ検査工

〔一級〕次ノ三ツノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ図面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

*二 光学機械ノガラス部品ノ良否決定ノ基準ヲ立テルコトガ出

来ルコト

*三 ガラス材料ノ屈折率、レンズ曲面度、プリズム角度等ノ精密ナ検査ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

二 検査法及検査ノ基準ガ与ヘラレテ一般レンズ又ハプリズムノ研磨程度、焦点距離、異心率、角度、寸法等ノ検査ガ出来ルコト

三 検査法及検査ノ基準ガ与ヘラレテ各種レンズノ収差ノ検査ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

採炭夫

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

二 採炭作業ニ從事シ発破作業ガ出来ルコト

三 採炭作業ニ從事シ支柱作業ガ出来ルコト

四 採炭作業ニ從事シ切炭機又ハ穿孔機ノ使用ガ出来ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

(備考) 採炭ノ手伝ダケシカ出来ナイ者ハ二級トスルコト

炭坑支柱夫

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

二 取梓作業ガ出来ルコト

三 捲立桿作業ガ出来ルコト

四 坑道桿作業ガ出来ルコト

五 充填(パッキング)作業ガ出来ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

採鉱夫

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 小型鑿岩機ノ使用ガ出来且発破及支柱作業ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト

二 大型鑿岩機ノ使用ガ完全ニ出来ルコト

三 石目ノ見分ガ完全ニ出来ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

(備考) 手掘ダケシカ出来ナイ者ハ二級トスルコト

鉱山支柱夫

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 堅坑支柱作業ガ完全ニ出来ルコト

二 補助支柱ヲ必要トスル箇処ノ発見ガ出来ルコト

三 普通坑道ノ支柱作業ノ段取りガ出来且工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

機械選鉱夫

〔一級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 破碎機及篩別機ノ運転及調節ニ熟練シテキルコト

〔二級〕二級ニ達シナイ者

二 磨鉱機又ハ分級機ノ操作ニ熟練シ且磨鉱ノ良否ノ見分ガ完

全ニ出来ルコト

三 浮選曲試薬等ノ加減、鉱液濃度ノ測定、アルカリ度ノ測定等ガ出来且浮選ノ良否ノ見分ガ完全ニ出来ルコト

四 ジツガ一選鉱機、テーブル選鉱機、磁気選別機等ニ依ル選鉱作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

製銑工

〔二級〕次ノ事項中二つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 炉況ヲ見テ出鋼時ノ判断ガ略出来ルコト

二 原料ノ良否ノ見分ガ出来且配合ガ略出来ルコト

三 突発事故ニ対シテ適當ナ処置ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中一つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 炉ノ故障ノ判定ガ略出来ルコト

二 炉況ニ依リ出銑ノ調節ガ略出来ルコト

三 出銑時ニ於ケル開口及閉止作業ニ熟練シテキルコト

四 热風炉ノ操作ニ從事シガスノ処理操作ガ完全ニ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

(備考) 粉鉱ノ燒結作業ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

製銑工

〔二級〕次ノ事項中二つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 炉況ヲ判断シ適當ナ処置ガ出来ルコト

二 出銑前ノ試料検査ガ出来ルコト

三 ガスノ良否ノ見分ガ出来且適當ナ処置ガ出来ルコト

四 突発事故ニ対シ適當ナ処置ガ出来ルコト

五 転炉ノ操作ニ從事シ火炎ニ依リ炉内材質ノ変化ノ判定ガ出

来ルコト

〔二級〕次ノ事項中二つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 炉況ヲ見テ出鋼時ノ判断ガ略出来ルコト

二 炉ノ故障ノ判定ガ略出来ルコト

三 原料ノ良否ノ見分ガ略出来ルコト

四 造塊作業ニ於テ湯ノ温度、鋼質及铸型ノ種類ニ応シテ湯ノ注入方法ノ加減ガ完全ニ出来ルコト

五 造塊作業ニ於テ铸型引抜時ノ判断ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

(備考) 苦灰石、石灰石等ノ焙燒作業ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

非鉄金属製鍊工

〔二級〕次ノ事項中二つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 焙焼程度ノ判定及調節ガ出来ルコト

二 焙結機ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出来ルコト

三 撻發炉又ハ蒸溜炉ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出来ルコト

四 熔鉱炉又ハ鍊鉄炉ノ羽口操作ガ出来ルコト

五 反射炉ノ操作ニ從事シ炉況ニ依リ原料及燃料ノ調節ガ出来ルコト

六 電氣炉ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出来ルコト

七 転炉ノ操作ニ從事シ火炎ニ依リ炉内材質ノ判定ガ出来ルコト

八 湿式製鍊作業ニ從事シ浸出又ハ濾過ノ調整ガ出来ルコト

九 湿式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ淨液ノ調整ガ出来ルコト

一〇 湿式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ電解又ハ沈澱ノ調整

ガ出来ルコト

一一 原料、製品、半製品等ノ熔融炉ノ操作ニ從事シ炉況ノ判定
ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 ポット焼結及団鉱ノ作業ガ出来ルコト

二 熔鉱炉、揮発蒸溜炉、反射炉又ハ鍊鉄炉ノ操作ニ從事シ床前作業ガ出来ルコト

三 原料、製品、半製品等ノ熔融炉ノ操作ニ從事シ炉前作業ガ出来ルコト

四 湿式製鍊又ハ電気精鍊ノ作業ニ從事シ磨鉱、濃泥又ハ濾過ノ操作ガ略出

五 湿式製鍊ノ作業ニ從事シ浸出又ハ淨液ノ操作ガ略出

六 原料、製品、半製品等ノ乾燥炉ノ操作ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

金属熔融工

〔一級〕次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 配合スル地金ノ種類ニ依リ熔融順序ヲ知ツテキルコト

二 熔融最高温度、熔剤投入温度及铸造温度ヲ知ツテキルコト

三 目測ニ依リ熔融金属ノ量及温度ノ判定ガ出来ルコト

四 熔融炉ノ修理ニツイテ指揮ガ完全ニ出来ルコト

五 合金ノ配合量ノ計算ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 目測ニ依リ熔融金属ノ温度ノ判定ガ出来ルコト

二 熔融炉ノ部分的修理及大型トリベノ修理ガ出来ルコト

三 古地金ノ種類ノ見分ガ略出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

操 炉 工

〔一級〕次ノ事項中四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 必要ニ応ジテ炉内温度ノ調節又ハ還元炎及酸化炎ノ調節ガ完全ニ出来ルコト

二 各種材料ノ加工可能温度ノ範囲ヲ知ツテキルコト

三 各種燃料ノ性質及ソレガ加熱材料ニ及ボス影響ヲ知ツテキルコト

四 炉材ノ耐火性質ノ判定ガ出来ルコト

五 担当スル電気炉ノ構造ヲ知リ且附属ノ電気機械器具及設備ノ取扱ニ熟練シテキルコト

六 目測ニ依リ炉内温度ノ判定ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 目測ニ依リ炉内温度ノ判定ガ出来ルコト

二 炉内温度測定器具ノ使用ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

(備考) 材料ノ装入又ハ取出ノ作業ダケシカ出来ナイ者ハ三級

トスルコト

圧延伸張工

〔一級〕次ノ事項中水印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圧延、伸張、引抜、押出等ノ作業ニ熟練シテキルコト

二 各種製品ノ仕様及規格ヲ知ツテキルコト

三 各種材料ノ圧延又ハ伸張ノ通減率ヲ知ツテキルコト

四 各種材料ノ圧延可能温度ノ範囲ヲ知ツテキルコト

五 ロール、ダイス等ノ機械要部ノ研磨及手直ガ出来ルコト

六 製線作業ニ從事シ抗張力二〇〇匁平方厘以上ノ鋼線又ハ径

○・三耗以下ノ鋼線ノ伸張ガ出来ルコト

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 担当スル機械ノ取扱ガ完全ニ出来ルコト

二 機械ノ簡単ナ研磨及手直ガ出来ルコト

三 热処理、酸洗等ノ工程ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコ
ト

四 計尺、測径、測温等ニ必要ナ器具類ノ取扱ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

(備考) 特定ノ矯正用機械ノ操作ダケンカ出来ナイ者ハ三級ト
スルコト

铸 物 工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計五ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 複雜ナ図面ガヨメルコト

*二 木型ノ作り方ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト

*三 銑物ノ不良ヲ知リ適当ナ処置ノ決定ガ出来ルコト

四 図面ヲ見テ大型銑物ノ作業段取ヲ決定シ且心金、底板等ノ
考案ガ出来ルコト

五 品物ノ用途、材質及大キサニ応ジテ砂ノ配合ガ出来ルコト

六 大型銑物ノ銑込所要量ノ計算ガ出来ルコト

七 大型銑物又ハ複雜ナ薄物ノ銑込温度ノ判定ガ出来且銑込ノ
指揮ガ出来ルコト

八 木型ヲ見テ銑物ノ工数見積ガ出来ルコト

九 湯ノ熔融法ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト

一〇 製品ノ用途ニ応ジテ適当ナ地金ノ選定ガ出来ルコト

鍛 工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 加工中ノ鍛工品ニツイテ所要寸法ノ判断ガ正確ニ出来ルコ
ト

*二 加工中ノ鍛工品ノ不良箇所ヲ発見シ其ノ処置ノ決定ガ出来
ルコト

三 図面又ハ見本ニ依リ材料及工数ノ見積ガ出来ルコト

四 五人以上ノ共同作業ヲ必要トスル大物鍛冶ノ指揮ガ出来ル
コト

五 大物鍛冶ニ必要ナ工具及当型ノ考案ガ出来ルコト

六 特殊ノ材料ニツイテ其ノ温度ト性質変化ノ関係ヲ知リ加熱
中又ハ加工中ノ材料ノ取扱ニツイテ指揮ガ正確ニ出来ルコト

七 材質ニ悪影響ヲ残サズニ加工ノ出来ル温度ノ範囲ヲ知ツテ
キルコト

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメルコト

二 鑄物ノ不良ニツイテ原因ノ判定ガ略出来ルコト

三 中型鑄物ノ木型ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出来ルコト

四 複雜ナ生型ノ製作ガ出来ルコト

五 複雜ナ中子ノ製作ガ出来ルコト

六 複雜ナ機械込作業ガ出来ルコト

(備考) 砂落、ハツリ又ハ簡単ナ小型中子ノ製作ダケシカ出来
ナイ者ハ三級トスルコト

〔二級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル物

*一 目測ニ依リ普通材料ノ温度ノ判定ガ出来ルコト

二 先手二人ノ指揮ガ出来ルコト

三 材料ノ見積ガ略出来ルコト

四 担当スル範囲ノ鍛冶仕事ノ段取ガ出来ルコト

五 機械槌ノ操縦ガ出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 先手ダケンカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

熱処理工

〔一級〕 次ノ事項中一つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 各種金属材料(炭素鋼、合金鋼、軽合金、銅合金)ノ中一

種ニツイテ製品ノ用途ニ応ジ必要ナ熱処理ガ出来ルコト

二 渗炭又ハ窒化作業ニ伴フ各種ノ操作ガ出来ルコト

能力ヲ有スル者

〔二級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ

*一 鏰デ熱処理品ノ硬度ノ判定ガ出来ルコト

三 簡単ナ普通鋼品ニツイテ特定ノ熱処理ガ出来ルコト

四 適当ナ指図ヲ受ケテ特殊鋼品ノ熱処理ガ出来ルコト

五 热処理後ノ歪取作業ガ出来ルコト

六 渗炭箱ニ品物ヲ正シク詰メルコトガ出来ルコト

七 加熱炉ノ操作ガ出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 塩化バリウム等ノ加熱バストラ使用スル焼入ダケンカ出

来ナイ者、熱処理機械ノ操作ダケンカ出来ナイ者ハ三

現 図 工

級トスルコト

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ図面ガヨメ且艦船、汽罐、橋梁又ハ鐵塔ノ構造ニ精

通シテキルコト

*二 指図ヲ受ケズニ現図展開作業ガ出来又ハ現図ニ依ル型板ノ

製作ガ出来ルコト

三 簡単ナ作業ニ対スル工数見積ガ出来ルコト

四 現図作業ニ必要ナ簡単ナ計算ガ出来ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 現図作業ノ手伝ダケシカ出来ナイ者ハ二級トスルコト

撓 鉄 工

〔一級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 簡単ナ図面ガヨメルコト

二 水圧機ニ依ル板、山形ノ撓曲作業ニ熟練シテキルコト

三 簡単ナ山形ノ度ノ出入及山形ノ撓曲作業ノ段取ガ出来ルコト

ト

四 歪取作業ニ熟練シテキルコト

五 板ノ彎曲作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

熔 接 工

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 図面ヲ見テ歪ノ最モ少イ作業段取ノ決定ガ出来ルコト

*二 担当スル範囲ノ熔接機ノ構造及取扱ニツイテ充分ノ知識ヲ

モツテキルコト

三 工数見積ガ出来ルコト

四 試験水圧ガ八圧平方釐以上ヲ必要トスル罐又ハ槽ノ熔接ガ出来ルコト

出来ルコト

五 薄板ノ複雜ナ構造物又ハ薄板ノ大物熔接ガ出来ルコト

六 電弧熔接作業ニ於テ下向、豎向、横向及上向ノ作業姿勢デ熔接ガ出来又ハ特定ノ作業姿勢デ高級ナ熔接ガ完全ニ出来ルコト

七 鋸鉄、特殊鋼、銅合金、軽合金、ニッケル中一種以上ノ熔接ニ熟練シテキルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能カヲ有スル者

*一 簡単ナ構造物ニツイテ作業段取ノ決定ガ出来ルコト

*二 担当スル範囲ノ熔接機ノ取扱ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト

三 試験水圧力二圧平方釐以上ヲ必要トスル容器ノ熔接ガ出来ルコト

四 薄板構造物ノ電弧又ハガス熔接作業ガ出来ルコト

五 電弧熔接作業ニ於テ下向、豎向又ハ横向ノ作業姿勢デ熔接ガ完全ニ出来ルコト

六 バット、スポット又ハシーム熔接作業ニ熟練シテキルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

製罐工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能カヲ有スル者

*一 図面ト加工物トニ応ジテ段取ヨク加工ガ出来ルコト

二 船ノ構造ヲ概略知ツテキルコト

三 現岡木型ニヨル野書ガ出来ルコト

二 複雜ナ作業ニツイテ必要ナ現図ノ作製ガ出来ルコト

三 製罐作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出来ルコト

四 厚板曲ゲ方ノ指揮ガ出来ルコト

五 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能カヲ有スル者

*一 図面ガヨメ且簡単ナ作業ノ段取ガ出来ルコト

*二 簡単ナ作業ニツイテ現図ノ作製ガ出来ルコト

三 使用工具ノ適否ノ判定ガ出来ルコト

四 薄板ノ歪取作業ガ出来ルコト

五 簡単ナ製罐品ノ曲直及修理ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

鉄木工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能カヲ有スル者

*一 複雜ナ図面ガヨメ且組立段取ガ出来ルコト

二 船ノシヤフトセントラル出スコトガ出来ルコト

三 盤木、進水台又ハ支柱ノ調整ガ出来ルコト

四 船体ノ中心若ハ組立位置ノ出シ方又ハ肋骨若ハ骨盤ノ組立調整ガ出来ルコト

五 船ノ構造ニ精通シテキルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能カヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメルコト

二 船ノ構造ヲ概略知ツテキルコト

三 現岡木型ニヨル野書ガ出来ルコト

三 針金デ管ノ曲型ヲトルコトガ出来ルコト

四 簡単ナ配管工事ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

野書工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ図面ガヨメルコト

*二 図面ト加工物トニ応ジテ段取ヨク野書ガ出来ルコト

三 材料ニ決陥ガアル場合製品ノ機能ニ応ジテ適當ナ処置ガ出

来ルコト

四 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメルコト

*二 担当スル範囲ノ野書ガ出来ルコト

三 型板（テンプレート）等ヲ用ヒテ簡単ナ野書ガ出来ルコト

四 製品ノ用途ヲ略理解シテキルコト

旋盤工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他三項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 図面ト加工物トニ応ジテ各種ノ作業段取及加工業ガ出来

ルコト

二 数種類ノ旋盤ニツイテ各種ノ加工業ガ能率ヨク出来ルコ

ト

三 旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ発見ガ出来ル

コト

四 内バス及外バスヲ用ヒセ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合

（品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上）

寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上）

以上ニ加工ガ出来ルコト

五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法

二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前

後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部

分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

六 大型旋盤作業ニツイテ取付及加工段取ガ出来ルコト

七 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト

*二 担当スル旋盤ニツイテ各種ノ加工業ガ能率ヨク出来ルコ

ト

三 荒削済ノ製品ニ対シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合

セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇耗前
後ナラバ公差正負百分ノ五耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差
正負百分ノ六・五耗程度ノ仕上）以上ニ加工ガ出来ルコト

四 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上

寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前
後ナラバ公差正負百分ノ一・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部

分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

五 各種ネヂノ製作ガ出来ルコト

六 使用刃物ノ研磨ガ出来ルコト

七 高級刃物、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知
ツテキルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者
タレット工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 作業上必要ナ程度ニ図面ガヨメルコト

*二 指定サレタ加工方式ノ理解ガ容易ニ出来ルコト

三 タレット旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ発見
ガ出来ルコト

四 使用工具ノ適否ノ判定ガ出来且其ノ調整ガ出来ルコト

五 使用工具ノ考案ガ出来ルコト

六 精密度ノ高イ製品ノ多量生産ガ出来ルコト

七 自動又ハ半自動旋盤ノ作業指導ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

二 日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ
公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分
ノ二・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出

来ルコト
三 使用刃物ノ研磨ガ出来ルコト

四 高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキ
ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

中グリ工

（備考）精密度ノ低イボルト、ナット等ノ多量生産ダケシカ出来
ナイ者ハ三級トスルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者
タレット工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他三項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 図面ト加工物トニ応ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出来
ルコト

*二 数種類ノ中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来
ルコト

三 中グリ盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ発見ガ出
来ルコト

四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合
(品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗
仕上寸法百耗前後ナラバ公差正負百分ノ三・五耗程度ノ仕上)
以上ニ加工ガ出来ルコト

五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法
五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗仕上寸法百耗前後
ナラバ公差正負百分ノ一・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分
品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

六 大型中グリ盤（シャフトボーリング）ニツイテ取付及加工
段取ガ出来ルコト
七 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト
*二 担当スル中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来
ルコト

ルコト

- 三 荒削済ノ製品ニ対シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合（品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ六耗仕上寸法百耗前後ナラバ公差正負百分ノ八耗程度ノ仕上）以上ニ加工ガ出来ルコト
- 四 マイクロメータ用ヒ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト
- 五 使用刃物ノ研磨ガ出来ルコト
- 六 高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕二級ニ達シナイ者
- 研磨工
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- ＊一 図面ト加工物トニ応ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出来ルコト
- ＊二 研磨盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト
- ＊三 マイクロメータ用ヒ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト
- ＊四 砥上盤（ホーニング盤）作業ガ出来ルコト
- ＊五 普通工具ノ研磨ガ出来ルコト
- ＊六 マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕二級ニ達シナイ者
- ボール盤工
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- ＊一 図面ト加工物トニ応ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出来ルコト
- ＊二 数種類ノボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト
- 四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

五 各種砥石車ノ硬度又ハ粒度ト工作物トノ関係ヲ理解シ研磨速度ト送リノ加減ガ出来ルコト

六 工数見積ガ出来ルコト

七 ラツピング仕上作業ガ出来ルコト

八 特殊高級工具ノ研磨ガ出来ルコト

九 ネジ研磨盤又ハ歯車研磨盤ノ使用ガ完全ニ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

＊一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト

＊二 担当スル研磨盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト

三 ボール盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ発見ガ出来ルコト

能力ヲ有スル者

四 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト

*二 担当スルボール盤ニツイテ各種ノ加工業ガ能率ヨク出来ルコト

ルコト

三 タツブ下孔ヲアケルコトガ出来ルコト

四 錐ノ研磨ガ出来ルコト

五 高級工具、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

ツテキルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

平削工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

四 錐ノ研磨ガ出来ルコト

ルコト

*一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト

能力ヲ有スル者

三 平削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ発見ガ出来

ルコト

*二 数種類ノ平削盤ニツイテ各種ノ加工業ガ能率ヨク正確ニ

出来ルコト

三 平削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ発見ガ出来

ルコト

四 大型平削盤ニツイテ取付及加工段取ガ出来ルコト

五 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト

*二 担当スル平削盤ニツイテ各種ノ加工業ガ能率ヨク正確ニ

出来ルコト

三 使用刃物ノ研磨ガ出来ルコト

四 高級刃物マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

形削工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 図面ト加工物トニ応ジテ各種ノ作業段取及加工業ガ出来

ルコト

*二 形削盤又ハ堅削盤ノ数種類ニツイテ各種ノ加工業ガ能率

ヨク正確ニ出来ルコト

三 形削盤又ハ堅削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ

発見ガ出来ルコト

四 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト

*二 担当スル形削盤又ハ堅削盤ニツイテ各種ノ加工業ガ能率

ヨク正確ニ出来ルコト

三 使用刃物ノ研磨ガ出来ルコト

四 高級刃物マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

フライス工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 図面ト加工物トニ応ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出来

ルコト

*二 壓型及横型ヲ含メテ三種以上ノフライス盤ニツイテ各種ノ

加工作業ガ能率ヨク正確ニ出来ルコト

三 フライス盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ発見ガ

出来ルコト

四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合（品物ノ仕上寸法

二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前

後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部

分品ノ製作ガ容易ニ出来ルコト

五 工数見積ガ出来ルコト

六 割出台（インデックス）作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト

*二 担当スルフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正

確ニ出来ルコト

三 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上寸法

二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナ

ラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部分品

ノ製作ガ容易ニ出来ルコト
四 高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテヰ

ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

歯切工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 図面ト加工物トニ応ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出来

ルコト

*二 二種以上ノ歯切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ

出来ルコト

三 歯切盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知リ其ノ原因ノ発見ガ出来

ルコト

四 工数見積ガ出来ルコト

五 与ヘラレタ歯切作業ノ計算表ヲ理解シ且其ノ使用ガ完全ニ

出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 簡単ナ図面ガヨメ且担当スル範囲ノ作業段取ガ出来ルコト

*二 担当スル歯切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ

出来ルコト

三 シングルカツタヲ用ヒテ歯切加工ガ出来ルコト

四 高級刃物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテヰ

ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

工具仕上工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ図面ガヨメルコト

*二 図面ニ依リ現図引ガ出来ルコト

- 三 加工材料ノ性質ト工作機械ノ種類トニ応ジテ工具ノ材質ヲ
選定シ且形状ノ考案ガ出来ルコト
- 四 図面ヲ見テ必要ナゲージ、ジグ又ハ仕上工具ノ考案ガ出来
ルコト
- 五 加工材料ノ形状、性質及プレスノ種類ニ応ジテ適當ナ金型
ノ考案ガ出来ルコト
- 六 現図ニ依リゲージノ製作ガ出来ルコト
- 七 工数見積ガ出来ルコト
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- *一 簡単ナ図面ガヨメルコト
- 二 特定機械ニ使フ工具、金型等ノ製作ガ出来ルコト
- 三 簡單ナ心出及野書ガ出来ルコト
- 四 細目鑑ノ使用ガ完全ニ出来ルコト
- 五 指図ヲ受ケテゲージ並刃物類ノ製作ガ出来ルコト
- 〔三級〕二級ニ達シナイ者
- 仕上工
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- *一 複雑ナ図面ガヨメルコト
- *二 高級ナ摺合作業ガ出来ルコト
- 三 各種ノ作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出来ルコト
- 四 工数見積ガ出来ルコト
- 五 バランシング作業ガ出来ルコト
- 〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- ＊一 簡単ナ図面ガヨメルコト
- ＊二 普通ノ摺合作業ガ出来ルコト
- 三 使用工具ノ適否ノ判定ガ出来ルコト
- 四 タガネノ使用ガ完全ニ出来ルコト
- 五 鉄及普通合金ノ性質ヲ略知ツテキルコト
- 〔三級〕二級ニ達シナイ者
- 電機組立工
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- *一 保安上必要ナ電気知識ヲモツテキルコト
- *二 各種電気機械器具ノ使用法ヲ知ツテキルコト
- 三 複雜ナ電気機械器具ノ組立、補正及修理ガ出来ルコト
- 四 複雜ナ電氣結線図ノ理解ガ完全ニ出来ルコト
- 五 各種電氣機械器具ノ使用ニツイテ必要ナ考案及改良ガ出来
ルコト
- 六 工数見積ガ出来ルコト
- 〔二級〕次ノ二ツノ能力ヲ有スル者
- *一 担当スル範囲ノ電氣機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテ
キルコト
- *二 簡単ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理ガ出来ルコト
- 〔三級〕二級ニ達シナイ者
- 電氣通信機組立工
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- *一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト
- *二 複雜ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理ガ出来ルコト

ト

三 複雑ナ電氣結線図ノ理解ガ完全ニ出来ルコト

四 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕 次ノニツノ能力ヲ有スル者

*一 担当スル範囲ノ電氣通信用機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ
能力ヲ有スル者

*二 簡単ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理ガ出来ルコ
ト
知ツテキルコト

*三 機械器具ノ組立、補正及修理ガ出来ルコト

ト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

精密組立工

〔一級〕 一般精密機械器具ノ組立ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項
中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ図面ガヨメルコト

二 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出来ルコト

三 高級ナ摺合作業ガ出来ルコト

四 機械ニ欠陥ガアル場合其ノ調整スペキ要点ノ指摘ガ出来ル
コト

五 工数見積ガ出来ルコト

光学機械ノ組立ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ必須他
一項ヲ選択トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ図面ガヨメ又ハガラス部品ノ清拭作業ガ完全ニ出来
ルコト

ルコト

二 各種光学機械ニ対スル調整段取ガ出来ルコト

三 精密ナ補正ニ必要ナ工具ノ選択ニツイテ充分ナ知識ヲモツ
テキルコト

四 焦点ガラス、プリズム及接眼鏡等ノ調整ガ正確ニ出来ルコ

五 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ図面ガヨメルコト

*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出来ルコト

*三 タガネ及鑓ノ使用ガ完全ニ出来ルコト

*四 普通ノ摺合作業ガ出来ルコト

五 特定ノ機械ニツイテ其ノ調整ガ出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

機械組立工

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ図面ガヨメルコト

*二 機械器具ノ組立及調整ガ出来ルコト

*三 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出来ルコト

*四 高級ナ摺合作業ガ出来ルコト

五 大型機械ノ補正及修理ガ出来ルコト

六 軸中心線ノ調整ガ出来ルコト

七 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ図面ガヨメルコト

*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出来ルコト

*三 タガネ及鑓ノ使用ガ完全ニ出来ルコト

*四 普通ノ摺合作業ガ出来ルコト

- 五 小型機械ノ補正及修理ガ出来ルコト
- 六 大型機械ニツイテ部分的補正及修理ガ出来ルコト
- 〔三級〕二級ニ達シナイ者
- 航空機組立工
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- *一 複雜ナ図面ガヨメルコト
- *二 作業段取及工数見積ガ出来ルコト
- 三 機体全体ノ調整ニ熟練シテキルコト
- 四 発動機ノ操作ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト
- 五 操縦装置ノ調整ニ熟練シテキルコト
- 六 取附計器ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト
- 〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- *一 組立作業ニ必要ナ程度ニ図面ガヨメルコト
- *二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出来ルコト
- 三 普通ノ材料ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
- 四 板金作業ガ出来ルコト
- 五 各部分ノ組立及調整ノ要領ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕二級ニ達シナイ者
- 自動車工
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- *一 関連スル各種ノ図面ガヨメルコト
- *二 担当スル範囲ニツイテ各種装置ノ関係ヲ知ツテキルコト
- 三 工数見積ガ出来ルコト
- 四 担当スル範囲ニツイテ作業進捗程度ノ判断ガ正確ニ出来ル
コト
- 五 軸系中心調及据附ノ指揮ガ出来ルコト
- 六 主機械又ハ補機械ノ据付、運転及調整ノ指揮ガ出来ルコト
- 七 担当スル範囲ニツイテ造船構装ニ必要ナ現図展開ガ出来ル
コト
- 八 数種類ノ兵器ニツイテ完全ナ据付ガ出来ルコト
- ＊一 自動車全体ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト
- 三 工数見積ガ出来ルコト
- 〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ
能力ヲ有スル者
- *一 複雜ナ図面ガヨメルコト
- ＊二 自動車各部分ノ組合及調整ガ出来ルコト
- 六 自動車運転者免許証ヲモツテキル者ト同等以上ノ運転技能
ヲモツテキルコト
- 五 自動車発動機ノ調整ニ熟練シテキルコト
- 五 自動車各部分ノ組合及調整ガ出来ルコト
- 六 自動車運転者免許証ヲモツテキル者ト同等以上ノ運転技能
ヲモツテキルコト

九 艇船内ノ電氣器具ノ据付及調整ガ出来ルコト

一〇 艇船内ノ各種電氣機械ノ結線及運転ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 担当スル範囲ノ纜装ニ必要ナ程度ニ図面ガヨメルコト

二 担当スル範囲ノ纜装ノ段取ガ出来ルコト

三 補機械ノ運転及調整ガ出来ルコト

四 各種管装置ノ締付ガ出来ルコト

五 担当スル兵器ノ据付ガ出来ルコト

六 艇船内ノ電路敷設及電氣器具ノ結線ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

卷線工

〔一級〕コイルノ巻キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ

必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雜ナ仕様書ガワカルコト

*二 計器ニ依リ銅線ノ太サ、被覆ノ厚サ等ノ測定ガ出来ルコト

三 コイルノ用途ニ精通シテキルコト

四 巷型ノ適否ノ判定ガ出来ルコト

コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ

必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ図面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

*二 コイルノ接合部ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

三 鉄心、整流子等ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

四 コイルノ良否ノ見分ガ出来ルコト

五 廻転子ノバインド材料ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

六 絶縁物及ワニスノ取扱ニ精通シテキルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

絶縁工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 複雜ナ仕様書ガワカルコト

*二 製品ノ用途ニ精通シテキルコト

ルコト

五 コイルノ接合用材料ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト

六 卷線用銅材料ノ加工工程ニ精通シテキルコト

七 製品ノワニス処理及乾燥ガ出来ルコト

八 廻転子ノバランスング作業ガ出来ルコト

九 コイル及絶縁物ノ乾湿程度ノ見分ガ出来ルコト

一〇 絶縁物及ワニスノ性質ヲ理解シテキルコト

〔二級〕コイルノ巻キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ

必須他一項ヲ選択トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 仕様書ガワカルコト

二 銅線ノ被覆ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

三 銅線ノ接合ニツイテ知識ガアリ且接合ノ良否ノ見分ガ出来

ルコト

コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中＊印ハ

必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ図面ガヨメ且仕様書ガワカルコト

*二 コイルノ接合部ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

三 鉄心、整流子等ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

四 コイルノ良否ノ見分ガ出来ルコト

五 廻転子ノバインド材料ノ良否ノ見分ガ出来ルコト

六 絶縁物及ワニスノ取扱ニ精通シテキルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

絶縁工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計四ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 複雜ナ仕様書ガワカルコト

*二 製品ノ用途ニ精通シテキルコト

三 計器ニ依リワニスノ比重、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出来ルコト

四 各種絶縁物及ワニスノ性質ニ精通シ且其ノ取扱ガ出来ルコト

五 各種絶縁物ノ乾湿程度ノ見分ガ出来ルコト

六 各種絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出来ルコト

七 ワニスノ処理及乾燥ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 仕様書ガワカルコト

二 担当スル範囲ノ絶縁物ノ取扱ガ出来ルコト

三 担当スル範囲ノ絶縁物ノ乾湿程度ノ見分ガ出来ルコト

四 担当スル範囲ノ絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

目 盛 工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 図面ヲ見テ精密計器類ノ目盛方法ノ決定ガ出来ルコト

二 機械的の操作ニ依リ精密目盛ガ出来ルコト

三 化学的の操作ニ依リ精密目盛ガ出来ルコト

四 手作業ニ依リ精密目盛ガ出来ルコト

〔二級〕機械的、化学的又ハ手作業ニ依ル目盛作業ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中一つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 精密度ノ低イ計器ニツイテ指図ヲ受ケズニ目盛ガ出来ルコト

ト
二 割出方法、使用工具等ニツイテ指図ヲ受ケ精密目盛ガ出来

〔三級〕二級ニ達シナイ者
ルコト

合 板 工
ルコト

〔一級〕次ノ事項中一つ以上ノ能力ヲ有スル者
一 原板作業ニ熟練シ且関連スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

二 膠着作業ニ熟練シ且関連スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

三 仕上作業ニ熟練シ且関連スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

四 乾燥作業ニ熟練シ且関連スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

五 選別作業ニ熟練シ且関連スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

〔二級〕一級ニ達シナイ者

木 型 工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雜ナ図面ガヨメルコト

*二 鑄造ノ作業工程全般ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト

三 現場引ガ出来且木取ガ出来ルコト

四 図面ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出来且工数見積ガ出来ルコト

五 現場合セ木型ノ製作ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他一項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*二 図面又ハ現図ニ依リ普通木型ノ製作ガ出来ルコト

三 木工機械ノ取扱ガ出来ルコト

四 木材ノ歪ノ方向ヲ考ヘテ木型ノ製作ガ出来ルコト

五 簡単ナ機械部分品ノ見取図及スケツチガ出来ルコト

六 船尾軸管リグナムバイタ作業ガ出来ルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

(備考) 木型ノ塗装ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

木工

〔一級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 図面ガヨメルコト

二 工数見積ガ出来ルコト

三 簡单ナモノノ設計ガ出来ルコト

四 木材ノ性質ヲ判断シ木取及墨付ガ正確ニ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計三ツ以上ノ

能力ヲ有スル者

*一 簡单ナ図面ガヨメルコト

二 簡单ナ現図ガカケルコト

三 図面又ハ現図ニ依リ墨付ガ出来ルコト

四 木工機械ノ取扱ガ出来ルコト

ヲ知ツテキルコト

〔三級〕二級ニ達シナイ者

光学ガラス工

〔一級〕次ノ事項中一つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 中央ブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

二 五角ブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

三 距離ブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

四 伸光レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

五 屋根形ブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

六 反射鏡ノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

七 特殊対物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

八 六〇耗以上ノブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

九 大型窓ブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

一〇 精密ナ角度ヲ要スルブリズムノバルサム作業ガ出来ルコト

〔二級〕次ノ事項中一つ以上ノ能力ヲ有スル者

一 直径三〇耗以上ノ普通対物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

二 三〇耗以上ノブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

三 特殊接眼レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

出来ルコト

四 小型窓ブリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ

ニ 出来ルコト

五 水準器ガラスノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ
出来ルコト

六 プリズム及精度ノ高イレンズノバルサム作業ガ出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者
有線電信通信士
〔一級〕 音響通信デ一分間八五字以上ノ發受信ガ完全ニ出来ル者
〔二級〕 音響通信デ一分間七五字以上ノ發受信ガ完全ニ出来ル者
〔三級〕 二級ニ達シナイ者
（備考）自動通信又ハ印刷機通信ダケシカ出来ナイ者ハ三級ト
スルコト

製図手

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 条件ヲ与ヘラレテ簡単ナ設計ガ出来ルコト

二 複雑ナ製図ガ出来ルコト

三 見取図ガカケルコト

四 精密ナ図面ノトレースガ明確ニ出来ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者
（備考）写図ダケシカ出来ナイ者ハ二級トスルコト

起重機運転工

〔一級〕 次ノ事項中＊印ハ必須他二項ヲ選択トスル合計二ツ以上ノ
能力ヲ有スル者

*一 起重機ノ運転ガ完全ニ出来ルコト

二 起重機ノ構造ヲ知ツテキルコト

三 起重機ノ故障ノ原因ヲ知リ且其ノ修繕及調整方法ノ判断ガ
出来ルコト

- 四 取扱フ品物ヲ見テ其ノ重サノ判断ガ出来ルコト
五 揚重用補助用具ノ使ヒ方ヲ知ツテキルコト
〔二級〕 一級ニ達シナイ者
メツキ工

〔一級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 メツキ操作ニ必要ナ準備段取ガ出来ルコト

二 担当スルメツキ原液ノ作り方ヲ知ツテキルコト

三 热式メツキニツイテ材料熔融炉ノ温度ノ調節ガ出来ルコト

四 指図ヲ受ケズニ電気、熱式又ハ乾式ノメツキガ出来ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

（備考）メツキ操作ノ前後ノ研磨作業ダケシカ出来ナイ者ハ二
級トスルコト

塗装工

〔一級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 普通ニ用ヒル数種類ノ塗料ニツイテ其ノ性質、用途及色合

ヲ知ツテキルコト

二 材料ノ配合方法ヲ知ツテキルコト

三 手塗、吹付又ハ焼付ニ熟練シテキルコト

四 各種塗装用工具ノ使用ニ熟練シテキルコト

五 工数見積ガ出来ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者
（備考）下塗ダケシカ出来ナイ者ハ二級トスルコト

潜水夫

〔一級〕 海難救助作業、解鉄作業又ハ各種土木作業ノ経験ガアリ且

四〇米以上ノ潜水ガ出来ル者
〔二級〕 海難救助作業、解鉄作業又ハ各種土木作業ノ経験ガアリ且

二〇〇米以上ノ潜水ガ出来ル者

〔三級〕二級ニ達シナイ者

昭和十四年一月十八日

〔一一一一〇〕 厚生省告示第五号

国民職業能力申告令第二条第一号ノ指定職業

一 採炭、選炭、採鉱、選鉱、採油又ハ採鉱ニ関スル
技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一 金属ノ製鍊、合金、熱処理又ハ其ノ他ノ冶金ニ関スル
技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一 電動機、発電機、変圧器等ノ電気機械器具、電氣計器、電気照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

冶金技術者

九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

窯業技術者

一一 道路、橋梁、鐵塔、港湾、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

木工技術者

一二 建築ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三 気象観測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

建築技術者

一四 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鉱山用機械、冶金用機械、化学用機械、計器、光学機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ

電気技術者

他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ圧延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

機械技術者

六 航空機ノ機体又ハプロペラノ製作ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノヲ除ク)ノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)

航空機技術者

七 造船ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

造船技術者

八 有機化学、無機化学、電気化学、高压化学等ノ化学ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

化学技術者

九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

窯業技術者

一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

木工技術者

一一 道路、橋梁、鐵塔、港湾、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

土木技術者

			モノ
一四	航空士、航空機操縦士、航空機機関士ヲ業トス ルモノ	航空機 塔乗員	モノ
一五	金属材料ノ物理的試験作業ニ從事スルヲ業トス ルモノ	金属試験工	モノ
一六	物理的又ハ化学的ノ実験作業ニ從事スルヲ業トス ルモノ	実驗工	氣象技術者
一七	陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鉱山用 機械、冶金用機械、化学用機械、計器、光学機 械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自 動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電気機械器 具、電気計器、電気通信用機械器具又ハ鐵塔、橋 梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査 作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	機械検査工	モノ
一八	レンズ、プリズム、レベル等ノ光学ガラスノ検 査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	試運転工	モノ
一九	原動機、機関、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運 転作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	分析工	モノ
二〇	化学分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	試運転工	モノ
二一	石炭又ハ亜炭ノ採掘又ハ探鉱ノ作業ニ從事スル ヲ業トスルモノ（手掘夫、発破係夫及鑿岩夫ヲ 含ム）	機械検査工	モノ
二二	炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亜炭ノ運搬作 業ニ從事スルヲ業トスルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ 含ミ坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク）	採炭夫	炭坑支柱夫
二三	炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルヲ業トスル	操炉工	モノ
三四	金属加熱炉ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ	金属熔融工	モノ
三五	金属ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製 造ノ為機械ニ依ル金属ノ圧延、伸張、引抜、押	非鐵金屬 製鍊工	モノ

出等ノ加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	圧延伸張工	四七	主トシテ手作業ニ依ル金属薄板ノ加工組立作業 ニ從事スルヲ業トスルモノ（ブリキ職及銅打物 職ヲ含ム）
三六 鉄、鋼又ハ其ノ他ノ金属ノ铸造作業（ダイカス ト铸造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ	铸造物工	三六	鉄、鋼又ハ其ノ他ノ金属ノ铸造作業（ダイカス ト铸造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ（ブリキ職及銅打物 職ヲ含ム）
三七 鍛治又ハ鍛造ノ作業（プレスニ依ル火造作業ヲ 含ミ且農具鍛治、金具鍛治、車鍛治及刃物製造	鍛物工	三七	鍛治又ハ鍛造ノ作業（プレスニ依ル火造作業ヲ 含ミ且農具鍛治、金具鍛治、車鍛治及刃物製造
鍛治ヲ除ク）ニ從事スルヲ業トスルモノ	鍛工	三八	鍛治又ハ鍛造ノ作業（プレスニ依ル火造作業ヲ 含ミ且農具鍛治、金具鍛治、車鍛治及刃物製造
三八 金属ノ焼入、焼鈍、焼戻、焼準、滲炭、窒化等 ノ熱処理作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	熱処理工	三九	金属ノ焼入、焼鈍、焼戻、焼準、滲炭、窒化等 ノ熱処理作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
三九 現圖展開作業又ハ型板取（現圖木型作）作業ニ 從事スルヲ業トスルモノ	現圖工	四〇	現圖展開作業又ハ型板取（現圖木型作）作業ニ 從事スルヲ業トスルモノ
四〇 船体用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業（機械ニ依ル 厚板ノ撓曲作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスル モノ	現圖工	四一	鉄打工
四一 撥焼、当盤、鉄打等ノ鋸鉄作業ニ從事スルヲ業 トスルモノ	撥鐵工	四二	鉄打工
四二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ從事スル ヲ業トスルモノ	鉄打工	四三	鉄打工
四三 電気又ハガスニ依ル金属ノ熔接又ハ焼切ノ作業 ニ從事スルヲ業トスルモノ	鉄打工	四五	鉄打工
四五 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加 工組立作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	鉄打工	四五	鉄打工
四五 剪断機ニ依ル金属切断作業ニ從事スルヲ業トス ルモノ	剪断工	五六	鉄打工
四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場 取付組立ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（船 大工ヲ含ム）	剪断工	五六	鉄打工
五七 ボール盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルヲ業ト スルモノ	研磨工	五八	研磨工
五八 鋼板、ラップ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金 屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	研磨工	五九	研磨工
五九 中グリ盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルヲ業ト スルモノ	研磨工	六〇	研磨工
六〇 野書工	研磨工	六一	研磨工
六一 旋盤工	研磨工	六二	研磨工
六二 鉄打工	研磨工	六三	研磨工
六三 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多数バイト旋 盤、模写旋盤、正面旋盤、堅旋盤、専門旋盤等 ノ旋盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルヲ業トス ルモノ	研磨工	六四	研磨工
六四 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル 金属加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	研磨工	六五	研磨工
六五 中グリ盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルヲ業ト スルモノ	研磨工	六六	研磨工
六六 研磨盤、ラップ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金 屬加工作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	研磨工	六七	研磨工
六七 ボール盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルヲ業ト スルモノ	研磨工	六八	研磨工

五八	平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トス ルモノ	平 削 工	精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修 繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	精密組立工
五九	形削盤又ハ豎削盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事ス ルヲ業トスルモノ	形 削 工	原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、 組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ	機械組立工
六〇	フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業 トスルモノ	フライス工	航空機ノ仕上、組立、儀裝、調整又ハ修繕ノ作 業トスルモノ	航空機組立工
六一	歯切盤ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業トス ルモノ	歯 切 工	自動車ノ仕上、組立、儀裝、調整又ハ修繕ノ作 業ニ從事スルヲ業トスルモノ	自動車工
六二	工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ從事スルヲ業ト スルモノ（第五三号乃至第六一号ニ属スルモノ ヲ除ク）	特殊機械工	艦船ノ儀裝作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	儀 裝 工
六三	切削工具、剪断工具、セリダシ工具、ゲージ、 ジグ、金型、計測器類（度量衡法ニ依ラザルモ ノ）、ネヂ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鑼、 鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事 スルヲ業トスルモノ	七一	電線又ハ電纜ノ被覆、鎧裝又ハ被鉛ノ作業ニ從 事スルヲ業トスルコト	電線被裝工
六四	主トシテ鑼、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ 仕上作業（簡単ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム）ニ 從事スルヲ業トスルモノ	七二	金属ノ撚線又ハ合線ノ製造作業（鋼索製造作業 ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ	撚 線 工
六五	電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ 仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ從事 スルヲ業トスルモノ	七三	電線コイルノ巻線作業（手巻作業ヲ含ム）ニ從 事スルヲ業トスルモノ	卷 線 工
六六	電氣信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据付 又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	七四	電氣裝置及器具ノ絕緣被覆作業ニ從事スルヲ業 トスルモノ	電氣裝置工
六七	度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器（時 計ヲ含ム）、兵器、光学機械器具又ハ其ノ他ノ	七五	手作業、機械作業又ハ化学作用ニ依ル目盛作業 (文字書作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ	目 盛 工
七九	合板ノ製造作業（薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ 含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ	七六	機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルヲ業 トスルモノ	製 材 工
	電氣通信機組立工	七七	合板ノ製造作業（薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ 含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ	合 板 工

八〇	ノ 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木 部ノ製造作業（墨付作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ 業トスルモノ（家具職、建具職及指物職ヲ除ク） 事スルヲ業トスルモノ	木 造船工	九一 タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、 トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸 等ノ化学製品ノ製造作業ニ從事スルモノ	ガス 發生炉工				
八一	木造船ノ建造作業（短艇製造作業ヲ含ム）ニ從 事スルヲ業トスルモノ	造船工	九二 塩酸製造ノ化学工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 硝酸製造ノ化学工程ニ從事スルモノ	硫酸工				
八二	硫酸製造ノ化学工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 塩酸製造ノ化学工程ニ從事スルヲ業トスルモノ	硫酸工	九三 塩酸工	九四 人造石油製造ノ化学工程ニ從事スルヲ業トスル モノ				
八三	塩酸製造ノ化学工程ニ從事スルヲ業トスルモノ	硫酸工	九五 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事 スルヲ業トスルモノ	石油工				
八四	硝酸製造ノ化学工程ニ從事スルヲ業トスルモノ	硫酸工	九六 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化 ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	油脂工				
八五	炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金属ソーダ、其ノ他ノ ソーダ塩又ハカリ塩ノ製造ノ化学工程ニ從事ス ルヲ業トスルモノ	ソーダ工	九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業（再生ゴム 製造作業ヲ含ム）又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底 足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルヲ 業トスルモノ	人造石油工				
八六	水素、酸素、炭酸ガス、亜硫酸ガス、塩素ガス、 塩化メチレン、塩化メチル等ノ液化ガス又ハ圧 縮ガスノ製造作業（原料ガス発生作業ヲ含ム） ニ從事スルヲ業トスルモノ	ソーダ工	九八 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ 製造ノ化学工程ニ從事スルヲ業トスルモノ	ゴム工				
八七	合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化学工程（原料 ガス発生及触媒製造ノ作業ヲ含ム）ニ從事スル ヲ業トスルモノ	合成工	九九 製紙用又ハ人絹用ノバルブ製造作業ニ從事ス ルヲ業トスルモノ	バルブ工				
八八	カーバイト製造用電気炉ノ操作ニ從事スルヲ業 トスルモノ	カーバイト 電炉工	一〇〇 人造絹糸、人造短纖維又ハセロフアンノ製造 ノ化学工程ニ從事スルヲ業トスルモノ（漂白 及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク）	人絹工				
八九	アルミナ及アルミニウムノ製造ノ化学工程（水 晶石製造作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ ノ製造作業（石炭ノ低温乾溜作業ヲ含ム）ニ從	アルミニウム 製造工						

一一一	内燃機関車（ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム）ノ運転ニ從事スルヲ業トスルモノ（助手ヲ含ム）	内燃機関車運転手
一一二	電車又ハ電気機関車ノ運転ニ從事スルヲ業トスルモノ（助手ヲ含ム）	電車運転手
一一三	自動車ノ運転ニ從事スルヲ業トスルモノ	自動車運転手
一一四	飛行場ニ於テ航空機及其ノ付属品ノ点検、分解、調整、補修、手入、装備、試運転、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	航空機整備員
一一五	有線電信ノ発受信操作ニ從事スルヲ業トスルモノ	有線電信士
一一六	無線電信ノ発受信操作ニ從事スルヲ業トスルモノ	無線電信士
一一七	発動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運転ニ從事スルヲ業トスルモノ（船員手帳又ハ海技免状ヲ有スル者ヲ除ク）	漁船運転手
一一八	製図又ハ写図ノ技術的作業（設計ノ補助作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ	製図手
一一九	作業企画、作業研究又ハ単価若ハ原価ノ計算ノ技術的業務ニ從事スルヲ業トスルモノ	企画手
一二〇	電気通信電線路（空中線ヲ含ム）ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	通信電路工
一二一	通信機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	通信電機工
一二二	蒸氣機関車ノ運転ニ從事スルヲ業トスルモノ（助手ヲ含ム）	蒸氣機関車運転手
一〇一	顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	顔料塗料工
一〇二	火薬類又ハ化学兵器ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（マツチ製造作業ニ從事スルモノヲ除ク）	火薬工
一〇三	弾ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、装填又ハ修理ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	火薬工
一〇四	炭素電極ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	火薬工
一〇五	蓄電池、湿電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ（光電池製造作業ニ從事スルモノヲ除ク）	電極工
一〇六	セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ焼成作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	電池工
一〇七	金属又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	電池工
一〇八	光学ガラス、網ガラス、硬質ガラス、ファイルターハ、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業（ガラスノ熱処理作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ	電池工
一〇九	レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信号用ガラス等ノ光学ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ從事スルヲ業トスルモノ	光学ガラス工

一一三 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一一三 電氣機械ノ据付又ハ運転ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一二四 汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

スルモノ

一二五 原動機、機関、ポンプ又ハ機械ノ運転又ハ保繕ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

起重機ノ運転ニ從事スルヲ業トスルモノ

一二六 熔鉱炉、平炉、熔融炉、加熱炉、窯業用窯

其ノ他ノ工業用窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一二八 保温材取付作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一二九 メツキ、ボンデライト、パークライディング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三〇 塗料ニ依ル塗装、吹付又ハ焼付ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三一 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取付ノ作業（錨及鎖ノ取付作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三二 蹄鉄ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三三 氣象観測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

電力電路工
電力電機工
汽罐士
起重機運轉工

汽罐士
機械運轉工
起重機運轉工

機械運轉工
起重機運轉工

〔二一一一一〕 昭和十四年一月十八日
厚生省告示第六号
國民職業能力申告令第二条第三号ノ指定学校

一大学
一大学ノ工学部及理工学部
二旅順工科大学
三早稻田大学文学部
四拓殖大学

専門学校
一工業及鉱業ニ関スル専門学校
二朝鮮及台灣ノ工業及鉱業ニ関スル専門学校
三南滿州工業専門学校
四農林業ニ関スル専門学校
五外國語ニ関スル専門学校
六拓殖大學専門部

実業学校
一工業学校（大正十年文部省令第五号ニ種以上ノ実業学校ノ学科ヲ置ク学校ニ關スル規程第一条ノ規定ニ依リ設ケタル実業学校ニシテ工業学校ノ学科ヲ置クモノヲ含ム）並朝鮮及台灣ノ工業学校（大正十一年朝鮮總督府令第九号実業学校規程第四条ノ規定ニ依リ設ケタル実業学校ニシテ工業学校ノ学科ヲ置クモノヲ含ム）ニシテ左ノ各号ノ一二該當スルモノ
(一)尋常小学校卒業程度ヲ入学資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

潜水夫
氣象手
網具工
蹄鐵工

メツキ工
塗裝工

塗裝工

網具工

蹄鐵工

網具工

塗裝工

氣象手

潛水夫

(三) 前二号ト同等以上ノモノ

(四) 工業学校規程第十一條ノニ又ハ台灣公立工業学校規則第
四条ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

二 大連工業学校
三 撫順工業学校

各種学校

一 工業学校ニ準ズベキ私立学校ニシテ中学校卒業程度ヲ入学資
格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

昭和十四年一月十八日

〔一一一一二〕 厚生省令第七号

國民職業能力申告令第二条第三号ノ指定学科

大學

一 機械工学科（北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム）

二 船舶工学科（造船学科ヲ含ム）

三 航空学科

四 造兵学科

五 電氣工学科（北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム）

六 応用化学科（工業化学科、化學工業科、染料化學科及電氣化
學科ヲ含ム）

七 採鉱冶金学科（鉱山及冶金学科、採鉱学科、冶金学科、金屬
學科ヲ含ム）

八 工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム

ム）

八 火薬學科

九 燃料化學科（北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム）

一〇 土木工学科

一一 建築學科

一二 烹業科

一三 文學科（早稻田大學文學部文學科ニ於テ露西亞語ヲ第一外
國語トシテ修ムル者ニ限ル）

一四 拓殖科

一五 商科

一及五乃至七ノ学科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除キ
一四及一五ノ学科ニ付テハ拓殖大學ニ於テ露西亞語又ハ西班牙
語ヲ修ムル者ニ限ル

専門學校（専門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入学
資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム）

一 造機工学科（精密機械科、機械科、鉱機科及鉱山機械科ヲ含
ム）

二 造船工学科

三 航空工学科

四 電氣工学科（電氣科ヲ含ム）

五 応用化学科（電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム）

六 採鉱冶金学科（採鉱學科、鉱山工學科、鉱山學科、冶金學科、
治金工學科及採炭工學科ヲ含ム）

七 燃料學科

八 烹業科

九 土木工学科

一〇 建築學科

一一 農芸化學科

一二 露語部（拓殖大学専門部ニ於テ露西亞語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム）

一三 西語部（拓殖大学専門部ニ於テ西班牙語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム）

一四 蒙古語部

工業学校（大正十年文部省令第五号二種以上ノ実業学校ノ学科ヲ置ク学校ニ関スル規程第一条又ハ大正十一年朝鮮総督府令第九号実業学校規程第四条ノ規定ニ依リ設ケタル実業学校ニシテ工業学校ノ学科ヲ置クモノ並専門学校及実業学校ニ非ザル私立学校ニシテ中学校卒業程度ヲ入学資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未満トルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム）

一 機械科（機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、

原動機科、採鉱機械科、電気機械科、電気科、電気機械工作科、機械電気科、化学機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ学科ヲ含ム）

二 造船科

三 航空科（機体製作科及航空機関科ヲ含ム）

四 電気科

五 応用化学科（工業化学科、化学工業科、電氣化学科其ノ他応用化学科ニ準ズベキ学科ヲ含ム）

六 採鉱冶金科（採鉱科及冶金科、鑄工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ学科ヲ含ム）

七 土木建築科（土木科、建築科ヲ含ム）

八 烹業科（陶器科、製陶科ヲ含ム）

九 塗工科（家具塗工科ヲ含ム）

〔一一一―三〕 昭和十四年一月十八日
厚生省告示第八号

国民職業能力申告令第二条第四号ノ指定技能者

養成施設

一 国立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中学校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

二 国立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小学校卒業程度ヲ入所資格トルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

三 社團法人電信協会管理無線電信講習所（大正十三年以後ノ終了者ニ限ル）

〔一一一―四〕 昭和十四年一月十八日
厚生省告示第九号

国民職業能力申告令第二条第五号ノ指定検定、試験及免許

一 実業学校卒業程度検定規定ニ依ル工業学校卒業程度ノ検定

二 航空法第十六条ノ規定ニ依ル考查

三 電氣事業主任技術者資格検定規定ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格検定

四 瓦斯事業法施行規則第四十五条ノ規定ニ依ル詮衡

五 銃砲火薬類取締法施行細則第四条又ハ第六条ノ二ノ規定ニ依ル詮衡

六 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十二条ノ規定ニ依ル詮衡

七 無線電信士資格検定規定ニ依ル無線通信士ノ検定

八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許

九 獣医師、蹄鉄工免許試験規則ニ依ル蹄鉄工試験

一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運転手ノ免許

一一 電気工事人取締規則ニ依ル電気工事人ノ免許

一二 電話規則第四十条ノ規定ニ依ル資格認定

務スル官庁被用者ノ申告ハ當該支所ヲ經由シ當該支所所在地ノ所轄職業紹介所長ニ之ヲ為スヲ妨ゲズ

通信官署ノ官庁被用者ニシテ電気通信技術者、有線電信通信士、無線電信通信士、通信電路工又ハ通信電機工ニ從事シ又ハ從事シタルモノノ申告ハ所轄通信局ヲ經由シ當該通信局所在地ノ所轄職業紹介所長ニ之ヲ為スベシ

昭和十四年二月十八日

閣 令

大蔵省令

陸軍省令 第一号

〔二一一一五〕 海軍省令 第一号

逓信省令

鉄道省令

厚生省令

国民職業能力申告令第十四条ノ規定ニ依ル官庁

被用者ノ申告ノ特例ニ関スル件

第一条 国民職業能力申告令（以下令ト称ス）第二条ノ要申告者ニ

シテ厚生大臣ノ指定スル官庁（以下指定官庁ト称ス）ニ使用セラルモノ（以下官庁被用者ト称ス）ハ令第四条第一項第七号、第八号、第十四号及第十五号ニ掲タル事項並ニ第九号前段ノ能程度ハ之ヲ申告セザルコトヲ得令第四条第一項ノ規定ニ依ル申告（以下一般申告ト称ス）ヲ為シタル後ニ於テ同条同項第四号、第七号又ハ第八号ニ掲タル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第二条 官庁被用者ノ申告ハ當該指定官庁ヲ經由シ當該指定官庁所在地ノ所轄職業紹介所長ニ之ヲ為スベシ但シ指定官庁所屬ノ支所、支局、分工場其ノ他之ニ準ズルモノ（以下支所ト称ス）ニ勤

第三条 指定官庁又ハ其ノ支所一般申告ノ經由ニ当リテハ令第四条第一項第七号、第八号及第十四号ニ掲タル事項並ニ第九号前段ノ者ノ技能程度ヲ當該職業能力申告票ニ記入スベシ

第四条 官庁被用者ノ職業能力申告手帳ハ令第四条第二項又ハ第六条ノ規定ニ依ル申告ヲ為ス場合ノ外申告ノ經由ニ当ル指定官庁又ハ其ノ支所之ヲ保管ス

職業能力申告手帳ヲ所持スル要申告者官庁被用者トナリタルトキハ遲滯ナク其ノ職業能力申告手帳ヲ申告ノ經由ニ当ル指定官庁又ハ其ノ支所ニ提出スベシ

第五条 官庁被用者一般申告ヲ為シタル後ニ於テ令第四条第一項第七号若ハ第八号ニ掲タル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ死亡シタルトキハ申告ノ經由ニ当ル指定官庁又ハ其ノ支所ハ其ノ旨當該職業能力申告手帳ニ記入シ所轄職業紹介所長ニ之ヲ通知スベシ指定官庁官庁被用者ノ使用ヲ罷メタルトキ亦同ジ此ノ場合ニ於テハ其ノ者ノ居住ノ場所ヲ當該職業紹介所長ニ通知スベシ

第六条 本令ハ臨時ニ使用セラル官庁被用者ニシテ左ニ掲タルモノニハ之ヲ適用セズ但シ第一号ニ該当スル者所定ノ期間ヲ超エテ引続キ使用セラルニ至リタルトキ又ハ第二号若ハ第三号ニ該当スル者三十日ヲ超エテ引続キ使用セラルニ至リタルトキハ此ノ

一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラル者
二 使用期間ノ定ナク労務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラル者

者

三 日日雇入レ使用セラル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔一一一六〕 厚生省告示第二十四号
昭和十四年二月十八日

国民職業能力申告令第十四条ノ指定官庁

内閣關係

一 内閣印刷局

大蔵省關係

一 各地方専売局

二 専売局板橋製作所

三 専売局中央研究所

四 造幣局

陸軍省關係

一 陸軍兵器廠

二 陸軍造兵廠

三 陸軍運輸部

四 陸軍衛生材料廠

五 陸軍被服廠

六 陸軍糧秣廠
七 千住製絨所

八 各師団兵器部及同經理部
海軍省關係

一 各海軍工廠

二 海軍航空廠

三 海軍火薬廠

四 海軍技術研究所

五 海軍燃料廠

六 各海軍港務部

七 各海軍軍需部

八 各海軍建築部

九 海軍艦政本部

十 海軍航空本部

一一 各要港部

通信省關係

一 通信省

二 貯金局

三 燈台局

四 航空局

五 電力管理準備局

六 電氣試驗所

七 各通信局

八 各通信官署

九 各海員審判所

鉄道省關係

一 鉄道省

二 國際觀光局

三 鉄道調査部

四 各鉄道局

昭和十四年三月三十一日

〔二一一一七〕 勅令第一二六号

従業者雇入制限令

第一条 左ノ各号ノ一二該當スル者（以下従業者ト称ス）ノ國家総動員法第六条ノ規定ニ基ク雇入制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

一年令十六年以上五十年未満ノ男子ニシテ引続キ三月以上他人

ニ雇用セラレテ厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スルモノ

一年令十六年以上五十年未満ノ男子ニシテ引続キ三月以上他人

ニ雇用セラレテ前号ノ職業ニ従事シ本令施行後ニ於テ其ノ雇用ヲ終了シ且其ノ雇用ヲ終了シタル日ヨリ厚生大臣ノ指定スル学

校卒業者タル者ニ在リテハ一年、其ノ他ノ者ニ在リテハ六月ヲ経過セザルモノ

三年以上工場事業場技能者養成令ノ養成工（以下養成工ト称ス）タル者

四年引続キ三年以上養成工タリシ者ニシテ養成工タラザルニ至リタル日ヨリ六月ヲ経過セザルモノ

第二条 工場又ハ事業場ニ於テ使用スル為従業者ヲ雇入レントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前条第一号又ハ第三号ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ現ニ就業スル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前

条第二号ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ雇用終了ニ至ル迄前条第一号ノ職業ニ従事シタル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前条第

四号ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ養成工タラザルニ至ル

迄就業シタル地ノ所轄職業紹介所長ノ認可ヲ受クベシ前条第一号ノ職業ニ従事セシムル為従業者ヲ雇入レントスル者亦同ジ

第三条 職業紹介所長前条ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第四条 第二条ノ認可ニ関シ必要アル場合ニ於テハ同条ノ職業紹介所長及雇入ニ依リ従業者ノ就業スペキ地ノ所轄職業紹介所長ハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ関係人ヨリ報告ヲ徵シ又ハ当該官吏ヲシテ関係ノ工場、事業場若ハ事務所ニ臨検セシメ業務ノ状況若ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検、検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第五条 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ従業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ準用ス

第六条 本令ハ國又ハ道府県ニ於ケル従業者ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第七条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、

郡守又ハ島司、台灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ序長）、樺太ニ在リテハ樺太府支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋府支廳長トシ道府県トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台灣ニ在リテハ州又ハ厅、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附則

本令ハ昭和十四年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔一一一八〕 昭和十四年三月三十一日

〔一一一八〕 勅令第一二七号

工場就業時間制限令

第一条 国家総動員法第六条ノ規定ニ基ク工場ニ於ケル就業時間ノ制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ営ムモノニ之ヲ適用ス

第三条 工業主ハ十六才以上ノ男子職工ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ

第四条 工業主ハ十六才以上ノ男子職工ニ対シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

第五条 十六才以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル為又ハ業務ノ性質上特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ工業主ハ予メ地方長官（東京府ニ在リテハ警視総監以下之ニ同ジ）ニ届出デ第三条ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

第六条 已ムヲ得ザル事由ニ依リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限り第三条ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延長シ又ハ第四条ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度予メ地方長官ニ届出デ一月ニ付七日ヲ超エザル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得ニ届出ヅベシ

第一項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滞ナク地方長官第七条 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ就業時間ノ

制限ニ関シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ工業主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ当該官吏ヲシテ工場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨検シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第八条 本令ハ國ノ事業ニ之ヲ適用セズ

第九条 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、台灣又ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場、樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ十六才以上ノ男子職工トアルハ朝鮮、台灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ職工トス本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔一一一九〕 昭和十四年三月三十一日

賃金統制令

第一条 国家総動員法第六条ノ規定ニ基ク労働者ノ賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ハ左ノ各号ノ一二該當スル事業ニ之ヲ適用ス

一 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ
當ムモノ

二 鉱業法ノ適用ヲ受クル事業

三 其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業

第三条 本令ニ於テ賃金ト称スルハ労働者ガ労務ノ対償トシテ事業
主ヨリ受クル給与其ノ他ノ利益ヲ謂フ

賃金ノ範囲及評価ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場又ハ事業場ノ事業
主ハ賃金規則ヲ作成シ地方長官（東京府ニ在リテハ警視総監以下
之ニ同ジ）ニ届出ヅベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ

賃金規則ニ定ムベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

地方長官不適当ト認ムルトキハ賃金規則ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第五条 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ未経験労働
者ノ初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

事業主未経験労働者ヲ雇入レタルトキハ命令ヲ以テ定ムル期間前
項ノ規定ニ依ル初給賃金ニ準拠シ賃金ヲ支払フベシ但シ命令ニ別
段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六条 前条ノ場合ノ外地方長官労働者ニ支払ハレタル賃金ノ額又
ハ其ノ支給方法著シク不適當ト認ムルトキハ事業主ニ対シ将来ニ
向ツテ之ヲ変更スペキコトヲ命ズルコトヲ得

第七条 第二条第三号ノ規定ニ依ル事業ノ指定、第五条第一項ノ規
定ニ依ル初給賃金ノ決定並ニ第四条第三項及前条ノ規定ニ依ル命
令ハ賃金委員会ニ諮問シテ之ヲ為ス

賃金委員会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八条 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ賃金ノ統制
ニ關シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ事業主ヨリ報告ヲ徵

シ又ハ当該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢
シ帳簿書類ヲ検査セシムル場合ニ於テハ

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ
其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第九条 本令ハ國又ハ道府県ノ事業ニハ之ヲ適用セズ
第十条 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鉱業法ノ適用ヲ受ク
ル事業ニ付テハ鉱山監督局長トス

第十一条 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、台灣又
ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場、樺
太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ鉱業法トアル
ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮鉱業令、台灣ニ在リテハ台灣鉱業規則、南
洋群島ニ在リテハ南洋群島鉱業令トス

本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテ
ハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南
洋府長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在
リテハ台灣鉱業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ台灣總督、其ノ
他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、
南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トアルハ朝鮮ニ在リテ
ハ道、台灣ニ在リテハ州又ハ府、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地
方費トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太及
南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年七月八日

〔一一一〇〕 勅令第四百五十一号

国民徴用令

第一条 国家総動員法第四条ノ規定ニ基ク帝国臣民ノ徴用ハ別ニ定

ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 徴用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ

他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限り之ヲ行フ

モノトス

第三条 徴用ハ国民職業能力申告令ニ依ル要申告者（以下要申告者

ト称ス）ニ限り之ヲ行フ但シ徴用中要申告者タラザルニ至リタル

者ヲ引継キ徴用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 本令ニ依リ徴用スル者ハ國ノ行フ総動員業務ニ從事セシム

ルモノトス

第五条 徴用及徴用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ実施ス

第六条 総動員業務ヲ行フ官衙（陸海軍ノ部隊及学校ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ所管大臣徴用ニ依リ当該官衙ニ人員ノ配置ヲ必要ト認ムルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ

第七条 厚生大臣前条ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ徴用ノ必要アリト認ムルトキハ徴用命令ヲ発シ徴用セラルベキ者ノ居住地（国民職業能力申告令第二条第一号ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地）ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ
地方長官徴用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徴用令書ヲ発シ徴用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八条 徴用令書ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三号ニ掲タル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 徴用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所（国民職業能力申告令第二条第一号ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業ノ場所）
二 従事スベキ総動員業務ヲ行フ官衙ノ名称及所在地
三 従事スベキ総動員業務、職業及場所
四 徴用ノ期間
五 出頭スベキ日時及場所
六 其ノ他必要ト認ムル事項

第九条 地方長官ハ徴用セラルベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能程度、身体ノ状態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌シ徴用ノ適否並ニ從事スベキ総動員業務、職業及場所ヲ決定シ徴用令書ヲ発スベシ

第十条 地方長官ハ徴用ノ適否其ノ他ヲ判定スル為必要アルトキハ徴用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十二条 徴用令書ノ交付ヲ受けタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ変更シ又ハ其ノ者徴用ニ適セズト認ムルトキハ徴用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭変更令書又ハ徴用取消令書ヲ発シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十三条 被徴用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徴用者ノ從事スル総動員業務、職業若ハ場所又ハ徴用ノ期間ニ付変更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求スベシ

アリト認ムルトキハ被徴用者ノ從事スル総動員業務、職業若ハ場

所又ハ徵用ノ期間ヲ変更スルコトヲ得

第十四条 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ総動員業務ニ從事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ

其ノ者ヲシテ総動員業務ニ從事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ総動員業務ニ從事シ難キ場合ニ於テ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

第十五条 厚生大臣前条第一項ノ規定ニ依リ請求アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前条第一項ノ規定ニ依ル請求ナキ場合ト雖モ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ト協議シ徵用ヲ解除スルコトヲ得

第十六条 厚生大臣徵用ノ変更又ハ解除ヲ為サントスルトキハ徵用変更命令又ハ徵用解除命令ヲ発シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ発シタル地方長官又ハ

第八条第五号ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ直ニ徵用変更令書又ハ徵用解除令書ヲ発シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ変更又ハ解除ヲ為サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣

徵用変更令書又ハ徵用解除令書ヲ発シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ第十七条 被徵用者総動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ総動員業務ヲ行フ官衙ノ長ノ指揮ヲ受クベシ

第十八条 被徵用者ニ対スル給与ハ其ノ者ノ技能程度、從事スル業務及場所等ニ応ジ且從前ノ給与其ノ他之ニ準ズベキ収入ヲ斟酌シ

テ之ヲ支給ス

被徵用者ニ対スル給与ニ関シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第十九条 徵用セラルベキ者第十条ノ規定ニ依リ出頭スル場合、被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ帰郷スル場合ニ於テハ旅費ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ前金払ヲ為スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支弁スベシ

徵用セラルベキ者第十条ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支弁ニ関シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支弁並ニ徵用ヲ解除セラレ帰郷スル場合ノ旅費ニ関シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第二十条 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ関シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ関シ必要アリト認ムルトキハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第二十一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ之ヲ徵用セズ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍学生生徒（海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍属（被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク）

四 医療関係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スペキ者

五 獣医師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スペキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及閩東州船員令ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第二十二条 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ

一 余人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

二 帝国議会、道府県会、市町村会其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員

三 総動員業務ニ從事スル者ニシテ余人ヲ以テ代フベカラザルモノ

第二十三条 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長（東京市、京

都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

得

市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長）又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル為要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支弁スベシ

前項ノ費用及其ノ一時繰替支弁ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十四条 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第二十五条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、台灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、台灣總督、樺太府長官又ハ南洋府長官

トシ総動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣又ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣トアルハ其ノ官衙ノ所管大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除クノ外朝鮮、台灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、台灣總督、樺太府長官又ハ南洋府長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、台灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖府ニ在リテハ府長）、樺太ニ在リテハ樺太府支府長、南洋群島ニ在リテハ南洋府支府長トス

第二十六条 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十月十八日

〔一一一一二一〕 勅令第七〇三号

価格等統制令（抄）

第一条 國家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九条ノ規定ニ基キ価格、運送費、保管料、損害保険料、賃貸料又ハ加工費（以下価格等ト称ス）ニ關シ必要ナル命令ヲ為スハ別ニ定ムモノヲ除クノ外本

令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 價格等ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト称ス）ニ
於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但
シ閣令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ行政官
庁ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其
ノ際左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 注文生産品ノ価格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ
二 其ノ他ノ価格ニ付買主其ノ他ノ支払者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケ
タルモノ

三 運送貨又ハ加工貨ニ付運送人又ハ加工者ガ目的物ノ引渡ヲ受
ケタルモノ

四 保管料、損害保険料又ハ賃貸料ニ付支払者ガ履行遲滯ニ在ルモノ
前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ価格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受
領者別ニ定マルモノトシ指定期日ニ為シタル契約アル場合ハ其ノ
契約額（同ジ事情ノ下ニ於テ數種ノ契約額アリタルトキハ其ノ最
高額）、偶々指定期日ニ為シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ為シ
タルベキ額トス

価格等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ閣令ノ定ムルモ
ノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トスル

第三条 商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ閣令ノ定ムル所
ニ依リ前条第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官庁ノ
認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成
員（構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲ
モ含ム、第二項ノ場合亦同ジ）ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期日ニ
於ケル額ト看做ス

行政官庁必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ商工農業

者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地区内ニ於テ其ノ構成員タル
資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ付テモ前項ノ規
定ニ依ル額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做スコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル処分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額
ノ変更アリタルトキハ前項ノ額ハ當該変更額ニ変更セラレタルモ
ノトス

第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル処分ハ此等ノ処
分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前条第一項但書各号ノ一
ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四条 行政官庁ハ指定期日ニ於ケル額（前条第一項若ハ第二項
又ハ第二十条ノ規定ニ依リ看做サルルモノヲ除ク）ガ著シク不当
ト認メラルルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコト
ヲ得但シ其ノ引下実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二条第
一項但書各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナ
シ

第五条 前三条ノ規定ハ有価証券ノ価格及賃貸料、土地及建物ノ価
格其ノ他閣令ヲ以テ定ムル価格等ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六条 價格等ハ第二条乃至第四条ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ム
ル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官庁ノ決定、命令、許可、認可其ノ
他ノ処分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコ
トヲ得ズ但シ本令施行後ノ処分ハ処分実施ノ際現ニ存スル契約ニ
シテ其ノ際第二条第一項但書各号ノ一ニ該当スルモノニ対シテハ
影響ヲ及ボスコトナシ

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 前条ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官庁閣令ノ定ムル所ニ
依リ価格等（有価証券ノ価格及賃貸料ヲ除ク以下同ジ）ノ額ヲ指

定シタルトキハ第二条乃至第四条ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ

之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所

ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受ケタ

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ指定実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二条第

一項但書各号ノニ該当スルモノニ対シテハ影響ヲ及ボスコトナ

シ

第八条 支払条件、引渡条件其ノ他ノ契約条件ノ変更（第六条ニ規

定スル他ノ法令ニ依ルモノ及他ノ法令ニ基ク行政官庁ノ決定、命

令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタルモノヲ除ク）ニシテ支払者

ニ不利益ト為ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ価格等ノ額ノ引上ト看

做ス

第九条 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二条、第六条又ハ第七条

ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第十条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ価

格等ノ原価ニ関シ計算ヲ為サシムルコトヲ得

第十二条 行政官庁必要アリト認ムルトキハ國家総動員法第三十一

条ノ規定ニ依リ生産、販売、運送、保管、賃貸、損害保険若ハ加工ニ関シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、販売所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第十三条 本令ハ左ニ掲グル価格等ニハ之ヲ適用セズ

一 取引所又ハ日本米穀株式会社若ハ朝鮮米穀市場株式会社ノ開

設スル米穀市場ニ於ケル売買取引ノ価格

二 関東州、滿州及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル輸出入取引ノ価格及兩地域間ニ於ケル運送ノ運送費

三 其ノ他閣令ヲ以テ定ムルモノ

第十三条 本令ハ契約ノ当事者ニシテ當利ヲ目的トシテ當該契約ヲ

為スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ但シ當該契約ヲ為スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四条 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第十五条 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 農林水產物ノ生產者及其ノ組織スル法人ノ販売スル場合ノ農林水產物ノ価格並ニ農林水產業專用物品ノ価格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

二 酒造稅法ノ酒類並ニ酒精及酒精含有飲料稅法ノ酒精及酒精含有飲料ノ価格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及大藏大臣

三 医藥品ノ価格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及厚生大臣

四 運送貨並ニ運送ニ直接關連スル保管料及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ陸上運送ニ在リテハ鐵道大臣、水上運送及航空運送ニ在リテハ通信大臣

五 田、畠、山林及原野ノ価格及賃貸料、家畜ノ賃貸料、農林水產物ノ保管ヲ目的トスル倉庫（倉庫營業者及商工業者ノ組織スル法人ノ營ム倉庫ヲ除ク）ノ保管料並ニ閣令ヲ以テ定ムル農林水產物及農林水產業專用物品ノ加工賃ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

六 船舶ノ価格及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ通信大臣但シ總頓數二十噸未満ノ漁船ノ売買價格及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ

農林大臣及通信大臣

七 兵器、弾薬、艦船等ニシテ軍機保護上必要アルモノニ関スル

第二条ニ規定スル事項ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣

八 前各号ノ場合ヲ除クノ外商工大臣

九 第六条ニ規定スル法令ニ於テ規定スル価格等ニ関スル事項ニ付テハ前各号ニ拘ラズ當該法令ニ於ケル主務大臣

第十六条 前条第七号ニ掲タル場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トア

ルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ閣令トアルハ朝鮮又ハ台灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ府令トス

附 則

第十七条 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、

台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十八条 第二条乃至第四条ノ規定ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ為シタル行為ニ関スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第十九条 左ニ掲タル命令ハ之ヲ廢止ス（以下略）

第二十条 左ニ掲タル規定ニ依ル農林大臣、商工大臣、朝鮮総督、

台灣總督、樺太府長官又ハ南洋府長官ノ指定シタル日ニ於ケル販売価格ハ之ヲ第二条ノ指定期日ニ於ケル額ト看做ス（以下略）

第二十一条 左ニ掲タル規定ニ依リ農林大臣、商工大臣、朝鮮総督、

台灣總督、樺太府長官、南洋府長官、地方長官、朝鮮總督府道知事、台灣總督府州知事若ハ府長又ハ南洋府支府長ノ為シタル販売

価格指定又ハ許可ハ第二条第一項但書又ハ第七条第一項ノ規定ニ

依リ各相當ノ行政官庁ノ為シタル価格ノ額ノ指定又ハ許可ト看做ス但シ閣令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得（以下略）

〔二一一一三一〕 勅令第七〇五号
賃金臨時措置令

第一条 國家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六条ノ規定ニ基ク労務者ノ賃金ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ニ於テ労務者ト称スルハ船員トシテ又ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル事業ニ從事スル為ニ雇用セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

一 鉱業、砂鉱業、石切業其ノ他鉱物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、変更又ハ伝導ヲ為ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水產動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蚕業又ハ水產業

八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三条 本令ニ於テ賃金ト称スルハ賃金、給料、手当、賞与其ノ他
名称ノ如何ヲ問ハズ雇用者ガ労働ノ対償トシテ支給スル金錢、物
其ノ他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト称スルハ定額賃金制ニ於ケル定額給又ハ請負
賃金制ニ於ケル保証給若ハ単位時間給ヲ言ヒ賃金基準ト称スルハ
獎励加給、手当、実物給与若ハ命令ヲ以テ定ムル賞与以外ノ賞与
ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負単価、請負時間、歩合若ハ算
定方法ヲ謂フ

第四条 事業ノ為ニ労務者ヲ雇用スル者（以下雇用主ト称ス）ハ其
ノ雇用スル労務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭
和十四年九月十八日（以下指定期日ト称ス）ノ基本給ヲ変更スル
コトヲ得ズ

雇用主本令施行前其ノ雇用スル労務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引
上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ変更シタル場合ニ於テハ変
更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五条 指定期日後雇入ル労務者ニ付テハ其ノ雇入ノ際ノ基本給
ヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第六条 雇入後三十日ヲ超エザル試ノ雇用期間ヲ定メタル労務者ニ
シテ指定期日後其ノ試ノ雇用期間ヲ終リタルモノニ関スル本令ノ
適用ニ付テハ其ノ試ノ雇用期間ヲ終リタル後ニ基本給ヲ定メタル
トキニ於テ雇入アリタルモノト看做ス

第七条 雇用主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家総動員法第三十一条ノ
規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ
長官（東京府ニ在リテハ警視総監以下同ジ）ニ報告スベシ但シ第

八条第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ニ依リ雇入ル場合ニ於
テハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ基本給ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ関スル実状ニ鑑
ミ不適當ト認ムルトキハ第四条ノ規定ノ適用ニ付雇入ノ際ノ基本
給ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ
定ムルモノヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第八条 雇用主ハ労務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ関スル内規ヲ地方長
官ニ報告スルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金
ニ関スル実情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前条第一項但書ノ規定ノ

適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長
官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス
第九条 雇用主ハ其ノ雇用スル労務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上
グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ変更スルコトヲ得ズ

雇用主本令施行前其ノ雇用スル労務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引
上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ変更シタル場合ニ於テハ
変更シタル賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十条 雇用主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家総動員法第三十一条ノ
規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十二条 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ指定期
日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ同種又ハ類似ノ作業ニ付賃金基
準ノ定アルモノニ関シテハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基
準ト看做ス

指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ前項ノ規定ノ適用ナキモ
ノニ付指定期日後ニ賃金基準ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金基準

ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

雇用主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ
基キ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル賃金基準ヲ指定期日ニ於ケ
ル賃金ニ関スル実情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第九条ノ規定ノ
適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地
方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

第十二条 雇用主其ノ雇用スル労務者ノ箇箇ニ付基本給又ハ賃金基
準ヲ変更シテ賃金ヲ増サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地
方長官ノ許可ヲ受クベン本令施行前其ノ雇用スル労務者ノ箇箇ニ
付指定期日ノ基本給又ハ賃金基準ヲ変更シテ賃金ヲ増シタルトキ

其ノ支給ニ付亦同ジ

前項ノ規定ハ第十三条第一項若ハ第十四条第一項ノ規定ニ依リ報
告シタル昇給内規ニ依リ昇給セシメ又ハセシメタル場合又ハ第十
五条若ハ第十六条ノ規定ニ依ル昇給内規ノ定アルトキ之ニ依リ昇
給セシムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十三条 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五
十人以上ノ労務者ヲ雇用スル雇用主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家
総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ其ノ雇用スル労務者ノ昇給内規
ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ヲ指定期日ニ於ケ
ル賃金ニ関スル実情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前条第一項ノ規
定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ
ハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規
ト看做ス

第十四条 前条ニ規定スル雇用主以外ノ雇用主ハ命令ノ定ムル所ニ

依リ其ノ雇用スル労務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ
得

前条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタル場合ニ之ヲ準
用ス

第十五条 雇用主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣ノ指定スル組合若ハ團
体ニ於テ労務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ為シ地方
長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇用主又ハ其ノ組合員若ハ團体
員（組合又ハ団体ヲ組織スル組合又ハ団体ノ組合員又ハ団体員ヲ
含ム）タル雇用主ノ為ス雇用ニ於テハ其ノ定ニ依ルベシ但シ命令
ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条 日日雇入レラル者ノ賃金ニ付必要アル場合又ハ命令ヲ
以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ハ道府県賃金委員会ニ諮詢シテ
労務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ為スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ雇用主ハ地方長官ノ為シタル定ニ依ルコトヲ
要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七条 前二条ノ規定ニ依ル定ニシテ労務者ノ雇入ノ際ノ基本給
以外ノ基本給ニ関スルモノナルトキ、雇入ノ際ノ基本給ニ関スル
モノナルトキ、賃金基準ニ関スルモノナルトキ又ハ昇給内規ニ關
スルモノナルトキハ其ノ定ヲ為シタル事項ニ付各第四条ノ規定、
第七条及第八条ノ規定、第九条乃至第十三条ノ規定又ハ第十三条
及第十四条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条 雇用主第三条第二項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル賞与
ニ関シ前年支給セザリシ時期ニ之ヲ支給セントスルトキ又ハ其ノ
賞与率ヲ前年同期ニ支給シタル賞与ノ賞与率ヨリ増加シテ之ヲ支
給セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ク
ベシ

前項ノ賞与率ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

雇用主其ノ雇用スル労務者ノ全部又ハ大部分ニ對シ時ヲ同ジクシ
テ臨時ノ給与ヲ為サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長
官ノ許可ヲ受クベシ

第十九条 雇用主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四条、第九条、
第十二条、第十五条、第十六条及第十八条ノ規定ニ依ル制限ヲ免
ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第二十条 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家総動員法第三十一条ノ規定
ニ依リ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事
業場、事務所、船舶其ノ他ノ場所ニ臨検シ帳簿書類ヲ検査セシム
ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ
其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第二十一条 本令実施ニ關スル重要事項ニ付厚生大臣ノ諮詢ニ応ズ
ル為賃金臨時措置調査委員会ヲ置ク

第二十二条 本令ハ賃金統制令第五条ノ規定ニ依ル初給賃金ヲ受ク
ル労務者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

本令ハ賃金統制令第六条ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第二十三条 本令ハ國又ハ道府県ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ
制限ニ抵触スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二十四条 第十三条中同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所
ニ於テ當時五十人以上ノ労務者ヲ雇用スル雇用主トアルハ船員ニ
付テハ當時五十人以上ノ労務者タル船員ヲ雇用スル雇用主トス

第二十五条 内地ニ於テ船員ニ關スルモノヲ除クノ外鉱業及砂鉱業
業者ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鉱山監督局長トシ道府県賃金委
員会トアルハ鉱山賃金委員会トス

ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鉱山監督局長トシ道府県賃金委
員会トアルハ鉱山賃金委員会トス

内地ニ於テ船員ニ付テハ第十五条、第二十条及第二十一条中厚生
大臣トアルハ通信大臣トシ第七条及第十二条中地方長官トアルハ
管海官庁トシ第八条、第十条、第十二条及第十三条乃至第十六条
中地方長官トアルハ通信大臣ノ定ムル所ニ依リ通信大臣又ハ通信
局長トシ第十八条中地方長官トアルハ通信局長トシ第二十条中地
方長官トアルハ通信局長及管海官庁トス

第十六条中道府県賃金委員会トアルハ船員法第一条第一項各号ニ
掲タル船舶ニ乗組ム船員以外ノ船員ニ付テハ船員給料委員会トス
船員給料委員会ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六条 本令中通信局長又ハ管海官庁ノ職權ニ屬スル事項ハ船
員法第一条第一項各号ニ掲タル船舶ニ乗組ム船員ニ付テハ地方長
官之ヲ行フ

第二十七条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、台灣、樺太又ハ南洋群
島ニ在リテハ各朝鮮總督、台灣總督、樺太府長官又ハ南洋府長官
トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州
知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ
南洋府長官トシ道府県トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台灣ニ在リテ
ハ州又ハ府、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令中地方長官トアルハ船員（船員法第一条第一項各号ニ掲タル
船舶ニ乗組ム者ヲ除ク）ニ付テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ定ム
ル所ニ依リ朝鮮總督府通信局長又ハ管海官庁、台灣ニ在リテハ台
灣總督ノ定ムル所ニ依リ台灣總督府交通局總長又ハ管海官庁トス
第二十八条 第十六条中道府県賃金委員会ニ關スル規定及第二十一
条ノ規定ハ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ為シタル行為ニ関スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖仍其ノ効力ヲ有ス

〔一一一一二三〕 昭和十四年十一月二十八日 厚生省令第三十八号

労務動態調査規則

第一条 常時労務者ヲ雇用スル者（以下雇用主ト称ス）ハ労務者使用ノ場所毎ニ毎年二回六月及十二月各月末現在ヲ以テ労務者ノ雇

入、解雇、雇入予定期数其ノ他労務動態ニ関スル事項ニ付労務者使用ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ報告ヲ為スベシ

第二条 前条ノ報告ハ別表様式ニ依ル労務動態調査票用紙ニ依リ正副二通各翌月十日迄ニ労務者使用ノ場所ヲ管轄スル市町村長ヲ経由シテ之ヲ為スベシ

第三条 交通至難ノ地ニ労務者使用ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ地方長官ハ前条ノ報告期限ニ付別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第四条 天災事変其ノ他已ムヲ得ザル事故アルトキハ地方長官ハ区域ヲ限り前二条ニ依ル報告期限ヲ延長スルコトヲ得

第五条 市町村長ハ予メ労務動態調査票用紙ヲ當該市町村内ニ労務者使用ノ場所ヲ有スル雇用主ニ交付スベシ

雇用主前項ノ用紙ノ交付ヲ受ケザルトキハ労務者使用ノ場所ヲ管轄スル市町村長ニ其ノ旨申出デ之ガ交付ヲ受クベシ

第六条 市町村長ハ報告期限迄ニ労務動態調査票ヲ取纏メ報告期限後十日以内（地方長官ノ指定スル市町村ニ在リテハ十五日以内）ニ之ヲ当該市町村ヲ管轄スル職業紹介所長ニ提出スベシ

第七条 職業紹介所長労務動態調査票ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ五日以内ニ正票ヲ地方長官ニ提出スベシ

第八条 地方長官ハ労務動態調査表ヲ集計シ厚生大臣ニ報告スベシ第九条 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第一条ノ規定ニ依ル報告ノ外全部又ハ一部ノ雇用主ニ対シ労務者ノ全部又ハ一部ニ付労務動態ニ関スル報告ヲ命ズルコトアルベシ

第十条 市町村ノ区域ニ労務動態調査員ヲ置ク
労務動態調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ調査票ノ配付及蒐集ニ従事ス

第十二条 労務動態調査員ハ地方長官之ヲ命免ス

労務動態調査員ハ名譽職トス

第十三条 本則ハ市町村ニ於テ吏員ヲ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

第十四条 本則ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ノ雇用ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 船員法ノ船員
- 二 医師、歯科医師、薬剤師
- 三 獣医師

四 年齢十二年未満又ハ六十岁以上ノ者

五年俸又ハ月俸ヲ受ケ其ノ月額百円ヲ超ユル事務従事者

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十五条 雇用主自ラ労務者使用ノ場所ノ管理ヲ為サザルトキハ事実上之ヲ管理スル者ヲ以テ本則ノ雇用主ト看做ス

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ雇用主ノ事務所ヲ以テ本則ノ労務者使用ノ場所ト看做ス

一 雇用主労務供給業者ナルトキ

二 労務者ノ使用ノ場所一定セザルトキ

三 労務者ヲ常時船舶内ニテ使用スルトキ

雇用主同一労務者ヲ二以上ノ場所ニ於テ使用スルトキハ主タル使用ノ場所ヲ以テ本則ノ労務者使用ノ場所ト看做ス

第十七条 第二条、第五条、第六条及第十条ニ於テ市町村又ハ市町村長トアルハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区又ハ区長トス

第十八条 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本則中町村又ハ町村長ニ関スル規定ハ町村ニ準ズベキモノ又ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表 略)

昭和十五年二月一日

〔一一一四〕 勅令第三十六号

青少年雇入制限令

第一条 青少年ノ國家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六条ノ規定ニ基ク雇入制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ニ於テ青少年ト称スルハ年令十二年以上三十年未満ノ

男子又ハ年令十二年以上二十年未満ノ女子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當セザルモノヲ謂フ

一 大学、大学予科、高等師範学校、高等学校高等科、専門学校、実業専門学校、師範学校又ハ厚生大臣ノ指定スル学校（養成所ヲ含ム）ヲ卒業又ハ修了シタル者

二 学校卒業者使用制限令第一条ノ卒業者ニシテ前号ニ該當セザルモノ

三 厚生大臣ノ指定スル検定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三条 男子タル青少年（以下男子青少年ト称ス）ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ雇入ルコトヲ得ズ

一 男子青少年ノ雇用員数ガ命令ヲ以テ定ムル員数ニ満タザル場合ニ於テ其ノ員数ニ満ツル迄之ヲ雇入ルル場合

二 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ営ム者其ノ事業ニ使用スベキ男子青少年ノ雇入ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合

三 男子青少年ヲ雇用シ得ベキ總員数ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員数ニ満ツル迄之ヲ雇入ルル場合

四 入営（応召ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ヲ命ゼラレタル青少年ヲ解雇シタル場合又ハ雇用スル青少年ノ入営中雇用期間ノ満了シタル場合ニ於テ其ノ青少年ガ退営（入営ノ際行フ身体検査ノ結果帰郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム）シタル日ヨリ三月以内ニ再び之ヲ雇入ルル場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第四条 女子タル青少年（以下女子青少年ト称ス）ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ指定スル業務（以下指定業

務ト称ス)ニ使用スル為之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ

一 指定業務ニ使用スル女子青少年ノ雇用員数ガ命令ヲ以テ定ムル員数ニ満タザル場合ニ於テ其ノ員数ニ満ツル迄之ヲ雇入ルル場合

二 指定業務ニ使用スル女子青少年ヲ雇用シ得ベキ總員数ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ

其ノ員数ニ満ツル迄之ヲ雇入ルル場合

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第五条 地方長官第三条第二号ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事実アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

職業紹介所長第三条第三号又ハ前条第二号ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事実アリト認ムルトキハ認可シタル員数ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第六条 厚生大臣又ハ地方長官ハ青少年ノ雇入ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第七条 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ青少年ノ雇入ニ關シ国家総動員法第三十一条ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第八条 地方長官又ハ職業紹介所長必要ト認ムルトキハ青少年ノ雇入ニ關シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ青少年ヲ雇入レタル者又ハ雇入レントスル者ノ工場、事業場、事務所、店舗其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第九条 年令十二年未満ノ者ヲ雇入レ引続キ其ノ者ヲ雇用スル場合

ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年令十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入ルルモノト看做ス但シ此ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ発スル命令ニ依ル

認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ対スル認可又ハ不認可ノ処分アル時ニ新ニ雇入ルルモノト看做ス

第十条 本令ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル事業(命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ニ使用スル為又ハ船員トシテ使用スル為青少年ヲ雇入ルル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

二 動物ノ飼育又ハ水産動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蚕業又ハ水産業

第十三条 本令ハ国、道府県並ニ市町村及之ニ準ズベキモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノノ青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十二条 本令ハ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ於ケル女子青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十三条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、台灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守(澎湖府ニ在リテハ府長)、樺太ニ在リテハ樺太府支府長、南洋群島ニ在リテハ南洋府支府長トシ道府県トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台灣ニ在リテハ州又ハ府、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附 則

本令ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三条第二号ノ事業ヲ営ム者ハ本令施行後六十日間ヲ限り同条同号ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第九条ノ規定ハ本令施行前年令十二年未満ノ者ヲ雇入レ引続キ其ノ者ヲ雇用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

昭和十五年六月十八日

〔二一一一五〕 厚生省令第二十七号

国民職業能力検査規則

第一条 国民職業能力申告令（以下令ト称ス）第二条第一号又ハ第二号ニ該当スル要申告者ノ同令施行規則第三条ノ規定ニ依リ申告ヲ為シタル技能程度ニ付行フ検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 国民職業能力検査ハ前条ノ要申告者ノ技能程度ニ等級ヲ付スルヲ以テ目的トス

前項ノ級付ハ各職業ニ付国民職業能力申告令施行規則別表技能程度申告標準（以下技能程度申告標準ト称ス）ノ区分ニ従ヒ地方長官之ヲ行フ

第三条 前条ノ級付ハ職業能力申告票其ノ他ノ文書ニ就キ審査シテ之ヲ行ヒ（以下技能審査ト称ス）審査ニ依ルヲ不適当ト認ムル場合ハ其ノ者ニ就キ実地ニ検査シテ之ヲ行フ（以下技能検査ト称ス）

第四条 技能審査ハ申告ヲ為シタル技能程度ニ付申告事項中経験年数其ノ他技能ニ関係アリト認メラル事項ヲ審査シテ之ヲ行フ

第五条 技能検査ハ左ノ二種ニ別チテ之ヲ行フ但シ第二号ノ検査ハ

技能程度申告標準ニ於テ二等級ニ区分セラレタル職業ニ付テハ之ヲ行ハザルモノトス

一 甲種検査 第一級級付ノ為ニ行フモノ
二 乙種検査 第二級級付ノ為ニ行フモノ

第六条 甲種検査ハ実地作業検査、筆記試験、口頭試問ニ依リ概ね左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ高度ノ熟練度ヲ対象トル実地作業

二 技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ作業ニ於ケル総合、工夫能力ヲ対象トル事項

第七条 乙種検査ハ実地作業検査、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

前項第二号ノ検査ハ同項第一号ノ検査ニ合格シタル者ニ対シテノミ之ヲ実施ス

一 技能程度申告標準二級記載事項ニ基キ普通ノ熟練度ヲ対象トル実地作業

二 機械、器具、図面等ニ関スル簡単ナル知識

第八条 技能審査又ハ技能検査ニ依ル技能ノ級付ハ其ノ者ノ平常ニ於ケル作業状況ヲ斟酌シテ之ヲ決定ス

地方長官ハ技能審査又ハ技能検査ノ為必要アルトキハ使用者又ハ要申告者ヨリ作業成績調書（別表様式第一号）又ハ履歴書（別表様式第二号）ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第九条 地方長官ハ技能検査実施ノ為必要アリト認ムルトキハ左ノ者ノ中ヨリ技能検査委員ヲ委嘱シ検査事務ヲ補助セシムルコトヲ得

一 工場、事業場ニ勤務スル技術者又ハ高級技能者

二 其ノ他学識経験ヲ有スル者

第十条 技能検査実施ノ日時及場所ハ検査ヲ受クベキ者及其ノ者ノ

使用者ニ之ヲ通知ス

第十一条 地方長官ハ技能審査又ハ技能検査ノ結果第一級ニ級付決

定シタル者ニ対シ申請ニ依リ技能証明書（別表様式第三号）ヲ交付スルコトヲ得

技能証明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ技能証明書交付申請書（別

表様式第四号）ヲ提出スペシ

第十二条 技能証明書ノ交付ヲ申請スル者ハ手数料トシテ一円ヲ納

付スペシ

前項ノ手数料ハ収入印紙ヲ用ヒ申請書ニ貼付スペシ

附 則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

（別表 略）

昭和十五年七月六日

〔一一一六〕 農林商工省令第二号

奢侈品等製造販売制限規則

第一条 物品ノ製造（加工ヲ含ム以下同ジ）ヲ業トスル者ハ主務大

臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケル場合及当該物品

指定ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二条 物品ノ生産（製造及加工ヲ含ム以下同ジ）又ハ販売ヲ業ト

スル者ハ主務大臣ノ指定シタル年月日以後ハ左ニ掲グル物品及其ノ中古品ヲ売渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣（主務大臣特ニ定メタ

ルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 前条ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル物品
二 他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品（当該法令ニ依ル

製造ノ許可アリタルモノヲ除ク）

三 主務大臣ノ指定シタル物品

前項第二号ノ他ノ法令ハ主務大臣之ヲ定ム

第一項ノ規定ハ前条但書ノ許可ヲ受ケ製造シタル物品ヲ売渡シ又ハ之ヲ買受ケテ売渡ス場合及第一項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ売渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第三条 主務大臣前条第一項ノ指定ヲ為シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ物品ノ生産又ハ販売ヲ業トスル者ニ対シ同条同項ノ指定シタル年月日前ニ於ケル同条同項ニ掲グル物品ノ売渡ニ関シ売渡数量又ハ売渡先ノ制限其ノ他必要ナル命令ヲ為スコトアルベシ

第四条 物品ノ生産又ハ販売ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ニ付テハ主務大臣ノ定メタル規格又ハ品質ニ該当スルモノ（価格等統制令第七条ノ規定ニ依リ額ノ指定アリタル種類ノ物品ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ當該額ノ指定ニ於テ定メタル規格又ハ品質ニ該当スルモノ）ヲ除クノ外之ヲ売渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣（主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ前項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ売渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第五条 第一条但書、第二条第一項但書又ハ前条第一項但書ノ許可ノ申請ハ輸出セラルルコト明ナル物品ヲ製造シ又ハ売渡ス場合其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得

第六条 前条ノ申請ヲ為サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタ

ル申請書二通ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

一 申請者ノ住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類

二 製造又ハ売渡サントスル物品ノ名称、品種及数量（第四条第

一項但書ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ当該物品ノ規格

又ハ品質ヲ併セ記載スベシ）

三 許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ヲ提出スベキ者ニ対シ前項ノ申請書ノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及必要ナル書類ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ地方長官ヲ經由スベシ

第七条 委託製造、委託販売其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ

第一条、第二条又ハ第四条ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第八条 第二条及第四条ノ規定ハ物品ノ生産又ハ販売ヲ業トスル者當該物品ヲ閩東州、滿州及支那以外ノ地ニ輸出スル場合ニハ之ヲ適用セズ

附 則

本則ハ昭和十五年七月七日ヨリ之ヲ施行ス

〔二一一一二七〕 勅令第六百七十三号
国民職業能力申告令中改正

第四条第一項中「第十一条ノ規定ニ該当スル要申告者」ヲ「第十一
条ノ規定ニ該当スル要申告者ニシテ申告シ居ラザルモノ」ニ、「当

該事實ノ生ジタル月ノ翌月末日迄」ヲ「十四日以内」ニ、「左ニ掲
グル事項」ヲ「左ニ掲グル事項（就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ
第八号ニ掲グル事項ヲ除ク）」ニ改メ同項第八号ヲ左ノ如ク改ム

八 就業ノ場所（二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル
就業ノ場所）

同条第二項ヲ左ノ如ク改ム

申告義務者前項ノ申告ヲ為シタル後ニ於テ同項第一号又ハ第三号乃至第十一号ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以内ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ

第六条中「要申告者左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ」ヲ「申告シ居ル要申告者左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ」ニ、「三十日」ヲ「十四日」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第二号ノ規定ニ依ル申告ヲ為シタル後ニ於テ要申告者第十一
条ノ規定ニ該当セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ第四条ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ

第十六条ヲ第十七条トス

第十五条ヲ第十六条トシ同条中「南洋群島ニ在リテハ南洋庁支庁長
トシ職業紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島、台灣ニ在リテハ市
郡（澎湖庁ニ在リテハ府）、樺太及南洋群島ニ在リテハ支庁トス」
ヲ「南洋群島ニ在リテハ南洋庁支庁長トス」ニ改ム

第十五条 第二条第六号ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者ニ関ス
ル申告ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得
厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノ
ヲシテ前項ノ申告ニ關シ必要ナル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

昭和十五年十月十九日

本令施行前ニ生ジタル第二条第一号ノ職業ニ從事スル者ノ居住ノ場所ノ異動又ハ同条第二号乃至第五号ノ一ニ該当スル者ノ就業ノ場所ノ異動ニ関スル第四条第二項ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ昭和十六年三月三十一日迄トス

本令施行前ニ生ジタル第二条第一号ノ職業ニ從事スル者ノ居住ノ場所ノ異動又ハ同条第二号乃至第五号ノ一ニ該当スル者ノ就業ノ場所ノ異動ニ依ル申告ノ期限ハ昭和十六年三月三十一日迄トス

昭和十五年十月十九日

国民徵用令中改正

第一条 国家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第四条ノ規定ニ基ク帝国臣民ノ徵用及國家総動員法第六条ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ賃金其ノ他ノ労働条件ニ関スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第三条ニ左ノ一項ヲ加フ

軍事上特ニ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得

第四条 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ総動員業務又ハ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設（以下管理工場ト称ス）ニ於テ行フ管理ノ目的タル総動員業務ニ從事セシ

第六条 総動員業務ヲ行フ官衙（陸海軍ノ部隊及学校ヲ含ム以下同ジ）ノ所管大臣又ハ管理工場ノ事業主徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必ムモノトス

第七条第一項中「請求」ノ下ニ「又ハ申請」ヲ加ヘ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

徵用セラルベキ者其ノ居住ノ場所（國民職業能力申告令第二条第一号ノ職業ニ從事スル場合ニ於テハ就業ノ場所）ニ異動ヲ生ジ國民職業能力申告令第四条第一項後段又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ為サザル場合ニ於テ前後ノ居住地（國民職業能力申告令第二条第一号ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地）ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ居住地（國民職業能力申告令第二条第一号ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業地）ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ

第八条第二号中「官衙」ノ下ニ「又ハ管理工場」ヲ加フ

第十二条 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙若ハ管理工場、被徵用者ノ從事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付変更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第十三条 厚生大臣前条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙若ハ管理工場、被徵用者ノ從事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ヲ変更スルコトヲ得

第十四条第一項中「所管大臣」ノ下ニ「又ハ管理工場ノ事業主」ヲ、「請求」ノ下ニ「又ハ申請」ヲ加ヘ同条第二項中「被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣」ヲ「官衙ニ使用セラル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ、管理工場ニ使用セラル者ニ在リテハ厚生大臣ニ改ム

第十五条中「請求」ノ下ニ「又ハ申請」ヲ加ヘ同条第二項中「被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ト協議シ」ヲ削リ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ官衙ニ使用セラル者ノ徵用ヲ解除セントスルトキハ当該官衙ノ所管大臣之ヲ定ム

第十七条 被徵用者総動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラル者ニ在リテハ当該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場ニ使用セラル者ニ在リテハ當該管理工場ノ事業主ノ指示ニ從フベシ又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス」ニ改メ同条第二項ヲ左ノ如ク改ム

被徵用者ニ対スル給与ニ関シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラル者ニ関シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管

理工場ニ使用セラル者ニ関シテハ當該管理工場ノ事業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

第十九条 徵用セラルベキ者第十条ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス

管理工場ニ配置セラル為第十条ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ対シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ當該管理工場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スペシ

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ帰郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス第一項及前項ノ場合ニ於テ前金払ヲ為スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支弁スベシ

徵用セラルベキ者第十条ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支弁並ニ徵用ヲ解除セラレ帰郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラル者ニ関シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場ニ使用セラル者ニ関シテハ厚生大臣之ヲ定ム

第十九条ノ二 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六条ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ使用スル管理工場ノ事業主ニ対シ被徵用者ノ使用又ハ賃金其ノ他ノ労働条件ニ関シ命令ヲ為スコトヲ得者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣トアルハ其ノ官衙ノ所管大臣ガ」ヲ「總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣若ハ當該官衙ノ所管大臣又ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ官衙ノ所管大臣又ハ主務大臣ガ」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月十九日

〔一一一―二九〕 勅令第六百七十五号

賃金統制令改正

第一条 国家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六条ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ニ於テ労務者ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スル事業

ニ雇用セラレ労働ニ從事スル者又ハ他人ニ雇用セラレ厚生大臣ノ
指定スル労働ニ從事スル者ヲ言フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク
一 鉱業、砂鉱業、石切業其ノ他鉱物採取ノ事業
二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解体ノ事業（電
気、瓦斯又ハ各種動力ノ発生、変更又ハ伝導ヲ為ス事業及水道
ノ事業ヲ含ム）
三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、
破壊又ハ其ノ準備ノ事業
四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨
物ノ運送ノ事業
五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ
取扱ノ事業
六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ
事業其ノ他ノ農業又ハ林業
七 動物ノ飼育又ハ水產動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜
産業、養蚕業又ハ水産業
八 物品ノ販売又ハ保管ノ事業
第三条 本令ニ於テ賃金ト称スルハ賃金、給料、手当、賞与其ノ他
名称ノ如何ヲ問ハズ労務者ヲ雇用スル者（以下雇用主ト称ス）ガ
労働ノ対償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ
賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給与其ノ他ノ利益ナルトキハ其
ノ評価ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
第四条 命令ヲ以テ定ムル雇用主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則
ヲ作成シ労務者ニ周知セシムベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ
第五条 前条ノ雇用主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支払ヲ為スコトヲ要
ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六条 第四条ノ雇用主ハ同条ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタル
トキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一条ノ規定ニ基キ之ヲ地
方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ報告スペシ之ヲ
変更シタルトキ亦同ジ

第七条 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基
キテ発スル命令又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シ又ハ著シク不適
當ト認ムルトキハ雇用主ニ対シ之ガ変更ヲ命ズルコトヲ得

第八条 厚生大臣ハ賃金委員会ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金
支払方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコ
トヲ得

第九条 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員会ノ意見ヲ聽キ一定ノ労
務者ニ付最低賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇用主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル労務者ニ付其ノ最低賃金ノ額ヲ
下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇用スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範囲ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十条 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員会ノ意見ヲ聽キ一定ノ労
務者ニ付最高初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇用主ハ前項ノ最高初給賃金ノ定アル労務者ニ付其ノ者ノ雇入ノ
日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金
ヲ以テ之ヲ雇用スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範囲ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員会ノ意見ヲ聽キ一定ノ
労務者ニ付最高賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇用主ハ前項ノ最高賃金ノ定アル労務者ニ付其ノ最高賃金ノ額ヲ
超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇用スルコトヲ得ズ
前項ノ賃金ノ範囲ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 第九条第二項、第十条第二項及前条第二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三条 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト認メラルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇用主ニ対シ命令ヲ為スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ定アル労務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四条 雇用主ハ左ニ掲タル労務者以外ノ労務者ニ対シ命令ヲ以テ定ムル期間ニ支払フ賃金ノ総額ガ厚生大臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ総数ヲ乗ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ予メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 其ノ者ニ支払フ賃金ニ付第十五条ノ認可アリタルモノ

二 請負単価又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六条ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ雇用スルモノ

三 第十七条ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ

四 前各号ニ掲タルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ賃金ノ範囲、平均時間割賃金及就業時間ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 雇用主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ労務者ニ支払フ賃金ニ付単位生産量ニ対スル額ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

其ノ一定ノ労務者ニ対シ支払フ賃金ノ総額ハ其ノ単位生産量ニ対スル額ニ生産量ヲ乗ジテ得タル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六条 雇用主ハ請負単価又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ労

務者ヲ雇用スルコトヲ得但シ第九条第二項、第十条第二項又ハ第

十一条第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十七条 雇用主ハ一定ノ労務者ノ初給賃金及昇給ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル労務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

第十八条 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四条ノ規定ニ依ル認可ヲ取消スコトヲ得

一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルトキ

二 認可ノ条件ニ違反シタルトキ

三 認可後ノ事情ニ著シキ変更アリタルトキ

第十九条 厚生大臣ハ賃金委員会ノ意見ヲ聴キ手当、実物給与、賞与又ハ臨時ノ給与ノ種類又ハ額ニ関シ賃金統制上必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

第二十条 厚生大臣ハ労務者ニ対スル物品ノ販売又ハ其ノ委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セラル虞アル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇用主ニ対シ労務者ニ対スル物品ノ販売又ハ其ノ委託ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十一条 雇用主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル組合若ハ団体ニ於テ賃金ノ協定ヲ為シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇用主又ハ其ノ組合若ハ団体ノ組合員若ハ団体員（組合又ハ団体ヲ組織スル組合又ハ団体ノ組合員又ハ団体員ヲ含ム以下同ジ）タル雇用主ノ為ス雇用ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二条 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ為スコトヲ得

一 最低賃金
二 最高初給賃金
三 最高賃金

- 四 定額賃金制ニ於ケル定額給
- 五 請負賃金制ニ於ケル保証給又ハ単位時間給
- 六 請負賃金制ニ於ケル請負単価、請負時間又ハ請負歩合及賃金
算定方法
- 七 手当
- 八 実物給与
- 九 昇給規程
- 十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 第二十三条 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九条第一項、第十条第二項又ハ第十二条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 賃金ノ協定ニシテ第十五条、第十六条又ハ第十七条ノ事項ニ関スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五条、第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第二十四条 賃金ノ協定ヲ為シタル雇用主又ハ組合若ハ団体ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ変更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 第二十五条 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇用主又ハ協定ヲ為シタル組合若ハ団体ノ組合員若ハ団体員ニ非ザル雇用主ニ対シ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 第二十六条 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員会ノ意見ヲ聴キ賃金ノ協定ニ付第二十一条ノ規定ニ依リ為シタル場合ニ於ケル請負単価、請負時間又ハ請負歩合及賃金ル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付為シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ為シタル定ハ第二十一条ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七条 地方長官ハ雇用主又ハ第二十一条ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ団体ニ対シ期限ヲ指定シテ第二十二条各号ニ掲タル事項ニ関シ賃金ノ協定ヲ為スコトヲ得

雇用主又ハ組合若ハ団体ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ為サズ又ハ期限内ニ協定ヲ為スモ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員会ノ意見ヲ聴キ協定ニ代ルベキ定ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ為シタル定ハ第二十一条ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八条 厚生大臣ハ労務供給業者ノ供給スル労務者ノ賃金ニ関シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第二十九条 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ労務者ヲ雇用スル雇用主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金台帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十条 賃金ノ統制ニ関スル重要事項ヲ調査審議セシムル為賃金委員会ヲ置ク

第三十一条 賃金ノ統制ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十二条 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ賃金ノ状況ニ関シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨検シ帳簿書類ヲ検査セシムルコ

トヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第三十二条 本令ハ國又ハ道府県ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ関スル定アルトキ其ノ制限ニ抵触スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十三条 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鉱夫（砂鉱業ニ於ケル鉱夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ）ニ関スルモノニ付テハ鉱山監督局長トス

第二十一条及第二十四条乃至第二十七条中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ効力ガ二以上ノ道府県（内地ニ於テ鉱夫ニ関スルモノニ付テハ二以上ノ鉱山監督局ノ管轄区域）ニ及ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在リテハ州知事又ハ府長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台灣ニ在リテハ州又ハ府、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

第三十五条 本令中賃金委員会ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附 則

第三十六条 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七条 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行為ニ付テハ

仍從前ノ例ニ依ル

第三十八条 本令施行ノ際現ニ存スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未経験労働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九条ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十条ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九条 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五条ノ規定ニ依ル組合又ハ団体ノ指定ハ第二十一条ノ規定ニ依ル組合又ハ団体ノ指定ト看做ス

第四十条 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五条ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル労務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一条ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一条 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六条第一項ノ規定ニ依ル定ニシテ労務者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ関スルモノハ第十一条ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二条 賃金臨時措置令第一条乃至第十四条、第十九条、第二十三条、第二十五条第一項及第二十七条第一項ノ規定ハ船員ニ関スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス但シ賃金ノ総額ニ付第十四条ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ労務者ノ賃金ニ付テハ同条ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨げズ

第十条ノ最高初給賃金若ハ第十二条ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一条乃至第十四条、第十九条、第二十三条、第二十五条第一項及第二十七条第一項ノ規定ハ其ノ効力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一条乃至第十四条、第十九条、第二十三条、第二十五条第一項及第二十七条第一項ノ規定ハ第十四条ノ平均時間割賃金、第十条ノ最高初給賃金若ハ第十一条ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ為シタル行為ニ閲スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十三条 賃金臨時措置令ハ船員ニ閲スルモノヲ除クノ外朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日迄其ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ為シタル行為ニ閲スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十四条 本令施行ノ際第十九条ノ規定ニ依リ発スル命令ニ閲シテハ同条中賃金委員会ニ閲スル規定ハ之ヲ適用セズ

昭和十五年十月十九日

〔一一一三〇〕 勅令第六百八十号

会社経理統制令

第一章 総 則

第一条 国家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十二条ノ規定ニ依ル会社ノ利益金ノ処分、

償却其ノ他経理ニ関スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 会社ハ国家目的達成ノ為国民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分担スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ経理ニ閲シ左ノ各号ニ掲グ

ル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥

ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト

二 経費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムコト

三 役員、社員其ノ他従業者ノ給与及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムコト

ムルコト

四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

第二章 利益配当及積立金

第三条 資本金（出資総額、株金総額、出資総額及株金総額ノ合計額又ハ基金総額ヲ言フ以下同ジ）二十万円以上ノ会社ハ毎事業年度ニ付左ノ各号ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配当（基金利息又ハ基金配当ヲ含ム以下同ジ）ヲ為サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 配当金総額ガ自己資本ニ対シ年百分ノ八ニ相当スル金額ト為

ル配当率

二 直前ノ事業年度ノ配当率

左ノ各号ニ掲タル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二号ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 直前ノ事業年度ノ配当率ガ年百分ノ十二達セザルトキハ其ノ配当率ニ年百分ノ一（六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月数ノ六ニ対スル割合ヲ年百分ノ一ニ乗ジテ得タル率）ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス

二 直前ノ事業年度ニ付利益配当ヲ為サザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ利益配当ナルトキハ年百分ノ六

三 資本金二十万円未満タリシ会社資本増加ニ因リ資本金二十万円以上ト為リタル後最初ノ事業年度ニ付為ス利益配当ナルトキハ第一号ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六

四 配当金総額ガ自己資本ニ対シ年百分ノ五ノ割合ニ相当スル金

額ト為ル配当率ガ前三号ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率
ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス

前二項ノ自己資本ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第四条 主務大臣ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於テハ会社ニ対シ期間

ヲ定メ将来ノ配当率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得

一 当該会社ノ利益ノ実情ニ照シ配当金ガ過大ナリト認メラルル
トキ

二 当該会社ノ資金計画ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メ
ラルルトキ

会社ハ前項ノ規定ニ依リ配当率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルト
キハ前条ノ規定ニ拘ラズ當該配当率ヲ超ユル率ニ依リ利益配当ヲ
為スコトヲ得ズ

第五条 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十万円以上ノ会社又ハ合
併後存続スル資本金二十万円以上ノ会社ハ合併後最初ノ事業年度

ニ付利益配当ヲ為サントスルトキハ利益配当ノ率ガ年百分ノ六ヲ
超エザル場合ヲ除キ前二条ノ規定ニ拘ラズ閣令ノ定ムル所ニ依リ
会社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配当其ノ他各会社ノ經理
ノ実情ヲ参酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配当ノ率ニ依ルベ
シ

第六条 主務大臣ハ会社収益ノ状況其ノ他經理ノ実情ニ照シ必要ア
リト認ムルトキハ當該会社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ノ
積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ為スコ
トヲ得

前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スル
コトヲ得ズ

第三章 役員及社員給与

第七条 本章ノ規定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル会社ニ之ヲ適用ス

一 資本金二十万円以上ノ会社

二 前号ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數常時三十
人以上ノ会社

第八条 本章ニ於テ役員ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ謂
フ

一 機関トシテ会社ノ業務ニ從事スル者

二 顧問、相談役其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ賞与ニ関シ会社ガ前
号ニ該当スル者ニ準ジテ取扱フ者

第九条 本章ニ於テ社員ト称スルハ船員及賃金統制令第二条ノ労務
者ヲ除クノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ謂フ

一 会社ニ雇用セラル者

二 顧問、嘱託其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ会社ノ業務ニ
從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十条 本章ニ於テ給与ト称スルハ報酬、給料、手当、賞与、交際
費、機密費其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ会社ガ役員又ハ社員ノ職

務ノ對償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一条 役員ノ給与ヲ分チテ左ノ各号ニ掲タル給与トス

一 報酬（会社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給
与ニシテ経費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ在勤手当其ノ他特
定ノ事由ニ依リ特定ノ役員ニ對シ支給スルモノヲ除ク）

二 賞与（会社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金処分ニ依リ支給スル給
与ヲ謂フ）

三 退職金（会社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給与ヲ謂フ）

四 臨時ノ給与（会社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給与ヲ謂フ）

五 雜給与（前各号ニ掲タル給与ヲ除クノ外会社ガ役員ニ対シ支給スル給与ヲ謂フ）

第十二条 会社ハ毎事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額（当該事業年度ノ月数ガ直前ノ支給シタル役員報酬ノ合計金額ガ直前ノ事業年度ニ於テ事業年度ノ月数ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額）ヲ超ユルトキ

二 直前ノ事業年度ニ於テ役員報酬ヲ支給セザリシトキ

三 設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

四 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

五 第七条各号ノ一ニ掲タル会社ニ該当セザリン会社第七条各号ノ一ニ掲タル会社ト為リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

第十三条 会社ハ毎事業年度ニ付役員賞与ヲ支給セントスル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各号ノ金額（百円未満ノ端数ハ之ヲ百円ニ切上グ）ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 法定賞与額（閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該事業年度ノ純益金ニ閣令ノ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル金額ヲ謂フ以下同じ）

二 前期賞与額（直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞与ノ合計金額ヲ謂フ但シ当該事業年度ノ月数ガ直前ノ事業年度ノ月数ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ謂フ以下同じ）

左ノ各号ニ掲タル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項第二号ノ

金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 前期賞与額ガ法定賞与額ニ達セザルトキハ前期賞与額ノ百分ノ百二十二ニ相当スル金額但シ前期賞与額ノ百分ノ百二十二ニ相当スル金額ガ法定賞与額ニ対シ百分ノ七十ノ割合ニ達セザルトキハ法定賞与額ノ百分ノ七十二ニ相当スル金額

二 直前ノ事業年度ニ付役員賞与ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞与ナルトキハ法定賞与額ノ百分ノ七十二ニ相当スル金額

三 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞与ナルトキ又ハ第七条各号ノ一ニ掲タル会社ニ該当セザリン会社第七条各号ノニ掲タル会社ト為リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞与ナルトキハ第一号ノ規定ニ拘ラズ法定賞与額ノ百分ノ七十二相当スル金額

第十四条 会社ハ退職シタル役員ニ対シ退職金ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキ
二 閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五条 会社ハ役員ニ対シ臨時ノ給与ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六条 会社ハ第二十四条ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五条若ハ第二十六条ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ変更シタル準則ニ依ルノ外役員ニ対シ雜給与ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十七条 社員ノ給与ヲ分チテ左ノ各号ニ掲タル給与トス

一 基本給料（会社ガ社員ニ対シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給与ノ中基本ト為ルベキ固定給ヲ謂フ）

二 手当（基本給料ヲ除クノ外会社ガ社員ニ対シ定期ニ若ハ職務ニ関シ一定ノ事実アル場合ニ一定ノ金額、数量若ハ割合ニ依リ支給スル給与又ハ継続シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ）

三 賞与（前二号ニ掲タル給与ヲ除クノ他会社ガ社員ニ対シ定期ニ支給スル給与ヲ謂フ）

四 退職金（会社ガ退職シタル社員ニ対シ支給スル給与又ハ之ニ相当スル金額ニシテ在職中ノ社員ニ対シ前払スルモノヲ謂フ）

五 臨時ノ給与（前四号ニ掲タル給与ヲ除クノ外会社ガ社員ニ対シ臨時ニ支給スル給与ヲ謂フ）

第六条 会社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ初任基本給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十九条 会社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ基本給料ヲ増加支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十条 会社ハ第二十四条ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スペキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五条若ハ第六条ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニリ制定若ハ変更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ対シ左ノ各号ニ依ル手当ヲ支給スルコトヲ得ズ

一 在勤手当、僻地手当其ノ他特殊地域ニ在勤スルニ因リ支給スル手当

二 危険手当其ノ他生命、健康等ニ関シ危険又ハ有害ナル特定ノ勤務ニ從事スルニ因リ支給スル手当

三 居残手当、宿直手当其ノ他特定ノ追加勤務ニ対シ支給スル手当

四 閣令ヲ以テ定ムル家族手当

五 食事手当又ハ被服手当

六 歩合ニ依リ支給スル手当

七 現物ヲ以テ支給スル手当

八 其ノ他閣令ヲ以テ定ムル手当

第二十一条 会社ガ毎賞与期間ニ付社員ニ対シ支給スル賞与ノ総額ト前条各号ニ掲タル手当以外ノ手当ノ当該賞与期間中ニ於ケル支給総額トノ合計金額ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ前項ノ限度ヲ超エテ支給スル金額ニ付テハ会社ハ之ヲ経費トシテ経理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ賞与期間ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 会社ハ第二十四条ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スペキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五条若ハ第二十六条ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ変更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ対シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十三条 会社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員数常時三十人以上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所属社員ノ全部若ハ大部分ニ対シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給与ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十四条 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受クル会社ハ国家総動員法第三十一条ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ従ヒ本令施行ノ

際ニ於ケル役員雜給与、第二十条各号ニ掲タル社員手当及社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第七条各号ノ一二掲タル会社ニ該當セザリシ会社ニシテ本令施行後第七条各号ノ一二掲タル会社ト為リタルモノハ役員雜給与、第

二十条各号ニ掲タル社員手当及社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十五条 会社ハ役員雜給与、第二十条各号ニ掲タル社員手当又

ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ変更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十六条 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給与及其ノ支給方法ノ適正ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ会社ニ對シ役員若ハ社員ノ給与ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ役員雜給与、第二十条各号ニ掲タル社員手当若ハ社員退職金ノ準則ノ制定、変更若ハ廃止ヲ命ズルコトヲ得

第二十七条 会社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本章ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル目的ヲ以テ役員又ハ社員ニ對シ給与ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十八条 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第四章 経費及資金

第二十九条 会社ハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ依リ閣令ノ定

ムル所ニ從ヒ毎事業年度ニ於ケル左ノ各号ニ掲タル支出（利益金処分ニ依ルモノヲ含ム）ノ予定額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

一 機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣伝費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

二 寄付金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

三 閣令ヲ以テ定ムル福利施設費

四 前号ニ掲タル福利施設費以外ノ福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

五 研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ為シタル会社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ前項第一号ニ掲タル支出ヲ為スコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ為シタル会社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ第一項第二号又ハ第四号ニ掲タル支出ヲ為サンタルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ為シタル会社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ第一項第三号又ハ第五号ニ掲タル支出ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ遲滞ナク主務大臣ニ報告スベシ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ第一項第一号、第二号、第四号又ハ第五号ニ掲タル支出ノ金額又ハ其ノ経理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第三十条 主務大臣ハ会社ノ経費ノ支出ヲ適正ナラシムル為必要アリト認ムルトキハ会社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第三十一条 会社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ為スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二条 主務大臣ハ会社ノ経理上必要アリト認ムルトキハ会社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第三十三条 会社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各号ニ掲タル事項ニ

付主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 有価証券ノ取得又ハ処分

二 特許権、鉱業権又ハ漁業権ノ取得又ハ処分

三 資金ノ貸付又ハ借入

主務大臣ハ会社ニ対シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得

ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ
利益金ノ処分ヲ為スコトヲ得ズ

第六章 雜則

前項ノ指定ヲ受ケタル会社ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ
其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ為スコトヲ得ズ
第三十四条 主務大臣ハ会社ノ經理ヲ適正ナラシムル為必要アリト
認ムルトキハ会社ニ対シ余裕資金ノ運用ニ関シ必要ナル制限ヲ為
スコトヲ得

第五章 経理検査

第三十五条 主務大臣ハ会社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ処
分其ノ他經理ニ関シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ依リ報告ヲ
徵シ又ハ当該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳
簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ
其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第三十六条 会社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借対照表、
損益計算書及原価計算ニ関スル書類ヲ作成スベシ

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評
価スベシ

会社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要ナル帳簿
ヲ備ヘ整然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ為スベシ

第三十七条 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ会社ニ対シ勘定科
目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八条 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ会社ヲ指定シテ決
算ニ関シ当該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ関シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル会社

第三十九条 第三条乃至第六条、第十二条乃至第十五条、第十九条、
第二十一条、第二十三条乃至第二十六条、第二十九条乃至第三十

二条、第三十四条、第三十七条又ハ前条ノ規定ニ依ル許可若ハ承
認ニ関スル処分又ハ指定、命令若ハ制限ニシテ事案ノ重要ナルモ
ノハ会社経理審査委員会ノ議ヲ経ベシ

会社経理審査委員会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十条 第三十三条ノ規定ニ依ル許可ニ関スル処分又ハ指定ニシ
テ事案ノ重要ナルモノハ臨時資金調整法第十二条ノ臨時資金審査
委員会ノ議ヲ経ベシ

第四十一条 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各号ニ該当スル場合
ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大蔵大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社ニ在リテハ当該会社ヲ
監督スル所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保険業法、自動車製造事業法、工作

機械製造事業法、製鉄事業法、軽金属製造事業法、石油業法、
人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九号又ハ産金法第三条

ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ営ム会社ニ在リテハ商工大臣

三 電気事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受ク
ル事業ノミヲ営ム会社ニ在リテハ通信大臣但シ造船事業法施行

令第二十九条ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ営ム会社ニ在リ
テハ通信大臣及商工大臣

四 地方鉄道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事
業ノミヲ営ム会社ニ在リテハ鉄道大臣

五 会社ノ営ム事業ノ一部ニ付第一号、第三号又ハ第四号ニ掲グ
ル法令ノ適用ヲ受クル会社ニ在リテハ當該所管大臣及大蔵大臣
六 第三十三条ノ規定ニ依ル許可ニ関スル処分又ハ指定ニ付テハ
前各号ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣及商工大臣
大蔵大臣ハ第三条乃至第六条、第十二条乃至第十五条、第十九条、
第二十一条、第二十三条乃至第二十六条、第二十九条乃至第三十
二条、第三十四条、第三十七条又ハ第三十八条ノ規定ノ施行ニ関
スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スペシ
大蔵大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲タル規定ノ施行ニ関スル重要
事項ニ付大蔵大臣及關係各大臣ニ協議スペシ
第四十二条 大蔵大臣ハ前条第一項第一号乃至第四号ニ掲タル会社
以外ノ会社ニ関スル本令ノ施行ニ関スル事務ノ一部ヲ稅務監督局
長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得
大蔵大臣ハ稅務監督局長若ハ稅務署長ヲシテ第三十五条ノ規定ニ
依ル報告ヲ徵セシメ又ハ稅務監督局長、稅務署長若ハ其ノ代理官
ヲシテ同条ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ台灣總督府州知事、台灣總督
府府長若ハ其ノ代理官ヲシテ同条ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ為サシ
ムルコトヲ得
台灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ台灣總督府州知事又
ハ台灣總督府府長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得
台灣總督ハ台灣總督府州知事若ハ台灣總督府府長ヲシテ第三十五
条ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ台灣總督府州知事、台灣總督
府府長若ハ其ノ代理官ヲシテ同条ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ為サシ
ムルコトヲ得
台灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務
署長又ハ台灣總督府州知事ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附 則

第四十六条 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、
台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ
施行ス

第四十七条 会社利益配当及資金融通令及昭和十四年勅令第百九
四号ハ之ヲ廃止ス但シ本令施行前ニ為シタル行為ニ關スル罰則ノ
適用ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス
朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ会社利益配当及資金融通
令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄、会社職員給与
臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四
日迄仍其ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ為シタル行為ニ關スル罰則
ノ適用ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、台灣銀行及
朝鮮、台灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用
ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ台灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ
南洋群島ニ在リテハ序令トス
第三十九条及第四十条ノ規定ハ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在
リテハ之ヲ適用セズ

第四十五条 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督
府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコト
ヲ得
朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシ
テ第三十五条ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監
督局長、朝鮮總督府稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同条ノ規定ニ
依ル臨檢検査ヲ為サシムルコトヲ得

ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十八条 会社ノ直前ノ事業年度ノ利益配当ガ会社利益配当及資

金融通令第二条ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配当率

ヲ超ユル率ニ依リ為シタルモノニシテ當該利益配当ノ率ノ中主務

大臣ガ其ノ許可ヲ為スニ際シ基準配当率ニ算入セザル旨ヲ定メタ

ル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三条第一項第二

号ノ直前ノ事業年度ノ配当率ト看做ス

第四十九条 本令施行前合併ヲ為シタルニ因リ会社利益配当及資金

融通令第三条第一項第三号ノ規定ニ依リ基準配当率ニ付主務大臣

ノ認定ヲ受ケタル会社ガ當該合併後最初ノ事業年度ノ利益配当ヲ

本令施行後為サントスルトキハ當該基準配当率ヲ以テ第三条第一

項第二号ノ直前ノ事業年度ノ配当率ト看做ス

第五十条 資本金二十万円未満タリシ会社ニシテ本令施行前ノ資本

増加ニ因リ資本金二十万円以上ト為リタルニ因リ会社利益配当及

資金融通令第三条第一項第四号ノ規定ニ依リ其ノ基準配当率ニ付

主務大臣ノ認定ヲ受ケタル会社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度

ノ利益配当ヲ本令施行後為サントスルトキハ當該基準配当率ヲ以

テ第三条第一項第二号ノ直前ノ事業年度ノ配当率ト看做ス

第五十一条 会社利益配当及資金融通令第四条ノ規定ニ依リ其ノ基

準配当率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル会社ガ指定後最初ノ事業

年度ノ利益配当ヲ本令施行後為サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケ

タル基準配当率ヲ以テ第三条第一項第二号ノ直前ノ事業年度ノ配

当率ト看做ス

第五十二条 第三条第二項第一号ノ規定ハ第四十九条乃至前条ノ場

合ニ於テ主務大臣ガ基準配当率ノ認定又ハ指定ヲ為スニ際シ當該

認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配当ニ関シ会社利益配当及資金融通

令第二条第一号ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益
配当ニ関シテハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第三条第二項第一号及第四号ノ規

定ハ第四十八条乃至前条ノ規定ニ依リ直前ノ事業年度ノ配当率ト

看做サレタル率ニ付テモ亦之ヲ適用ス

〔二一一一三一〕 勅令第七五〇号
昭和十五年十一月九日

従業者移動防止令

第一条 従業者移動防止ノ為ニスル國家總動員法（昭和十三年勅令
第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六条ノ規定ニ基
ク従業者ノ雇入及使用ノ制限並ニ解雇ニ関スル命令ハ別ニ定ムル

モノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ニ於テ指定従業者ト称スルハ年令十四年以上六十年未
満ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ

一 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ
於テ引続キ一月以上雇用契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル労務者

（以下指定労務者ト称ス）トシテ使用セラル者

二 前号ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ引続キ一
月以上雇用契約ニ基キ指定労務者トシテ使用セラレ本令施行後
ニ於テ其ノ雇用ヲ終了シ且其ノ雇用ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ

経過セザル者

三 引続キ一月以上雇用契約ニ基キ厚生大臣ノ指定スル技術者（以
下指定技術者ト称ス）トシテ使用セラル者

四 引続キ一月以上雇用契約ニ基キ指定技術者トシテ使用セラレ

本令施行後ニ於テ其ノ雇用ヲ終了シ且其ノ雇用ヲ終了シタル日ヨリ一年ヲ経過セザル者

第三条 何人ト雖モ工場若ハ事業場ニ於テ使用スル為又ハ指定技術者トシテ使用スル為前条第一号又ハ第三号ノ指定従業者ニ対シ自ラ又ハ他人ヲシテ其ノ被用者タルコトヲ勧誘シ又ハ勧誘セシムルコトヲ得ズ他人ノ工場若ハ事業場ニ於テ使用セシムル為他人ノ被用者タルコトヲ勧誘シ又ハ勧誘セシムルコト亦同ジ

第四条 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル為又ハ指定技術者トシテ使用スル為他人ヲ雇入レントスルトキハ予メ其ノ者ガ指定従業者ナルヤ否ヲ確認スルコトヲ要ス但シ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

指定従業者工場若ハ事業場ニ於テ使用セラルル為又ハ指定技術者トシテ使用セラルル為雇入レラントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ其ノ前歴ニ関スル事項ヲ職業紹介所長ニ報告スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レラントスル場合ニ在リテハ雇入レントスル者ヲ經由シテ之ヲ為スベシ

第五条 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル為又ハ指定技術者トシテ使用スル為雇入レンタルスル者ガ指定従業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六条 何人ト雖モ労務供給契約ニ基キ工場又ハ事業場ニ於テ指定従業者ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七条 職業紹介所長第五条ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實

アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第八条 第五条ノ規定ニ違反シテ指定従業者ヲ雇入レタル者アルトキハ職業紹介所長ハ其ノ者ニ対シ其ノ指定従業者ヲ解雇スペキコトヲ命ズルコトヲ得前条ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ為シタルトキ亦同ジ

第九条 地方長官従業者ノ移動ヲ防止スル為必要アリト認ムルトキハ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ指定技術者又ハ指定労務者ヲ雇用スル者ニ対シ指定従業者以外ノ従業者ノ雇入ノ方法ニ関シ制限ヲ為スコトヲ得

第十条 何人ト雖モ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五条又ハ第六条ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第十二条 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ関シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ關係人ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十三条 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長必要アリト認ムルトキハ指定従業者ノ雇入又ハ使用ニ関シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ指定従業者ヲ雇入レ若ハ雇入レントスル者又ハ使用シ若ハ使用セントスル者ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第十四条 本令ハ国又ハ道府県ニ於ケル従業者ノ雇入又ハ使用ニハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ指定従業者ヲ吏員トシテ採用スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五条 本令ハ國又ハ道府県ニ於ケル従業者ノ雇入又ハ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十五条 本令ハ学校卒業者使用制限令及青少年雇入制限令ノ適用

ヲ妨げズ

第十六条 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台灣総督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台湾ニ在リテハ州知事又ハ府尹、郡守又ハ島司、台灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖

府ニ在リテハ府長）、樺太ニ在リテハ樺太府支厅長、南洋群島ニ在リテハ南洋庁支厅長トシ職業紹介所トアルハ朝鮮ニ在リテハ国

トシ道府県トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台湾ニ在リテハ州又ハ府、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令中職業紹介所ニ関スル規定ハ台灣及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺

太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

従業者雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ為シタル行為ニ関スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ従業者雇入制限令第一条第二号又ハ第四号ニ該当スル者ニシテ本令施行前ニ於テ其ノ雇用ヲ終了シタルモノハ其ノ雇

用セラレタル場所ガ第二条第一号ノ事業ヲ行フ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ該当スル場合又ハ其ノ者ガ指定技術者ニ該当スル場合ニ於

テハ従業者雇入制限令第二条第二号ノ学校卒業者ニ該当スル者ニ在リテハ其ノ雇用終了後一年間、其ノ他ノ者ニ在リテハ其ノ雇用終了六月間之ヲ本令ノ規定ニ依ル指定従業者ト看做ス

〔二一一一三二〕 法律第四十二号

国民更生金庫法

第一章 総 則

第一条 国民更生金庫ハ時局ノ要請ニ応ジ転業又ハ廢業ヲ為ス商工業者等ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ図ルコトヲ目的トス

国民更生金庫ハ法人トス

第二条 国民更生金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

国民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三条 国民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ銀行其ノ他命令ノ定ムル法人ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ得

第四条 国民更生金庫ノ資本金ハ二千万円トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第五条 政府ハ千九百万円ヲ国民更生金庫ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ国債証券ヲ交付シテ之ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル国債証券ノ交付価格ハ時価ヲ參照シテ大蔵大臣之ヲ定ム

第六条 国民更生金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目 的

二 名 称

三 事務所ノ所在地

四 資本金額及資産ニ関スル事項

五 役員ニ関スル事項

六 業務及其ノ執行ニ関スル事項

七 更生債券ノ發行ニ関スル事項

八 会計ニ関スル事項

九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ変更スルコトヲ得

第七条 国民更生金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ

第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第八条 国民更生金庫ニハ所得税、法人税及營業税ヲ課セズ

北海道、府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ国民更生金庫ノ

事業ニ対シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ

内務大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九条 国民更生金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由発生シタル場合ニ

於テ其ノ処置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 国民更生金庫ニ非ザル者ハ国民更生金庫又ハ之ニ類似スル

名称ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 役員

第十一條 国民更生金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十二条 理事長ハ国民更生金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ国民更生金庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ国民更生金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ国民更生金庫ノ業務ヲ監査ス

第十三条 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十四条 理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十五条 理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条 国民更生金庫ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮詢ニ応ジ必要アルトキハ之ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシテ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業務

第十七条 国民更生金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

一 転業又ハ廢業ヲ為ス商工業者等ノ為ニスル資産ノ管理又ハ処分

二 転業又ハ廢業ヲ為ス商工業者等ノ為ニスル資金ノ融通

三 転業又ハ廢業ヲ為ス商工業者等ノ為ニスル債務ノ引受又ハ保証

四、前各号ノ業務ニ付帶スル事業

国民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務以外ノ業務ヲ行フコトヲ得

本法ニ規定スルモノノ外國民更生金庫ノ業務ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八条 国民更生金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有価証券ノ取得

二 大蔵省預金部ヘノ預金又ハ郵便貯金

三 銀行ヘノ預金又ハ信託会社ヘノ金銭信託

第四章 更生債券

第十九条 国民更生金庫ハ払込資本金額ノ十倍ヲ限り更生債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十条 更生債券ハ額面金額五十円以上トシ無記名利札付トス但シ応募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト為スコトヲ得

更生債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一条 国民更生金庫ハ更生債券借換ノ為一時第十九条ノ制限ニ依ラズ更生債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ更生債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル旧更生債券ヲ償還スペシ

第二十二条 政府ハ更生債券ノ元本ノ償還及利息ノ支払ヲ保証スルコトヲ得

第二十三条 更生債券ハ売出ノ方法ヲ以テ發行スルコトヲ得

第二十四条 国民更生金庫ニ於テ更生債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十五条 更生債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六条 所得税法及有価証券移転税法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ更生債券ニ之ヲ準用ス

第二十七条 本章ニ規定スモノノ外更生債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 会計

第二十八条 国民更生金庫ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十九条 国民更生金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借対照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

出資者及債権者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲タル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第六章 監督及補助

第三十条 主務大臣ハ国民更生金庫ノ業務ヲ監督ス

第三十一条 国民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩余金ノ処分ヲ為スコトヲ得

第三十二条 国民更生金庫ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

第三十三条 主務大臣ハ国民更生金庫ニ對シ業務及財産ノ状況ニ関シ報告ヲ為サシメ、検査ヲ為シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

第三十四条 主務大臣ハ国民更生金庫監理官ヲ置キ国民更生金庫ノ業務ヲ監視セシム

第三十五条 国民更生金庫監理官ハ何時ニテモ国民更生金庫ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

国民更生金庫監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ国民更生金庫ニ命ジテ業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得

国民更生金庫監理官ハ国民更生金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十六条 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十七条 政府ハ国民更生金庫ニ對シ第十七条ニ規定スル業務ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ為スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ補償金ノ総額ガ帝国議会ノ協賛ヲ経タル金額ヲ超エザル範囲内ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第三十八条 前条第一項ノ損失及其ノ額ハ国民更生金庫損失審査会之ヲ決定ス

国民更生金庫損失審査会ノ組織及権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七章 罰則

第三十九条 左ノ場合ニ於テハ国民更生金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ千円以下ノ過料ニ処ス

一本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

一本法ニ規定セザル業務ヲ當ミタルトキ

三 第十八条ノ規定ニ違反シ業務上ノ余裕金ヲ運用シタルトキ

四 第十九条又ハ第二十一条第二項ノ規定ニ違反シ更生債券ノ発行ヲ為シ又ハ償還ヲ為サザルトキ

五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ

六 国民更生金庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ為サザルトキ

第四十条 左ノ場合ニ於テハ国民更生金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ五百円以下ノ過料ニ処ス

一本法又ハ本法ニ基キテ発スル勅令ニ違反シ登記ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ為シタルトキ

二 第二十九条ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキ正當ノ事由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

第四十一条 第十条ノ規定ニ違反シ国民更生金庫又ハ之ニ類似スル名称ヲ用ヒタル者ハ五百円以下ノ過料ニ処ス

第四十二条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ国民更生金庫ノ設立ニ関スル事務ヲ處理セシム

第四十四条 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府以外ノ出資者ノ出資ノ申込書ト共ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ払込ヲ為サシムコトヲ要ス

第四十五条 出資ノ払込完了シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ國民更生金庫理事長ニ引継グベシ

理事長前項ノ事務ノ引継ヲ受ケタルトキハ理事長、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ為スペシ

国民更生金庫ハ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第四十六条 本法施行ノ際現ニ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名称ヲ用フル者ハ本法施行後六月以内ニ其ノ名称ヲ変更スルコトヲ要ス

第十条ノ規定ハ前項ノ期間内ニ之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ

第四十七条 國民更生金庫ガ財團法人國民更生金庫ノ権利ヲ讓受ケ又ハ其ノ義務ヲ引受ケントスル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ讓受又ハ引受ハ財團法人國民更生金庫ノ解散ノ日ニ於ケル財產目録ニ記載シタル価額ニ依ルコトヲ得

國民更生金庫ガ前項ノ価額ニ依リ第一項ノ讓受又ハ引受ヲ為シタルニ因リ受ケタル損失ハ之ヲ第三十七条第一項ノ損失ト看做ス

第四十八条 登録税法中左ノ通改正ス

第十九条第七号中「庶民金庫」ノ上ニ「國民更生金庫」ヲ、「庶民金庫法」ノ上ニ「國民更生金庫法」ヲ加フ

同条第十七号ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十七ノ二 国民更生金庫カ国民更生金庫法第十七条ニ規定スル

業務ノ為ニスル権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記又ハ登録

同条第十八号中「庶民金庫」ノ上ニ「国民更生金庫、」ヲ加フ

第四十九条 印紙税法中左ノ通改正ス

第五条第五号ノ二ノ次ニ左一号ヲ加フ

五ノ三 国民更生金庫ノ業務ニ關スル証書帳簿及更生債券

第五十条 政府出資特別会計法中左ノ通改正ス

第五条ニ左ノ一項ヲ加フ

公債ノ交付ニ依リ出資ヲ為ス為必要アルトキハ政府ハ前項ノ規

定ニ依ルノ外本会計ノ負担ニ於テ公債ヲ發行スルコトヲ得

第三条 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル

何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ為サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏並ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一条 本法ニ於テ從業者ト称スルハ年齢十四年以上六十年未満ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ労務者トシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル事業ニ使用セラルモノヲ謂フ

一 鉱業、砂鉱業、石切業其ノ他鉱物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業（電気、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、変更又ハ伝導ヲ為ス事業及水道ノ事業ヲ含ム）

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨

物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 通信事業

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二条 従業者ハ國民勞務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

國民勞務手帳ハ政府之ヲ發行ス

本法ニ定ムルモノノ外國民勞務手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 何人ト雖モ國民勞務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ從業者トシテ使用セラルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル

何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ為サザル者ヲ從業者トシテ使用スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏並ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四条 使用者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ提出シタル國民労務手帳ヲ其ノ者ヲ使用スル期間中保管スベシ

使用者ハ從業者ヨリ請求アリタルトキハ何時ニテモ其ノ者ヲシテ

國民勞務手帳ヲ閱覽セシムベシ

第五条 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ國民労務手帳ヲ返還スペシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

使用者前項但書ノ規定ニ依リ國民勞務手帳ヲ返還セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ニ之ヲ提出スペシ

第六条 國民勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民勞務手帳ノ返還ニ關

シ異議アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ国民職業指導所長ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ国民職業指導所長ハ国民労務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ対シ国民労務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第七条 前条ノ裁定又ハ命令ニ不服アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ地方長官ハ国民労務手帳審査会ニ諮問シテ国民労務手帳ヲ返還スベキヤ否ヲ裁定シ返還スベキ旨裁定シタルトキハ使用者ニ対シ国民労務手帳ノ返還ヲ命ズベシ

第八条 地方長官又ハ国民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者又ハ国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ国民労務手帳審査会ニ闘スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 地方長官又ハ国民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用者及国民労務手帳ノ提出又ハ返納ヲ命ズルコトヲ得

第十一条 使用者及国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ国民労務手帳ニ本法ニ基キテ発スル命令ヲ以テ定ムル事項以外ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十二条 国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ハ重ネテ国民労務手帳ノ交付ヲ受クルコトヲ得ズ但シ国民労務手帳毀損シ若ハ亡失シタル場合、余白ナキニ至リタル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 国民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ国民労務手帳ニ代ル証明書（以下証明書ト称ス）ヲ交付スルコトヲ得

第十四条 国民労務手帳以外ノ手帳ニハ国民労務手帳ナル名称ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五条 従業者、従業者タラントスル者又ハ使用者ハ国民労務手帳ニ闘シ必要アリタルトキハ従業者又ハ従業者タラントスル者ノ戸籍ニ闘シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ対シ無償ニテ証明ヲ求ムルコトヲ得

第十六条 従業者ハ国民労務手帳ニ記載セラレタル事項ニ闘シ使用者ニ対シ無償ニテ証明ヲ求ムルコトヲ得

第十七条 厚生大臣、地方長官又ハ国民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ出頭ヲ求メ又ハ其ノ者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十八条 厚生大臣、地方長官又ハ国民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ当該官吏ヲシテ第一条ニ掲グル事業ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第十九条 前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第二十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

一 第三条、第五条第一項又ハ第十二条ノ規定ニ違反シタル者

二 詐偽其ノ他ノ不正行為ヲ以テ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者

三 自己ノ國民労務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシムル目的ヲ以テ交付シタル者

第十八条 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

一 第四条、第五条第二項、第十条又ハ第十四条ノ規定ニ違反シタル者

二 第八条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ國民労務手帳ヲ提出又ハ返納セザル者

三 第九条ノ規定ニ違反シ記載若ハ報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ記載若ハ報告ヲ為シタル者

四 第十六条第一項ノ規定ニ違反シ出頭ニ応ゼズ又ハ報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ為シタル者

五 第十六条第二項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第十九条 使用者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者が其ノ業務ニ関シ第十七条第一号又ハ前条第一号乃至第四号ノ違反行為ヲ為シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ处罚ヲ免ルコトヲ得ズ

第二十条 第十七条第一号又ハ第十八条第一号乃至第四号ノ罰則ハ

使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一条 本法ハ罰則ヲ除クノ外国、道府県、市町村其ノ他之ニ

準ズベキモノニ之ヲ適用ス

国ノ事業ニ関シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第二十二条 本法中使用者ニ関スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ニ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、鉱業ニ在リテハ鉱業権者ニ、鉱業代理人アル場合ニ於テハ鉱業代理人ニ之ヲ適用ス

第二十三条 本法ノ適用ニ付テハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者ガ同令ニ基キ交付ヲ受ケタル職業能力申告手帳ハ之ヲ國民労務手帳ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十六年三月三十一日

〔二一一一三四〕 勅令第三百六十二号

生活必需物資統制令

第一条 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第八条ノ規定ニ基ク生活必需物資ニ關スル統制及其ノ統制事務ニ付テノ國家總動員法第五条ノ規定ニ基ク協力命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ヲ適用スペキ生活必需物資ノ種類ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産（加工ヲ含ム以下同ジ）ヲ業トスル者又ハ其ノ団体ニ対シ生活必需物資ノ生産ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般的ニ制限ヲ為スコトヲ得

第四条 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販売其ノ他
壳渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者若ハ此等ノ者ノ団体又ハ業
務ニ関シ若ハ転売ノ目的ヲ以テ生活必需物資ヲ所有スル者ニ対シ
讓渡ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ讓渡ヲ命
ズルコトヲ得

第五条 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生活必需物資ノ生産ヲ業
トスル者、販売其ノ他壳渡ヲ業トスル者、輸入業者又ハ此等ノ者
ノ団体ニ対シ生活必需物資ノ讓渡ニ関シ一般的ニ数量、時期、方
法、相手方、配給区域其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第六条 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生活必需物資ノ讓渡ニ関
シ一般的ニ数量、時期、方法、相手方其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ
為スコトヲ得

第七条 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販売其ノ他
壳渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業者又ハ此等ノ者ノ団体ニ対
シ生活必需物資ノ寄託、保有、質入其ノ他ノ处分又ハ移動ニ關シ
一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ為スコトヲ得

第八条 主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ニ対シ生活必需物資ノ
保管ニ関シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九条 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販売其ノ他
配給ヲ業トスル者、輸入業者又ハ此等ノ者ノ団体ニ対シ生活必需
物資ノ生産又ハ配給ニ関シ事業計画ノ設定又ハ其ノ変更ヲ命ズル
コトヲ得

第十条 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販売其ノ他
配給ヲ業トスル者、物品ノ保管ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ団体
ニ対シ生活必需物資ノ生産、販売其ノ他配給、購買又ハ保管ニ関
シ帳簿ヲ備ヘ必要ナル事項ノ記載ヲ為サシムルコトヲ得

第十二条 国家総動員法第二十七条ノ規定ニ依リ補償スペキ損失ハ
左各号ノ処分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

第十三条 主務大臣ハ生活必需物資ノ使用又ハ消費ヲ為ス者ニ対シ
又ハ制限若ハ禁止ヲ為スコトヲ得

第十四条 主務大臣ハ国家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ關係者
ヨリ生活必需物資ニ関スル統制又ハ其ノ統制事務ニ付テノ協力ニ
關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ当該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、
倉庫其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ生活必需物資、書類、
帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ
其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第十五条 主務大臣ハ本令ニ定ムル職権ノ一部ヲ地方長官（東京府
ニ在リテハ警視庁総監ヲ含ム）ニ委任スルコトヲ得

第十六条 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要アリト認ムルトキ
ハ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本令ニ依ル生活必需物資
ニ関スル統制ノ実施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得
前項ノ事務ニ関スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村又ハ之ニ
準ズベキモノヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得

第十七条 内地ニ於テ本令中第八条ノ規定ノ施行及之ニ必要アル他

ノ規定ノ施行ニ関スル主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ヲ其ノ業ニ関スル法令ニ依リ監督スル所管大臣アルトキハ當該所管大臣

トス

第十八条 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、

台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トス

第二条中閣令トアルハ朝鮮又ハ台灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ府令トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔二一一一三五〕 勅令第七〇四号 昭和十六年六月十四日

國民労務手帳法施行令

第一条 従業者タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ就業スペキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ國民労務手帳ノ交付ヲ申請

スベシ

第二条 國民労務手帳ニ記載スペキ事項左ノ如シ
一 氏 名
二 出生ノ年月日
三 本 籍
四 居住ノ場所
五 兵役關係

六 学 歷

七 職業ノ経歴

八 従事スル職業名 (ル就業ノ場所)

九 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ在リテハ主タ

職業ニ從事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ同令ニ基ク技能程度

十二 申告令第二条第四号ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項

十三 申告令第二条第五号ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル

検定、試験又ハ免許ニ關スル事項

十四 労働者年金保険法ニ依ル被保險者ニ在リテハ被保險者資格ノ得喪及標準報酬等級

十五 其ノ他國民労務手帳法(以下手帳法ト称ス)ニ基キテ発スル命令ヲ以テ定ムル事項

十六条 従業者使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラル場合ニ於テハ國民労務手帳ヲ使用者ニ提示スルヲ以テ足ル

第十七条 手帳法第三条第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 國家総動員法第四条ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用セラル者
二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十八条 手帳法第三条第一項本文ノ規定ニ依リ提出スル國民労務手帳ニハ從前ノ使用者アリタル場合ニ於テハ其ノ使用者ノ使用セザルニ至リタル旨ノ第十五条ノ規定ニ依ル記載、同法第三条第一項

但書ノ規定ニ依リ提示スル國民労務手帳ニハ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨ノ第七条第五項ノ規定ニ依ル記載アルコトヲ要ス

第六条 従業者ニシテ官吏若ハ待遇官吏タルモノ又ハ第四条各号ノ一ニ該当スルモノハ遲滞ナク國民労務手帳ヲ使用者（同条第一号ニ該当スル者ニ在リテハ徵用ニ依ル使用者）ニ提出スペシ

第七条 使用者ハ第二項ノ規定ニ依リ國民労務手帳ヲ從業者ニ一時返付スル場合ヲ除クノ外其ノ者ヲ使用スル期間中國民労務手帳ヲ保管スペシ

使用者從業者ヲ使用スル期間中ニ於テ從業者左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ國民労務手帳ヲ其ノ者ニ一時返付スペシ

一 國家総動員法第四条ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ
二 使用者ノ同意ヲ得テ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラレントスルトキ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

國民労務手帳ノ一時返付ヲ受ケタル從業者徵用ヲ解除セラレ、第三条ノ規定ニ依ル國民労務手帳ノ提示ヲ了リ又ハ前項第三号ノ事由ナキニ至リタルトキハ遲滞ナク國民労務手帳ヲ使用者ニ提出スベシ

使用者第二項第一号ニ該当スル事由ニ因リ國民労務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキ又ハ同項同号ニ該当スル事由ニ因リ一時返付シタル國民労務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨當該國民労務手帳ニ記載スペシ

使用者第二項第二号ニ該当スル事由ニ因リ國民労務手帳ヲ從業者ニ一時返付セントスルトキハ其ノ者ガ同時ニ他ノ使用者ニ從業者トシテ使用セラルルモ異議ナキ旨當該國民労務手帳ニ記載スペシ

第八条 厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正当ノ理由ナクシテ無断欠勤引続キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル國民労務手帳ヲ返還セザルコトヲ得但シ從業者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 從業者移動防止令第五条ノ規定ニ依リ當該從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルトキ
二 就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ

三 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編入セラレタルトキ

四 國家総動員法第四条ノ規定ニ基キ徵用セラレタルトキ

五 負傷、疾病又ハ老衰ノ為業務ニ堪ヘザルトキ

六 其ノ他退職ニ付已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項第五号又ハ第六号ノ事由ハ手帳法第六条ノ規定ニ依ル國民職業指導所長ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依リ同法第七条ノ規定ニ依ル地方長官ノ裁定アリタルトキハ其ノ裁定シタル所ニ依ル

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民労務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ其ノ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ旨報告スペシ報告ヲ為シタル後國民労務手帳ヲ返還シタルトキ亦同ジ

使用者第一項ノ規定ニ依リ國民労務手帳ヲ返還セザルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ三月間之ヲ保管シ其

ノ期間経過シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ為シタル国民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第九条 国民職業指導所長前条第四項ノ規定ニ依リ国民労務手帳ノ提出ヲ受ケタルトキハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ一年間之ヲ保管シ其ノ期間経過シタルトキハ從業者タリシ者ニ之ヲ交付スベシ但シ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ交付スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十条 手帳法第六条第一項ノ申立ハ從業者ノ退職シタル日又ハ解雇セラレタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル国民職業指導所長ニ、同法第七条第一項ノ申立ハ第三項ノ規定ニ依ル裁定書ノ交付又ハ裁定ノ要旨ノ通知アリタル日ヨリ十四日以内ニ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ為スペシ

地方長官又ハ国民職業指導所長ニ於テ有怨スベキ事由アリト認ムルトキハ前項ノ期限経過後ニ於テモ仍申立ヲ受理スルコトヲ得手帳法第六条第二項及第七条第二項ノ裁定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ為シ本人ニ交付シ併セテ其ノ要旨ヲ関係人ニ通知スベシ

第十一条 使用者ハ從業者タリシ者所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ニ国民労務手帳ヲ返還スルコト能ハザルトキハ事由ヲ具シ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル国民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第十二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ地方長官又ハ国民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ使用者又ハ国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ対シ国民労務手帳ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
一 使用者手帳法第六条第二項又ハ第七条第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ国民労務手帳ヲ返還セザルトキ

二 国民労務手帳ニ手帳法ニ基キテ発スル命令ヲ以テ定ムル事項

以外ノ事項ノ記載アルトキ

三 国民労務手帳ヲ検閲セントスルトキ

第十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ地方長官又ハ国民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニ対シ国民労務手帳ノ返納ヲ命ズルコトヲ得
一 詐偽其ノ他ノ不正行為ヲ以テ国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

二 重ネテ国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタルトキ

三 自己ノ国民労務手帳ヲ他人ヲシテ行使セシメタルトキ

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

第十四条 使用者從業者ノ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民労務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民労務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル国民職業指導所長ニ其ノ旨報告スベシ

一 使用開始ノ旨

二 従業者ノ從事スル職業名及申告令ニ基ク技能程度

三 従業者ノ就業スル場所

第十五条 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキハ其ノ旨国民労務手帳ニ記載シ十四日以内ニ命令ノ定ムル様式ニ依リ從業者タリシ者ノ從前ノ就業地ヲ管轄スル国民職業指導所長ニ報告スベシ

第十六条 使用者ハ從業者ニ關シ第二条第一号、第三号乃至第六号、第八号、第九号、第十一号乃至第十三号又ハ第十五号ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ其ノ旨国民労務手帳ニ記載シ使用者從業者共同シテ十四日以内ニ當該國民労務手帳ノ提示ニ依リ從業者ノ就業地ヲ管轄スル国民職業指導所長ニ報告スベシ

使用者ハ從業者ニ關シ第二条第十四号ニ掲タル事項ニ変更アリタルトキハ十四日以内ニ其ノ旨国民労務手帳ニ記載スベシ

第十七条 前三条中報告ニ関スル規定ハ使用者ガ国民労務手帳ニ代ル證明書ヲ提出シタル從業者ヲ使用スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十八条 使用者ハ從業者ニ對シ支給スル給料又ハ賃金ニ付左ニ掲タル事項ヲ第一号ニ掲タル事項ニ付テハ給料又ハ賃金ヲ支給シタル日ヨリ十四日以内ニ、第二号ニ掲タル事項ニ付テハ從業者ヲ使用セザルニ至リタルトキ国民労務手帳ニ記載スベシ

一 使用開始ノ際ノ給料月額又ハ其ノ直後ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

二 使用セザルニ至リタル際ノ給料月額又ハ其ノ直前ノ一賃金締切期間ノ平均賃金日額

第十九条 前条ノ給料又ハ賃金ノ範囲及算定方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十条 国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者從業者タラザル場合ニ於テ第一条第一号、第三号乃至第六号、第八号、第九号、第十一号乃至第十三号又ハ第十五号ニ掲タル事項ニ変更アリタルトキハ其ノ旨国民労務手帳ニ記載シ十四日以内ニ當該国民労務手帳ノ提示ニ依リ其ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ至リタルトキハ

前項ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ為シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ為スベシ。

前条第二項ノ規定ハ第一項ノ報告ニ之ヲ準用ス

第二十二条 国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者が從業者タリシ場合ニ在リテハ使用者、從業者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ関係ニ在リタル者國民労務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民労務手帳ノ提示ニ依リ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ就業地（職業ニ從事セザリシ者ナル場合ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ報告スベシ

前項ノ報告ハ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ從前ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ國民労務手帳ヲ保管スル場合ニハ命令ノ定ムル様式ニ依リ之ヲ為スベシ

第一項ノ規定ハ國民労務手帳ニ代ル證明書ノ交付ヲ受ケタル後国民労務手帳ノ交付ヲ受ケズシテ從業者タラザルニ至リタル者ニハ

之ヲ適用セズ

第二十一条 國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二条第六号ニ該当スル者ヲ除ク）同令第十一条ノ規定ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ者ガ從業者タル場合ニ在リテハ使用者從業者共同シテ、從業者タラザル場合ニ在リテハ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者國民労務手帳ニ其ノ旨記載シ十四日以内ニ當該國民労務手帳ノ提示ニ依リ國民職業指導所長ニ報告スベシ報告ヲ為シタル後ニ於テ申告令第十一条ノ規定ニ該当セザルニ至リタルトキ亦同ジ

前項前段ノ報告ハ申告令ニ依リ前ニ申告ヲ為シタル國民職業指導所長ニ、同項後段ノ報告ハ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ為スベシ。

第二十三条 國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ關スル第十四条、第十六条第一項、第二十条及第二十一条ノ規定ニ依ル報告ハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ガ左ノ各号ノ一一ニ該当セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヲ

妨ゲズ

一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍部隊ニ編

入セラレタル者

二 手帳法施行地外ニ旅行中ノ者

三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 負傷、疾病其ノ他ノ事由ニ因リ報告ヲ為スコト能ハザルノ状況ニ在ル者

第十五条、第十六条第二項及第十八条ノ規定ニ依ル記載ハ使用者第七条第二項ノ規定ニ依リ国民労務手帳ヲ一時返付シタル場合ニ於テハ同条第三項ノ規定ニ依リ国民労務手帳ノ提出ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ為スヲ妨ゲズ

第二十四条 国民労務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ其ノ就業地（職業ニ從事セザル者ニ在リテハ居住地）ヲ管轄スル国民職業指導所長ニ之ヲ申請スベシ

国民労務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者從業者タルトキハ前項ノ申請ハ其ノ使用者ヲ經由シテ之ヲ為スベシ

第二十五条 第十四条乃至第十六条、第十八条、第二十一条、第二十二条及前条第二項ノ規定ハ国民労務手帳ヲ提示シタル從業者ヲ使用スル使用者ノ使用關係ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第十六条、第十八条、第二十二条及前条第二項ノ規定ハ從業者国家総動員法第四条ノ規定ニ基キ徵用セラレ使用者セラル者ナルトキハ徵用前ノ使用者ノ使用關係ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第二十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ国民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ国民労務手帳ニ代ル証明書ヲ交付スルコトヲ得

一 国民労務手帳ノ交付又ハ再交付ノ申請アリタルトキ

二 使用者從業者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テ国民労務手帳ヲ返還セザルトキ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由アルトキ

四 国民労務手帳ニ代ル証明書ニ記載スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ其ノ者ガ從業者タルトキハ国民労務手帳ヲ保管スル使用者ニ使用セラレ就業スル場所ノ所在地ヲ以テ、從業者タラザルトキハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做シ就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニ在ル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

附 則

本令中第二条第十四号及第十六条第二項ノ規定ハ労働者年金保険法中被保険者資格ノ得喪及標準報酬等級ニ関スル部分施行ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二条ノ規定実施ノ為ニ予メ必要ナル範囲内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ從業者タルニ至リタル者ニシテ引続キ同年十月一日以後從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者（使用者ニ以上アルトキハ主タル使用者）ヲ經由シ就業地ヲ管轄スル国民職業指導所長ニ国民労務手帳ノ交付ヲ申請スベシ前項ノ申請ニ基キ国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十六年九月三十日迄ニ第二条第一号、第三号乃至第九号又ハ第十一号乃至第十三号ニ掲タル事項ニ変更アリタルトキハ其ノ旨国民労務手帳ニ記載シ同年十月十四日迄ニ當該国民労務手帳

ノ提示ニ依リ前項ノ申請ヲ為シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ

但シ申告令ニ依リ申告シ居ル要申告者タル者（同令第二条第六号ニ該当スル者ヲ除ク）ニ付当該変更ニ関シ同令第四条第二項又ハ第六条ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ報告ハ國民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ從業者タル場合ニ在リテハ國民労務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ之ヲ為スペシ

昭和十六年六月十七日

〔一一一三六〕 厚生省令第二十四号
國民労務手帳法施行規則

第一条 國民労務手帳法（以下手帳法ト称ス）第一条ノ技術者及労務者ハ別表ニ掲グルモノトス

別表ニ掲タル技術者及労務者ト雖モ左ノ各号ノ一二該當スル者ハ之ヲ除ク但シ第四号乃至第六号ニ該當スル者三十日ヲ超エテ引続き使用セラルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 帝国臣民ニ非ザル者

二 女子

三 工場法施行令第一条各号ノ一ノ事業ヲ當ム工場ニシテ工場法

ノ適用ナキモノニ使用セラル者

四 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラル者

五 使用期間ノ定ナク労務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラル者

者

六 日日雇入レ使用セラル者

七 臨時ニ土木、建築作業ニ從事スル者ニシテ之ヲ業トセザル者

第二条 國民労務手帳ハ様式第一号ニ依ル

第三条 國民労務手帳法施行令（以下施行令ト称ス）第一条、同令附則第二項及昭和十六年勅令第七百五号附則第二項ノ申請ハ様式第二号ニ依リ之ヲ為スペシ

前項ノ申請書ニハ最近一年以内ニ撮影シタル写真（名刺版、正面半身、脱帽、台紙ナキモノ）ヲ添付スペシ

國民職業指導所長特ニ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ申請書ニ手帳法第十五条ニ規定スル証明書又ハ戸籍ノ抄本ノ添付ヲ求ムルコトヲ得

國民職業能力申告令ニ基ク職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者従業者タラントスルトキハ第二項ニ規定スル写真ヲ其ノ就業スペキ地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出シ當該職業能力申告手帳ニ其ノ貼付ヲ受クベシ

第四条 従業者第十一条ノ規定ニ依リ國民労務手帳ニ貼付シタル写真ノ再貼付ヲ受ケントスル場合ニ於テハ使用者ハ國民労務手帳ヲ従業者ニ一時返付スペシ

第五条 施行令第八条第三項及第十五条ノ規定ニ依ル報告ハ様式第三号ニ依リ之ヲ為スペシ

第六条 施行令第十八条ノ給料又ハ賃金ノ範囲ハ給料、賃金、手当其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ従業者ヲ使用者ガ労務ノ対償トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲タルモノヲ除ク

一 實物給与但シ白米、精麦、食事及住居ノ給与ヲ除ク

二 賞与

三 臨時ノ給与

給料又ハ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給与其ノ他ノ利益ナル

場合ニ於テハ其ノ価格ノ算定ハ賃金統制令第三条第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七条 施行令第二十条第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第四号ニ依

リ之ヲ為スベシ

第八条 施行令第二十一条第三項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第五号ニ依リ之ヲ為スベシ

第九条 施行令第二十二条第二項ノ規定ニ依ル報告ハ様式第六号ニ依リ之ヲ為スベシ

第十条 施行令第二十四条第一項ノ申請ハ様式第七号ニ依リ之ヲ為スベシ

国民労務手帳毀損シ又ハ余白ナキニ至リタルニ因リ国民労務手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申請書ニ其ノ国民労務手帳ヲ添付スベシ

第三条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ申請ニ之ヲ準用ス但シ国民労務手帳ニ代ル証明書ノ再交付申請ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

国民労務手帳亡失シタルニ因リ国民労務手帳ノ再交付ヲ受ケタル

者再交付ヲ受ケタル後元ノ国民労務手帳ヲ発見シタルトキハ遅滞ナク再交付ヲ受ケタル国民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

第十一条 国民労務手帳ノ交付ヲ受ケタル者国民労務手帳ニ貼付シタル写真毀損シ又ハ亡失シタルトキ其ノ他本人タルコトヲ認メ難キニ至リタルトキハ從業者タル者ニ在リテハ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ、從業者タラザル者ニ在リテハ其ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ写真ノ再貼付ヲ受クベシ

第十二条 国民労務手帳ニ代ル証明書ハ様式第八号ニ依ル

第十三条 国民労務手帳ニ代ル証明書ニ記載スペキ事項ハ施行令第二条第一号乃至第四号、第八号乃至第十号、第十四号及第十五号

ニ掲タル事項トス

第十四条 手帳法第十六条第三項ノ規定ニ依ル証票ハ様式第九号ニ依ル

附則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ手帳法第二条ノ規定実施ノ為ニ予メ必要ナル範囲内ニ於テハ同年七月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月三十日迄ニ第三条第一項ノ申請ヲ為サントスル者ハ同条第二項ニ規定スル写真ヲ添付セザルコトヲ得但シ写真ヲ添付セザル場合ニ在リテハ昭和十八年九月三十日迄ニ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ同条第二項ニ規定スル写真ヲ提出シ国民労務手帳ニ其ノ貼付ヲ受クベシ

第三条第四項ノ規定ニ依ル写真ノ貼付ハ昭和十六年九月三十日迄ニ従業者タラントスル者ニ付テハ昭和十八年九月三十日迄ニ之ヲ受クルヲ妨げズ

(様式 略)

(別表) 国民労務手帳法第一条ノ技術者及労務者

一 鉱山技術者 採炭、選炭、採鉱、選鉱、採油又ハ探鉱ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

二 冶金技術者 金属ノ製鍊、合金、熱処理又ハ其ノ他ノ冶金キニ至リタルトキハ從業者タル者ニ在リテハ其ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ、從業者タラザル者ニ在リテハ其ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ就キ写真ノ再貼付ヲ受クベシ

三 機械技術者 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鉱山用機械、冶金用機械、化学用機械、計器、光学機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起

九 烟業技術者	セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ指 ノ他ノ烟業ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指 導監督ニ從事スルモノ	重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ 取扱、鉄塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕 又ハ金属ノ圧延、铸造、鍛造等ノ加工ニ関ス ル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スル モノ
一〇 食料品技術者	製糖、製粉、罐詰、冷凍又ハ其ノ他ノ飲食料 品嗜好品ノ製造加工ニ関スル技術ニ從事シ又 ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ	一〇 食料品技術者 製糖、製粉、罐詰、冷凍又ハ其ノ他ノ飲食料 品嗜好品ノ製造加工ニ関スル技術ニ從事シ又 ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一一 酿造技術者	醸酵法ニ依ル酒精飲料、アセトン、アルコ ール等ノ製造ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指 導監督ニ從事スルモノ	一一 酿造技術者 醸酵法ニ依ル酒精飲料、アセトン、アルコ ール等ノ製造ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指 導監督ニ從事スルモノ
一二 紡績技術者	製糸、紡績、織布等ノ作業ニ関スル技術ニ從 事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ	一二 紡績技術者 製糸、紡績、織布等ノ作業ニ関スル技術ニ從 事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ
一三 染色技術者	織物、皮革等ノ染色、漂白、精練等ノ作業ニ 關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事 スルモノ	一三 染色技術者 織物、皮革等ノ染色、漂白、精練等ノ作業ニ 關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事 スルモノ
一四 木工技術者	製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造 若ハ修繕ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導 監督ニ從事スルモノ	一四 木工技術者 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造 若ハ修繕ニ関スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導 監督ニ從事スルモノ
一五 土木技術者	道路、橋梁、鉄塔、港湾、河川、砂防、鐵道、 軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土 木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ 從事スルモノ	一五 土木技術者 道路、橋梁、鉄塔、港湾、河川、砂防、鐵道、 軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土 木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ 從事スルモノ
一六 建築技術者	建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督 ニ從事スルモノ	一六 建築技術者 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督 ニ從事スルモノ
一七 特殊技術者	紡織工業ノ蚕業技術者、化学工業及鉱業ノ林 業技術者又ハ印刷、被服製造、身ノ廻リ品製 造、人造板製造其ノ他ノ工業技術者ニシテ第 一号乃至第六号ニ属セザルモノ	一七 特殊技術者 紡織工業ノ蚕業技術者、化学工業及鉱業ノ林 業技術者又ハ印刷、被服製造、身ノ廻リ品製 造、人造板製造其ノ他ノ工業技術者ニシテ第 一号乃至第六号ニ属セザルモノ
一八 航空機塔乗員	航空士、航空機操縦士、航空機機関士タルモ ノ	一八 航空機塔乗員 航空士、航空機操縦士、航空機機関士タルモ ノ

一九 気象技術者 氣象観測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ関スル技術

ニ從事又ハ其ノ指導監督ニ從事スルモノ

二〇 鉱 夫

(一) 採 炭 夫 石炭又ハ亜炭ノ採掘又ハ探鉱ノ作業ニ從事スルモノ（手掘夫、発破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

(二) 坑内運炭夫 坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亜炭ノ運搬作業ニ從事スルモノ（手掘夫、発破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

(三) 岩坑支柱夫 岩坑坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ（手掘夫、発破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

(四) 機械選炭夫 岩坑又ハ亜炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ從事スルモノ（手掘夫、発破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

(五) 採 鉱 夫 鉱物ノ採掘又ハ採鉱作業ニ從事スルモノ（手掘夫、発破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

(六) 鉱山支柱夫 鉱山坑内ニ於テ支柱作業ニ從事スルモノ（手掘夫、発破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

(七) 坑内運鉱夫 鉱山坑内ニ於テ主トシテ鉱物ノ運搬作業ニ從事スルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ、坑外ノ運鉱ノミニ從事スルモノヲ除ク）

(八) 機械選鉱夫 鉱山ニ於テ機械ニ依ル鉱物ノ選別作業ニ從事スルモノ（大割夫ヲ含ム）

(九) 石油鉱夫 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ從事スルモノ（手掘夫、発破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）

(一〇) 鉱業作業夫 採炭、選炭、採鉱、運鉱、採油又ハ探鉱ノ作業ニ從事スルモノニシテ、(一)乃至(九)ニ属セザルモノ

(一一) 土石採取夫 岩石又ハ砂利、陶土等ノ土石ノ採取作業（露天採掘作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

二一 職 工

(イ) 製鍊作業者

(一一) 製 鉄 工 鋼鉄又ハフェロアロイノ製鍊作業（熱風炉操

作ヲ含ム）ニ從事スルモノ

(一二) 製 鋼 工 鋼ノ製鍊作業（造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

(一四) 非鐵金屬 製鍊工 非鐵金屬ノ湿式製鍊、乾式製鍊又ハ電気精鍊ノ作業（造塊作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

(一五) 金属製鍊工 金属ノ製鍊作業ニ從事スルモノニシテ、(一一)乃至(一四)ニ属セザルモノ

(一六) 非金属 精鍊工 硫黄、砒素等ノ非金属ノ製鍊作業ニ從事スルモノ

(ロ) 製図、現図作業者

(一七) 製 図 手 製図又ハ写図ノ技術的作業（設計ノ補助作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

(一八) 現 図 工 現図展開作業又ハ型板取（現図木型作）作業ニ從事スルモノ

(ハ) 金属材料ノ製造加工作業者

(一九) 金属熔融工 鑄物用又ハ合金用ノ金属熔融作業ニ從事スルモノ

(一〇〇) 操 炉 工 金属加熱炉ノ操作ニ從事スルモノ

(一一) 圧延伸張工 金属ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ為機械ニ依ル金属ノ圧延、伸張、引抜、押出等ノ加工作業ニ從事スルモノ

(一二) 鋳 物 工 鋼、鋼又ハ其ノ他ノ金属ノ铸造作業（ダイカスト铸造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

- (一三三) 鍛 工 鍛冶又ハ鍛造ノ作業（プレスニ依ル火造作業
ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及刃物
製造鍛冶ヲ除ク）ニ從事スルモノ
- (一四) 熱處理工 金属ノ焼入、焼鈍、焼戻、焼準、渗炭、窒化
等ノ熱處理作業ニ從事スルモノ
- (一五) 摘 線 工 金属ノ撚線又ハ合線ノ製造作業（鋼索製造作
業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
- (一六) 剪 断 工 剪断機ニ依ル金属切断作業ニ從事スルモノ
- (一七) 金属加工工 金属材料ノ製造加工作業ニ從事スルモノニシ
テ、（一九）乃至（二六）ニ属セザルモノ
- (二) 機械器具ノ製作作業者
- (一八) 野 書 工 金属加工ノ為野書及心出ノ作業ニ從事スルモ
ノ
- (一九) 旋 盤 工 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト
旋盤、模写旋盤、正面旋盤、堅旋盤、専門旋
盤等ノ旋盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルモ
ノ
- (二〇) タレット工 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依
ル金属加工作業ニ從事スルモノ
- (二一) 中グリ工 中グリ盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルモノ
- (二二) 研 磨 工 研磨盤、ラツブ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル
金属加工作業ニ從事スルモノ
- (二三) ボール盤工 ボール盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルモノ
- (二四) 平 削 工 平削盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルモノ
- (二五) 形 削 工 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金属加工作業ニ從事
スルモノ
- (三六) フライス工 フライス盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルモ
ノ
- (三七) 歯 切 工 齒切盤ニ依ル金属加工作業ニ從事スルモノ
- (三八) 特殊機械工 工作機械ニ依ル金属加工作業ニ從事スルモノ
ニシテ、（二八）乃至（三七）ニ属セザルモノ
- (三九) 非金属
機械工 旋盤、研磨盤又ハボール盤其ノ他各種工作機
械ニ依ルゴム、陶磁器又ハベーグライト等木
材以外ノ非金属ノ加工作業ニ從事スルモノ
- (四〇) 鉄 木 工 造船ニ於テ現岡木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現
場取付組立ノ作業ニ從事スルモノ（船台大工
ヲ含ム）
- (四一) 撓 鉄 工 船体用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業（機械ニ依
ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
- (四二) 填 隙 工 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ從事ス
ルモノ
- (四三) 錛 打 工 錛燒、当盤、錛打等ノ鉸錛作業ニ從事スルモ
ノ
- (四四) 板 金 工 主トシテ手作業ニ依ル金属薄板ノ加工組立作
業ニ從事スルモノ（ブリキ職及銅打物職ヲ含
ム）
- (四五) 金 属
プレス工 主トシテプレスニ依ル金属加工作業ニ從事ス
ルモノ
- (四六) 銅 工 主トシテ艦船用ノ金属板及管ノ加工作業ニ從事ス
ルモノ
- (四七) 配 管 工 金属管ノ加工取付作業ニ從事スルモノ（鉛工
ヲ含ム）

(四八) 製 罐 工 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ

加工組立作業ニ從事スルモノ

(四九) 熔 接 工 電氣又ハ瓦斯ニ依ル金属ノ熔接又ハ燒切ノ作

業ニ從事スルモノ

(五〇) 鉄 工 鉄材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ從事スルモノ

ニシテ、(四〇)乃至(四九)ニ属セザルモノ

(五一) 金属彫刻工 金属板其ノ他金属材料ノ彫刻作業ニ從事スル

モノ

(五二) 光学ガラス工 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信

号用ガラス等ノ光学ガラスノ荒摺、研磨、心

取等ノ作業又ハバルサム作業ニ從事スルモノ

(五三) 目 盛 工 手作業、機械作業又ハ化学作業ニ依ル目盛作

業(文字書作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

(五四) 針金細工工 電線又ハ電纜ノ被覆、鎧装又ハ被鉛ノ作業ニ

從事スルモノ

(五五) 電線被裝工 電線製ノ網、綱等製造ノ作業ニ從事スルモノ

(五六) 卷 線 工 徒手スルモノ

電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ

從事スルモノ

(五七) 絶 緣 工 電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ從事スルモノ

(五八) 電 池 工 蓄電池、湿電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ

作業ニ從事スルモノ(光電池製造作業ニ從事スルモノヲ除ク)

(五九) 真空管類 排氣工 白熱電球、放電燈、真空管、エツクス線管又ハ其ノ他ノ各種真空管類ノ排氣作業ニ從事スルモノ

ルモノ

(六〇) 水 晶 工 電氣通信機用水晶ノ加工作業ニ從事スルモノ

(六一) 義 肢 工 義肢ノ皮部製作及仕上、組立作業ニ從事スルモノ

(六二) 綱 具 工 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ

取付ノ作業(錨及鎖ノ取付作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

(六三) 機 器 製 作 工 機械器具製作ノ作業ニ從事スルモノニシテ、(五二)乃至(六二)ニ属セザルモノ

(六四) 工 具 仕 上 工 切削工具、剪断工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネヂ切削用補助工具其ノ他ノ工具、鑼、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

(六五) 仕 上 工 主トシテ鑼、タガネ等ノ手道具ニ依ル金属品ノ仕上作業(簡単ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ從事スルモノ

(六六) 電 機 組 立 工 電動機其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

(六七) 電 気 通 信 機 組 立 工 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

(六八) 精 密 組 立 工 度量衡器、理学的機械器具、機械的計測器ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ

- (六九) 機械組立工 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ
- (七〇) 航空機組立工 航空機ノ仕上、組立、儀装、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ
- (七一) 自動車工 自動車ノ仕上、組立、儀装、調整又ハ修繕ノ作業ニ從事スルモノ
- (七二) 糸装工 艦船ノ儀装作業ニ從事スルモノ
- (七三) 硫酸工 硫酸製造ノ化学工程ニ從事スルモノ
- (七四) 塩酸工 塩酸製造ノ化学工程ニ從事スルモノ
- (七五) 硝酸工 硝酸製造ノ化学工程ニ從事スルモノ
- (七六) ソーダ工 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金属ソーダ其ノ他ノソーダ塩又ハカリ塩製造ノ化学工程ニ從事スルモノ
- (七七) カーバイド電炉工 カーバイド製造用電氣炉ノ操作ニ從事スルモノ
- (七八) 圧縮ガス工 水素、酸素、炭酸ガス、亜硫酸ガス、塩素ガス、塩化メチレン、塩化メチル等ノ液化ガス又ハ圧縮ガスノ製造作業（原料ガス発生作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
- (七九) 工業薬品工 工業薬品製造ノ化学工程ニ從事スルモノニシテ、（七三）乃至（七八）ニ属セザルモノアルミナ製造ノ化学工程（水晶石製造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ（アルミニウム精鍊ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク）
- (八〇) アルミナ製造工 製造工
- (八一) 人造肥料工 製造工
- (八二) 人造肥料工
- (八三) 硝化綿工 硝化綿製造ノ化学工程ニ從事スルモノ
- (八四) 火薬工 火薬類又ハ化学兵器ノ製造作業ニ從事スルモノ（マツチ製造作業ニ從事スルモノヲ除ク）
- (八五) 火工
- (八六) 染料工 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間体ノ製造ノ化学工程ニ從事スルモノ
- (八七) 顔料塗料工 顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルモノ
- (八八) アンモニヤ合成工 合成法ニ依ルアンモニヤ製造ノ化学工程（原料ガス発生及触媒製造ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
- (八九) 油脂工 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルモノ
- (九〇) 石炭乾溜工 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタルノ製造作業（石炭ノ低温乾溜作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
- (九一) タール分溜工 タールノ分溜、精製ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化学製品ノ製造作業ニ從事スルモノ
- (九二) 人造石油工 人造石油製造ノ化学工程ニ從事スルモノ

(九三) 石油工 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルモノ

(九四) ガス発生炉工 発生炉ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルモノ

(九五) 合成ゴム工 ゴム合成ノ作業ニ從事スルモノ

(九六) ゴム工 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精鍊作業（再生ゴム製造作業ヲ含ム）又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルモノ

(九七) セルロイド工 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化学工程ニ從事スルモノ

(九八) 人造レジン工 ベークライト其ノ他合成樹脂ノ原料製造ノ化学工程ニ從事スルモノ

(九九) パルプ工 製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルモノ

(一〇〇) 製紙工 紙料製造又ハ原紙抄造ノ作業ニ從事スルモノ

(一〇一) 人絹工 人造絹糸、人造短纖維又ハセロフアンノ製造ノ化學ニ從事スルモノ

(一〇二) 電極工 炭素電極ノ製造作業ニ從事スルモノ

(一〇三) 化学電炉工 化学製品製造用電氣炉（カーバイド製造用電氣炉ヲ除ク）ノ操作ニ從事スルモノ

(一〇四) 写真化学工 フィルム、乾板、印画紙又ハ現像薬其ノ他ノ写真用品製造ノ化学工程ニ從事スルモノ

(一〇五) 化学品製造工 化学製品ノ製造工程ニ從事スルモノニシテ、
(八〇) 乃至(一〇四)ニ属セザルモノ

(ト) 窯業、土石類ノ加工作業者

(一〇六) 窯業原料工 陶磁器、煉瓦、セメント又ハガラス等ノ原料ノ粉碎、精製、調合又ハ釉薬ノ調製等ノ作業

ニ從事スルモノ

(一〇七) 成型工 陶磁器、煉瓦等ノ手成型、プレス成型又ハ型打等ノ作業ニ從事スルモノ（旋盤ニ依ルモノヲ除ク）

ニ從事スルモノ

(一〇八) 施釉工 陶磁器、タイル、磁器品又ハ七宝焼ノ釉薬掛ケノ作業ニ從事スルモノ

ニ從事スルモノ

(一〇九) 焼成工 セメント、陶磁器、煉瓦、磁器品等ノ焼成又ハ焼付ノ作業ニ從事スルモノ

ニ從事スルモノ

(一〇一〇) ルツボ工 金属又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理作業ニ從事スルモノ

ニ從事スルモノ

(一一一) ガラス熔解工 ガラス原料ノ熔解作業ニ從事スルモノ

ニ從事スルモノ

(一一二) ガラス吹工 燭、管又ハ球ノ手吹若ハ機械吹作業ニ從事スルモノ（冷シ工ヲ含ム）

ニ從事スルモノ

(一一三) 板ガラス製造工 引上法又ハ円筒法等ニ依ル板ガラス製造ノ作業ニ從事スルモノ（冷シ工ヲ含ム）

ニ從事スルモノ

(一一四) 型物ガラス工 機械又ハ押型ニ依ル型物ガラス、燭等ノ製造ノ作業ニ從事スルモノ（冷シ工ヲ含ム）

ニ從事スルモノ

(一一五) ガラス銀引工 鏡、反射鏡等ガラスノ銀引作業ニ從事スルモノ

ニ從事スルモノ

(一一六) 特殊ガラス工 光学ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、ファイルターカ、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業（ガラスノ熱処理作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ

ニ從事スルモノ

(一一七) ガラス加工工 摺ガラス、カットグラス又ハ強化ガラス等ガラスノ加工又ハ細工ニ從事スルモノ

(一八) 石綿工 石綿ノ紡織又ハ保温材、スレート等石綿製品
製造ノ作業ニ從事スルモノ

(一九) 保温工 保温材取付作業ニ從事スルモノ

(二〇) 烟業工 烟業製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ、
(一〇六) 乃至 (二九) ニ属セザルモノ

(チ) 紡織品、被服身裝品製造作業者

(二二) 起毛、剪毛工 織物ノ起毛作業又ハ剪毛作業ニ從事スルモノ

(二三) フエルト工 フエルト(フエルト帽体ヲ含ム)製造ニ於テ洗毛、開毛、縮絨又ハ圧搾ノ作業ニ從事スルモノ

(二四) 精練漂白工 糸、布其ノ他ノ紡織品ノ精練又ハ漂白作業ニ從事スルモノ(染物職ヲ除ク)

(二五) 機械捺染工 機械ニ依ル捺染ニ於テ縫合セ、糊抜、捺染、蒸熱又ハ水洗ノ作業ニ從事スルモノ

(二六) 編組工 レース編、メリヤス編又ハ組紐等ニ於テ糸巻、編立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

(二七) 洗濯工 洗張、湯熨斗又ハ洗濯ノ作業ニ從事スルモノ

(二八) 製網工 繊維製ノ網(藁製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

(二九) 製網工 繊維製ノ網(藁製品ヲ除ク)ノ製造作業ニ從事スルモノ

(三〇) 布縫工 帆布、翼布、各種テント又ハ軍用被服身裝品
事スルモノ

(一三二) 紡織品加工工 紡織品又ハ被服身裝品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ、(二二) 乃至 (三〇) ニ属セザルモノ

(一三三) 印刷、紙製品製造作業者

(一三一) 文選、植字、文選、植字又ハ解版ノ作業ニ從事スルモノ

(一三四) 活字铸造工 活字ノ铸造作業ニ從事スルモノ

(一三五) 製版、紙型工 紙型取り、凸版、凹版、平版(石版、オフセツト版、グラビヤ版)又ハ写真版等印刷原版ノ製造作業ニ從事スルモノ

(一三六) 印刷工 印刷作業ニ從事スルモノ(印刷機械ノ運転ニ從事スル者ヲ除ク)

(一三七) 特殊写真工 工業用写真、水中写真、航空写真、活動写真又ハ高速度写真ノ撮影、現像若ハ焼付ノ作業ニ從事スルモノ

(一三八) 製本工 製本作業ニ從事スルモノ

(一三九) 印刷、紙製品製造工 印刷又ハ紙製品製造ノ作業ニ從事スルモノニシテ、(一三二) 乃至 (一三七) ニ属セザルモノ

(ヌ) 皮革、骨、羽毛品類製造作業者

(一四〇) 馬鞍工 革製馬鞍又ハ馬具ノ組立、仕上ノ作業ニ從事スルモノ

(一四一) 皮革、骨、羽毛類製品ノ製造作業ニ從事スルモノ

モノニシテ、(一三九) 及 (一四〇) ニ属セザルモノ

(ル) 木製品製造作業者

- (一四二) 製材工 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ從事スルモノ
(一四三) 調木工 パルプ製造ニ於テ皮剥、切断又ハ碎木ノ作業ニ從事スルモノ
(一四四) 合板工 合板ノ製造作業（薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
(一四五) 人造板製造工 各種テツクス類製造ノ作業ニ從事スルモノ
(一四六) コルク加工工 コルク板、壘栓等ノ製造ニ於テ粉碎、調合、圧搾ノ作業ニ從事スルモノ
(一四七) 木工 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業（墨付作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
(一四八) 建具指物工 建具、指物ノ製造作業ニ從事スルモノ
(一四九) 木型工 鑄物用木型ノ製造作業ニ從事スルモノ
(一五〇) 雜貨木型工 帽子木型、足袋木型又ハ陶器木型等ノ製造作業ニ從事スルモノ
(一五一) 造船工 木造船ノ建造作業（短艇製造作業ヲ含ム）ニ從事スルモノ
(一五二) 車大工 荷車等木造車ノ製造作業ニ從事スルモノ
(一五三) 木製品工 木製品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ、
(ヲ) 飲食料品、嗜好品製造作業者
(一五四) 精穀工 米、麦等穀類ノ糊摺、搗精又ハ選別ノ精穀作業
(一五六) 通信電機工 通信電路工 電氣通信電線路（空中線ヲ含ム）ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ從事スルモノ

(一五五) 製粉工 小麦粉、片栗粉又ハ晒餡等製造ニ於ケル原料モノ

選別、粉碎、水晒又ハ乾燥ノ作業ニ從事スルモノ

(一五六) 菓子、パン 菓子又ハパンノ製造作業ニ從事スルモノ

(一五七) 製糖工 砂糖製造ニ於テ甘蔗又ハ甜菜ノ截断、圧搾、滲出、蒸発分蜜又ハ精製ノ作業ニ從事スルモノ

(一五八) 味噌、醤油、酢醸造工 味噌、醤油又ハ酢ノ醸造作業ニ從事スルモノ

(一五九) 酒類醸造工 清酒、焼酎又ハ味淋等ノ和酒若ハ麦酒、葡萄酒

(一六〇) 清涼飲料工 サイダー、ラムネ又ハシロップ等清涼飲料

(一六一) 食料品製造工 製造作業ニ從事スルモノ

(一六二) 罐詰、壘詰、工 壺詰、壘詰食料品製造ニ於テ容器ノ洗滌、原

(一六三) 煙草製造工 煙草ノ製造作業ニ從事スルモノ

(一六四) 製氷、冷凍工 製氷又ハ冷凍ノ作業ニ從事スルモノ

(一六五) 食品製造工 飲食料品又ハ嗜好品ノ製造作業ニ從事スルモノニシテ、(一五四) 乃至 (一六三) ニ属セザルモノ

從事スルモノ

(一六七) 電力電路工 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ從事スルモノ

(一六八) 電力電機工 電氣機械ノ据付又ハ運転ノ作業ニ從事スルモノ

(カ) 実験、試験、検査作業者

(一六九) 金属試験工 金属材料ノ物理的試験作業ニ從事スルモノ

(一七〇) 実験工 物理的又ハ化学的ノ実験作業ニ從事スルモノ

(一七一) 機械検査工 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鉱山用機械、冶金用機械、化学用機械、計器、光学機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電気機械器具、電気計器、電気通信用機械器具

又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルモノ

(一七二) レンズ検査工 レンズ、プリズム、レペル等ノ光学ガラスノ検査作業ニ從事スルモノ

(一七三) 試運転工 原動機、機関、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運転作業ニ從事スルモノ

(一七四) 分析工 化学分析作業ニ從事スルモノ

(一七五) 検査工 各種製品ノ検査又ハ選別作業ニ從事スルモノニシテ、(一六九)乃至(一七四)ニ属セザルモノ

(ヨ) 其ノ他ノ作業者

(一七六) 企画手作業企画、作業研究又ハ単価若ハ原価ノ計算

ノ技術的業務ニ從事スルモノ

(一七七) 記録工 庶務、計理、工務、労務等ニ關スル記録事務、

図面ノ出納並ニ整理及保存、タイブライターニ依ル印字作業ニ從事スルモノ

(一七八) 機械運転工 原動機、機関、ポンプ又ハ機械ノ運転又ハ保繕ノ作業ニ從事スルモノ

(一七九) 起重機運転工 起重機ノ運転ニ從事スルモノ

(一八〇) メツキ工 メツキ、ボンデライト、パークライディング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ從事スルモノ

(一八一) 塗装工 塗料ニ依ル塗装、吹付又ハ焼付ノ作業ニ從事スルモノ

(一八二) 雜職工 職工ニシテ、(一一)乃至(一八)ニ属セザルモノ

(一八三) 土木建築作業者 家屋建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルモノ

(一八四) 堂宮大工 堂宮建築ニ於ケル大工作業ニ從事スルモノ

(一八五) 左官

セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官

作業ニ從事スルモノ

(一八六) 石工 石工作業ニ從事スルモノ

(一八七) 鳥職

足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所ニ於ケル取付

工事等ノ鳶仕事ニ從事スルモノ

(一八八) 屋根職

屋根職作業ニ從事スルモノ

(一八九) 築炉工

熔鉱炉、平炉、熔融炉、加熱炉、窯業用窯其

ノ他ノ工業用炉窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造

又ハ修築ノ作業ニ從事スルモノ

(一九〇) 鉄筋、鉄網工

セメント品製造又ハコンクリート工事ニ於テ
鉄筋又ハ鉄網ノ組立作業ニ從事スルモノ

前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ統制会成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ

第十一條 統制会成立シタルトキハ其ノ会員タル資格ヲ有スル者ハ
総テ其ノ統制会ノ会員トス

第十二条 統制会ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

会長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

統制会ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副会長二人以内

又ハ理事長一人ヲ置クコトヲ得

第十三条 会長ハ統制会ヲ代表シ当該産業ノ統制指導其ノ他ノ会務

ヲ總理ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ予メ会長ノ定ムル順位ニ依リ会長事故アル

トキハ其ノ職務ヲ代理シ会長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事長ハ会長及副会長ヲ輔佐シ会務ヲ掌理シ会長及副会長共ニ事

故アルトキハ会長ノ職務ヲ代理シ会長及副会長共ニ欠員ノトキハ

会長ノ職務ヲ行フ

理事ハ会長、副会長及理事長ヲ輔佐シ会務ヲ分掌シ予メ会長ノ定

ムル順位ニ依リ会長、副会長及理事長共ニ事故アルトキハ会長ノ

職務ヲ代理シ会長、副会長及理事長共ニ欠員ノトキハ会長ノ職務

ヲ行フ

監事ハ統制会ノ財産ノ状況ヲ監査ス

評議員ハ会長ノ諮問ニ対シ答申シ又ハ会長ニ対シ意見ヲ具申ス

第十四条 会長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命

前項ノ銓衡委員ハ当該産業ニ関シ経験アル者及学識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

副会長、理事長、理事及評議員ハ当該産業ニ関シ経験アル者及学識アル者ノ中ヨリ会長之ヲ命ズ

監事ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ評議員之ヲ選任ス

第三項ノ規定ニ依ル副会長、理事長及理事ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

主務大臣第一項ノ規定ニ依ル任命又ハ前項ノ認可ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十五条 統制会ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

会長 三年

副会長 三年

理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

会長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副会長、理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十六条 会長、副会長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七条 統制会ハ当該産業ニ関スル事項ニ付関係各大臣ニ建議スルコトヲ得

統制会ハ関係各大臣ノ諮問ニ対シ答申スベシ

第十八条 統制会ハ其ノ会員及会員タル団体ヲ組織スル者ニ対シ當

該産業ニ関スル事項ノ調査ヲ為ス為必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求メラレタル者ハ遲滞ナク之ヲ提出スベシ

第十九条 統制会ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ会員ニ対シ経費ヲ賦課スルコトヲ得

第二十条 統制会ハ其ノ事業ヲ行フ為特ニ必要アルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ会員ノ全部又ハ一部ニ對

シ前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十一条 統制会ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程ニ違反シタル会員ニ対シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十二条 第十九条若ハ第二十条ノ規定ニ依ル賦課金又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ統制会ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ処分ス此ノ場合ニ於テ統制会ハ其ノ徵収金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第一項ノ規定ニ依ル徵収金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ

準ズベキモノノ徵収金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依

ル

第二十三条 統制会ハ其ノ会員又ハ会員タル団体ヲ組織スル者ノ當

該産業ニ属スル事業ニ関スル統制規程ヲ設定スベシ

第二十四条 定款ノ変更並ニ統制規程ノ設定及変更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第二十五条 統制会ノ会員及会員タル団体ヲ組織スル者ハ當該統制会ノ統制規程ニ依ルベシ

第二十六条 統制会必要アリト認ムルトキハ統制会ノ役員又ハ使用人ヲシテ会員及会員タル団体ヲ組織スル者ノ業務若ハ財産ノ状況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

統制会ノ会員及会員タル団体ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

統制会第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第二十七条 会長当該統制会ノ会員タル法人又ハ会員タル団体ヲ組織スル法人ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ行為ガ左ノ各号ノ一ニ該当シ当該産業ノ統制運営上特ニ支障アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該法人ニ対シ其ノ役員ノ解任ヲ命ズルトキハ但シ当該統制会ノ会員タル統制組合ノ理事長ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 法令又ハ法令ニ基キテ為ス行政官庁ノ処分ニ違反シタルトキ

二 公益ヲ害シタルトキ

三 統制規程ニ違反シタルトキ

第二十八条 通常総会ハ毎年一回会長之ヲ招集ス

会長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時総会ヲ招集スルコトヲ得

第二十九条 左ニ掲グル事項ハ総会ニ諮リ会長之ヲ決ス

一 定款ノ変更

二 収支予算

三 第十九条又ハ第二十条ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵収方法

第三十条 会長ハ毎年総会ニ統制会ノ事業ノ状況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ状況ヲ報告セシムベシ

第三十一条 行政官庁必要アリト認ムルトキハ国家総動員法第三十一条ノ規定ニ依リ統制会又ハ其ノ会員若ハ会員タル団体ヲ組織スル者ヨリ其ノ事業ニ関シ報告ヲ徵シ又ハ当該官吏ヲシテ其ノ事務所、営業所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第三十二条 関係各大臣ハ統制会ニ対シ当該産業ニ関スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

第三十三条 主務大臣当該産業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ統制会ニ対シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ変更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十四条 主務大臣ハ統制会ニ対シ業務及会計ニ関シ監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十五条 主務大臣ハ会長ノ行為ガ法令又ハ法令ニ基キテ為ス处分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他当該産業ノ統制運営上会長ヲ不適当ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣ハ副会長、理事長、理事、監事又ハ評議員ノ行為ガ法令若ハ法令ニ基キテ為ス处分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣前二項ノ規定ニ依リ会長、副会長、理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十六条 統制会ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散ス
主務大臣前項ノ命令ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三章 統制組合

第三十七条 統制組合ハ国民經濟ノ総力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル為当該産業ノ統制運営ヲ図リ且当該産業ニ関スル国策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第三十八条 統制組合ハ一定地区ニ於テ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス
前項ノ地区ハ特別ノ場合ヲ除クノ外道府県又ハ二以上ノ道府県ノ区域ニ依ル

第三十九条 統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル為左ニ掲グル事業ヲ行フ

一 当該地区内ノ当該産業ニ於ケル生産及配給ニ関スル統制指導
其ノ他組合員ノ当該産業ニ属スル事業ニ関スル統制指導

二 当該地区内ニ於ケル当該産業ノ整備確立

三 技術ノ向上、能率ノ増進、経理ノ改善其ノ他組合員ノ当該産業ニ属スル事業ノ発達ニ関スル施設

四 当該地区内ニ於ケル当該産業ニ関スル調査及研究

五 組合員ノ当該産業ニ属スル事業ニ関スル検査

六 前各号ニ掲グルモノノ外統制組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第四十条 統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

一 当該地区内ニ於テ当該産業ヲ営ム者
二 当該地区内ニ於テ当該産業ヲ営ム者

三 第一号ニ掲グル者及前号ニ掲グル团体ヲ以テ組織スル团体又ハ前号ニ掲グル团体ヲ以テ組織スル团体

第四十一条 主務大臣統制組合ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ

定ムル所ニ依リ地区ヲ定メ前条ノ規定ニ依リ組合員タル資格ヲ有スル者ニ対シ統制組合ノ設立ヲ命ズベシ

第四十二条 統制組合ノ定款ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名称

三 地区

四 事務所ノ所在地

五 組合員ニ関スル規定

六 事業及其ノ執行ニ関スル規定

七 役員ニ関スル規定

八 会議ニ関スル規定

九 会計ニ関スル規定

第四十三条 統制組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

統制組合ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副理事長二人以内ヲ置クコトヲ得

第四十四条 理事長ハ統制組合ヲ代表シ当該産業ノ統制指導其ノ他ノ組合事務ヲ総理ス

理事長ハ当該産業ニ関シ経験アル者及学識アル者ノ中ヨリ当該統制組合ノ所属スル統制会ノ会長之ヲ命ズ当該統制組合ノ所属スル統制会ナキトキハ当該産業ニ関シ経験アル者及学識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項前段ノ規定ニ依ル理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ

非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十五条 第十三条第二項第四項乃至第六項及第十四条第三項乃至第五項ノ規定ハ統制組合ノ副理事長、理事、監事及評議員ニ之ヲ準用ス

第四十六条 統制組合ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

理事長 三年

副理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十七条 統制会ノ会長ハ当該統制会ノ会員タル統制組合ノ理事長ノ行為ガ法令又ハ法令ニ基キテ為ス行政官庁ノ処分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他当該産業ノ統制運営上理事長ヲ不適当ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第四十八条 統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ総会ニ代ルベキ総代会ヲ設クルコトヲ得

第二十八条乃至第三十条ノ規定ハ前項ノ総代会ニ之ヲ準用ス

第四十九条 統制組合ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ為スコトヲ要

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テス

第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第五十条 第八条第二項、第十条、第十一项、第十七条乃至第二十

六条、第二十八条乃至第三十四条、第三十五条第一項第二項及第

三十六条第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ

関係各大臣トアルハ第八条第二項、第十条第二項及第三十六条第

一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官庁トス

第四章 雜則

第五十一条 第十七条第二項、第三十一条第一項及第三十二条（各

前条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三十三条（前条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本条及第五十二条ニ於テ同ジ）中関係各大臣、行政官庁又ハ主務大臣トアルハ當該諮詢、報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

陸軍大臣又ハ海軍大臣第三十三条ノ規定ニ依リ命令ヲ為サントスルトキハ當該統制会又ハ當該統制組合ノ所管大臣ニ協議スペシ
第五十二条 当該統制会又ハ當該統制組合ノ所管大臣第三十三条ノ規定ニ依リ命令ヲ為サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スペシ

第五十三条 第五十一条第一項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、
関係各大臣又ハ當該統制会又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ朝鮮、台灣、樺太又ハ南洋群島（以下外地ト称ス）ニ在リテハ各朝鮮總督、台灣總督、樺太府長官又ハ南洋府長官トス

第七条各号ノ一ニ該当スル者ニシテ内地ニ在ルモノト同条各号ノ一二該当スル者ニシテ外地ニ在ルモノトヲ以テ組織スル統制会ニ関スル場合ニ在リテハ本令中主務大臣、関係各大臣又ハ當該統制

会又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ外地ノミニ閔スル事項ニ

閔スル場合ニ限り前項ノ規定ニ拘ラズ各朝鮮總督、台灣總督、樺

太府長官又ハ南洋府長官トス

第二十二条中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、台灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村税ト

アルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、台灣ニ在リテハ市街庄稅、南洋群島ニ在リテハ地方費稅トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ

五トス

第五十四条 主務大臣前条第二項ノ統制会ニ閔シ左ニ掲グル処分ヲ為サントスルトキハ朝鮮總督、台灣總督、樺太府長官又ハ南洋府長官ニ協議スペシ
一 第七条ノ規定ニ依ル指定又ハ第十四条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル任命但シ第七条ノ規定ニ依ル指定ハ同条各号ノ一ニ該定スル者ニシテ外地ニ在ルモノヲ指定スル場合ニ限ル

二 第八条第一項、第三十三条又ハ第三十六条第一項ノ規定ニ依ル命令但シ第三十三条ノ規定ニ依ル命令ハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ガ外地ニ於テ行フ事業ニ閔スルモノナル場合ニ限ル

三 第八条第二項、第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条、

第二十条、第二十四条第一項又ハ第二十七条ノ規定ニ依ル認可但シ第二十条ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制会ノ會員ニシテ外地

ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ対シ賦課金ヲ課スル場

合、第二十七条ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制会ノ會員タル法人

又ハ會員タル團体ヲ組織スル法人ニシテ外地ニ本店又ハ主タル

事務所ヲ有スルモノノ役員ノ解任ヲ命ズル場合ニ限ル

四 第三十五条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル解任

第五十五条 朝鮮總督、台灣總督、樺太庁長官又ハ南洋庁長官左二

掲グル処分ヲ為サントスルトキハ主務大臣ニ協議スベシ

一 第五十三条第二項ノ統制会ニ對スル第三十三条ノ規定ニ依ル命令

二 第五十三条第二項ノ統制会アル場合ニ於テ第四十一条ノ規定ニ依リテ為ス当該產業ニ關スル統制組合ノ設立ノ命令

三 第五十三条第二項ノ統制会ノ會員タル統制組合ニ對スル第五十条ニ於テ準用スル第三十六条第一項ノ規定ニ依ル命令

第五十六条 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外統制会及統制組合ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則
本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年十月十五日
〔一一一三八〕 勅令第九百二十一号
国民職業能力申告令中改正
書ヲ加フ
但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔一一一三九〕 勅令第九百九十五号

国民勤労報國協力令

第一条 國家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム）第五条ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ勤労報國ヲ目的トスル協力ニシテ隊組織ニ依ルモノ（以下國民勤労報國隊ニ依ル協力ト称ス）ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 國民勤労報國隊ニ依ル協力ハ國、地方公共團體又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル者ノ行フ命令ヲ以テ定ムル総動員業務ニ付之ヲ為サシムルモノトス

第三条 國民勤労報國隊ニ依ル協力ヲ為サシムベキ者ハ帝國臣民ニシテ年齢十四年以上四十年未滿ノ男子及年齢十四年以上二十五年未滿ノ女子（妻及届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル女子ヲ除ク）トス

前項該當者以外ノ者ハ志願ニ依リ國民勤労報國隊ニ依ル協力ヲ為サシムルコトヲ得

第六条ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在学者ノ國民勤労報國隊ニ依ル協力ニ關シテハ前二項ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第四条 國民勤労報國隊ニ依ル協力ヲ為サシムル期間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日以内トス
前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意アル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

附 則

第五条 国民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請スペシ

第六条 厚生大臣又ハ地方長官ハ前条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ア

リタル場合ニ於テ国民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為サシムル必要ア

リト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長（市町村長ニ準

ズベキモノヲ含ム以下同ジ）其ノ他ノ団体ノ長又ハ學校長ニ対シ

協力ヲ受クベキ者、作業ノ種類、協力ヲ為スベキ場所及期間並ニ

所要人員数其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ国民勤労報国隊ニ依ル

協力ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第七条 前条ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ国民

勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為スベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨

ヲ本人ニ通知シ協力ニ関シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

前項ノ選定ヲ為スニ当リテハ本人ノ年齢、職業、身體ノ状態、家庭ノ状況、希望等ヲ斟酌スベシ

第八条 前条第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ同項ノ規定ニ依ル指示ニ

從ヒ國民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為スベシ

第九条 国民勤労報国隊ニ依ル協力ニ要スル経費ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外其ノ協力ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトス

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ國民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ

為サシメザルモノトス

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）

及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍学生生徒（海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム）

三 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒

四 陸海軍軍属

五 現ニ徵用中ノ者

六 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙（部隊及学校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍

事上必要ナル総動員業務ニ從事スル者

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十二条 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除クノ外

國民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為サシメザルモノトス

一 現ニ厚生大臣ノ指定スル総動員業務ニ從事スル者

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十三条 厚生大臣又ハ地方長官ハ國民勤労報国隊ニ依ル協力ニ關シ市町村長其ノ他ノ団体ノ長若ハ學校長又ハ國民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為ス者若ハ其ノ協力ヲ受クル者ヲ監督ス

第十四条 第五条、第六条及前二条中厚生大臣トアルハ第六条ノ規定ニ依リ學校長ニ対シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ學校在学者ノ國民勤労報国隊ニ依ル協力ニ関シテハ文部大臣及厚生大臣トス

第十五条 本令ニ於テ學校ト称スルハ第十条第六号ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ヲ謂ヒ學校長ト称スルハ文部大臣ノ所轄ニ屬スル學校ノ長ヲ謂フ

第十六条 前二条ノ規定ハ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台灣ニ在リテハ台灣總督、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台灣ニ在

リテハ州知事又ハ序長、樺太ニ在リテハ樺太府長官、南洋群島ニ在リテハ南洋府長官トシ市町村長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、台灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖厅ニ在リテハ序長）、南洋群島ニ在リテハ南洋府支厅長トシ国民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、台灣ニ在リテハ市長又ハ郡守（澎湖厅ニ在リテハ序長）、樺太ニ在リテハ樺太府支厅長、南洋群島ニ在リテハ南洋府支厅長トス

第十七条 本令ニ規定スルモノノ外國民勤労報國隊ニ依ル協力ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十二月八日
〔一一一四〇〕 勅令第千六十三号

労務調整令(抄)

第一章 総 則

第一条 国家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル労務ヲ確保スル為ニスル國家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六条ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 従業者ノ解雇及退職ノ制限

第二条 厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所（以下指定工場ト称ス）ニ於テ使用セラル從業者又ハ厚生大臣ノ指定スル範囲ノ從業者ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ国民職業指導所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

前項ノ從業者ニ付テハ雇用期間ノ満了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇用關係ノ終了スル場合ニ於テハ引続キ雇用關係ヲ存続セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ国民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受クベキ範囲ノ從業者ヲ使用スル事業主ニ対スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

第三条 前条第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合

二 陸海軍学生生徒（海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム）ニ採用セラレタル場合

三 國家総動員法第四条ノ規定ニ基キ徵用セラレタル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

前条第一項及第二項ノ規定ハ國及道府県、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セズ

第三章 従業者ノ雇入、就職及使用ノ制限

第四条 技術、技能又ハ學識経験ヲ有スル者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ（以下技能者ト称ス）ノ雇入及就職ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ国民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合又ハ国民職業指導所ノ紹介アル場合ヲ除クノ外之ヲ為スコトヲ得ズ

第五条 前条ノ規定ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 年令十四年未満若ハ年令六十年以上ノ男子又ハ年令十四年未

満若ハ年令四十年以上ノ女子タル技能者ノ雇入及就職ノ場合

二 入営（応召ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ヲ命ゼラレ若ハ徵用セラ

レタルニ因リ解雇セラレタル者又ハ入営若ハ徵用ノ期間中雇用期間ノ満了シタル者ガ其ノ退営（入営ノ際行フ身体検査ノ結果

帰郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム）若ハ徵用解除ノ日ヨリ三月以内ニ再ビ原職ニ復帰スル場合

三 学校卒業者使用制限令第一条ノ卒業者ノ雇入及就職ノ場合

四 国及道府県ニ於ケル技能者ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六条 本令施行後国民学校初等科（内地ニ於ケル之ニ準ズベキモ

ノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ又ハ国民学校高等科（内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）ヲ修了シ若ハ中途退学シタル

後二年ヲ経過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ（以下国民学校修了者ト称ス）ノ雇入及就職ハ国民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ但シ国及道府県ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七条 年令十四年以上四十年未満ノ男子又ハ年令十四年以上二十五年未満ノ女子ニシテ技能者及国民学校修了者タラザルモノ（以下一般青壯年ト称ス）ノ雇入及就職ハ左ノ各号ノ一二該当スル場合ヲ除クノ外之ヲ為スコトヲ得ズ

一 国民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入及就職スル場合

二 指定工場ノ事業主、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ営ム者又ハ厚生大臣ノ指定スル者命令ノ定ムル所ニ依リ国民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入ルベキ一般青壯年ノ員数其ノ他雇入ニ関ス

ル事項ニ付国民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ一般青壯年ノ雇入及就職ニ付國

民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

第八条 前条ノ規定ハ左ノ各号ノ一二該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 第五条第一号ノ場合

二 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蚕業及水産業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

四 国及道府県ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第九条 厚生大臣ハ労務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十条 前条ノ規定ハ国及道府県ニ於ケル労務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十二条 国民学校初等科又ハ国民学校高等科在学中ノ者ヲ雇入レ

其ノ者ガ国民学校初等科ヲ修了シ若ハ中途退学シタル場合引続キ其ノ者ガ国民学校高等科ヲ修了シ又ハ国民学校高等科ニ進学セザル場合又ハ国民学校高等科ヲ修了シ若ハ中途退学シタル場合引続キ其ノ者ヲ雇用スル場合ニ於テハ第六条ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ国民学校初等科ヲ修了シ又ハ国民学校高等科ヲ修了シ若ハ中途退学スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

年令十四年未満ノ者ヲ雇入レ引続キ其ノ者ヲ雇用スル場合ニ於テハ第七条ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年令十四年ニ達スル時ニ

於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

事業主其ノ雇用スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所属ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ後ノ使用

ノ場所ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ
関シ第六条若ハ第七条ノ規定ニ依ル認可又ハ第六条ノ規定ニ基キ
テ発スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ対スル
認可又ハ不認可ノ処分アル時ニ雇入及就職スルモノト看做ス

第四章 雜 則

第十二条 国民職業指導所長本令又ハ本令ニ基キテ発スル命令ニ依

必要アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得
ル認可ノ申請ニ付不正若ハ虚偽ノ事実アリト認ムルトキ又ハ特ニ

第十三条 第四条、第六条又ハ第七条ノ規定ニ違反スル雇入又ハ就
職アリタル場合ニ於テハ国民職業指導所長ハ雇入ヲ為シタル者ニ
対シ雇入レタル者ノ解雇ヲ、就職シタル者ニ対シ退職ヲ命ズルコ
トヲ得前条ノ規定ニ依リ認可ノ取消アリタル場合亦同ジ

第十四条 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關
シ事業主ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十五条 国民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、
使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ
基ク報告ヲ微スルコトヲ得

第十六条 厚生大臣、地方長官又ハ国民職業指導所長必要アリト認
ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ国家総
動員法第三十一条ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ関係ノ工場、事業
場其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムル
コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ

其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第十七条 前三条ノ規定ハ国及道府県ノ從業者ノ雇入、使用及解雇

ニハ之ヲ適用セズ

国民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府県ニ於テ為
ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ從業者ヲ使用スル官衙（陸
海軍ノ部隊及学校ヲ含ム）又ハ道府県ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得
第十八条 厚生大臣第二条第一項ノ規定ニ依リ工場、事業場其ノ他
ノ場所又ハ從業者ノ範囲ヲ指定セントスルトキハ内閣總理大臣ニ
協議スベシ——第十九条及第二十条（外地關係）省略——

附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ内地、樺太及南洋群
島ニ於テ第七条第二号ノ規定ノ、朝鮮及台灣ニ於テ第十九条第二号
及第三号ノ規定ノ実施ノ為ニ予メ必要ナル範囲内ニ於テハ公布ノ日
ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令及青少年雇入制限令ハ之ヲ廃止ス但シ本令施行前
ニ為シタル行為ニ關スル罰則ノ適用及本令施行前ニ從業者移動防止
令第五条ノ規定ニ違反スル雇入ヲ為シタル者ニ対スル同令第八条ノ
規定ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

国民労務手帳法施行令中左ノ通改正ス

第八条第一項第一号ヲ左ノ如ク改ム

一 労務調整令第二条第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケ退職スルト
キ又ハ同令第四条若ハ第七条第三号ノ規定ニ依ル認可若ハ同令
第六条但書ノ規定ニ基ク命令ニ依ル認可ヲ受ケ就職スルトキ

昭和十六年十二月十一日

〔二一一一四一〕 勅令第千八十四号

企業許可令

第一条 国家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十六条ノ規定ニ基ク事業ニ属スル設備ノ新設、拡張又ハ改良ノ制限及國家総動員法第十六条ノ三ノ規定ニ基ク事業ノ開始又ハ委託ニ関スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル為企業ノ整備統制ノ基礎ヲ確立スルコトヲ目的トス

第三条 閣令ヲ以テ指定スル事業（以下指定事業ト称ス）ヲ開始セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官厅ノ許可又ハ重要産業団体令ニ依ル統制会ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ（以下指定統制会ト称ス）ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ許可又ハ承認ハ工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所（事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行フ区域ヲ含ム）毎ニ之ヲ為ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

行政官厅又ハ指定統制会必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可又ハ承認ニ条件ヲ付スルコトヲ得

第四条 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ヲ他人ニ委託セントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官厅ノ許可又ハ指定統制会ノ承認ヲ受クベシ

第五条 相続人ガ被相続人ノ行フ指定事業ヲ承継シタルトキハ相続人ハ第三条ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ相続人ハ主務大臣ノ定ムル期間ヲ限り第三条ノ規定ニ拘ラズ其ノ承継シタル事業ヲ行フコトヲ得
前項ニ掲グル相続人前項ノ期間内ニ第三条ノ許可又ハ承認ヲ申請

シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ対スル処分ノ日迄亦前項ニ同ジ

第一項ノ場合ニ於テハ相続人ハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官厅ニ報告スベシ

第六条 指定事業ニ属スル設備ニシテ主務大臣ノ指定スルモノノ新設、拡張又ハ改良ヲ為サントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官厅ノ許可又ハ指定統制会ノ承認ヲ受クベシ

第七条 指定事業ノ指定アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者又ハ其ノ相続人ハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ヲ行フ旨ヲ行政官厅ニ報告スベシ

第八条 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廃止シタルトキ又ハ其ノ事業ヲ他人ニ委託シタル場合ニ於テ其ノ委託終了シタルトキハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官厅ニ報告スベシ

第九条 本令ニ依リ許可又ハ承認ヲ要スベキ事項ニ付他ノ法令ニ依ル行政官厅ノ許可、認可其ノ他ノ处分アリタルトキハ本令ニ依ル許可又ハ承認アリタルモノト看做ス

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 行政官厅必要アリト認ムルトキハ國家総動員法第三十一条ノ規定ニ基キ指定事業ヲ行フ者ヨリ其ノ事業ニ関スル報告ヲ徵シ又ハ当該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨検シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨検検査セシムル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帶セシムベシ

第十二条 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、台湾、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮総督、台湾総督、樺太府長官又ハ南洋府長官ト

シ閣令トアルハ朝鮮又ハ台灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ序令トス

附 則

本令ハ昭和十六年十二月十三日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、台灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十二月十六日

〔一一一四二〕 勅令第千百二十九号

國民徵用令中改正

第一条中「賃金其ノ他ノ労働条件」ヲ「賃金、給料其ノ他ノ從業条件」ニ改ム

第二条中「職業紹介所」ヲ「國民職業指導所」ニ改ム

第三条第二項中「軍事上特ニ必要アル場合」ヲ「特別ノ必要アル場合」ニ改ム

第四条中「管理ノ目的タル」ヲ削リ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ施設（以下指定工場ト称ス）ニ於テ行フ総動員業務ニ從事セシムルコトヲ得

第六条第一項中「管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加フ
第八条中「第三号」ノ上ニ「第二号又ハ」ヲ、「管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加フ

第十二条中「又ハ管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加ヘ「官衙若ハ管理工場」ヲ「官衙、管理工場若ハ指定工場」ニ改ム
第十三条中「官衙若ハ管理工場」ヲ「官衙、管理工場若ハ指定工場」ニ改ム

第十四条第一項中「管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加ヘ同條第二項中「管理工場」ノ下ニ「又ハ指定工場」ヲ加フ
第十七条、第十八条第二項並ニ第十九条第二項及第六項中「管理工場」ノ下ニ「又ハ指定工場」ヲ加フ
第十九条ノ二中「管理工場」ノ下ニ「又ハ指定工場」ヲ加ヘ「賃金其ノ他ノ労働条件」ヲ「賃金、給料其ノ他ノ從業条件」ニ改ム
第十九条ノ三 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之カ為徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ対シ扶助ヲ為スルコトヲ得被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ為死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ対シ扶助ヲ為スコトヲ得

前二項ノ家族又ハ遺族ノ範囲及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル扶助ガ被徵用者ニシテ管理工場若ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ対シ為サレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入セシムルコトヲ得
第二十三条第一項及第二十五条第二項中「職業紹介所長」ヲ「國民職業指導所長」ニ改ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則